

長野市立地適正化計画

資料編

平成29年3月

(令和5年3月一部更新)

長野市

長野市立地適正化計画 資料編

目 次

1	立地適正化計画と上位計画の比較一覧	1
2	都市計画運用指針による望ましい居住誘導区域のエリア	2
3	市街化区域の人口密度	3
4	誘導都市機能（施設）とビジョンとして立地が望ましいと示す施設の違い	4
5	各種都市機能（施設）の立地と利用圏域のカバー状況及び人口カバー率	5
6	各種都市機能（施設）の立地と利用圏域のカバー状況図面の更新	8
7	長野市人口ビジョン改訂版（令和4年2月）と居住誘導区域内の人口密度の目標値 設定について	37
8	都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合の推移	40
9	公共交通による移動手段が確保されている地区の人口割合の推移	41
10	地域における災害リスクの詳細	42
11	「長野市立地適正化計画（素案）」に対する意見募集（パブリックコメント）等の 結果（H29策定時）	75
12	「長野市立地適正化計画改定（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）等 の結果（R3改定時）	79

1 立地適正化計画と上位計画の比較一覧

■ 上位計画との比較

	都市計画区域マスタープラン	都市計画マスタープラン	立地適正化計画
名称	都市計画区域の整備、開発及び保全の方針	市町村の都市計画に関する基本的な方針	住宅及び都市機能増進施設の立地の適正化を図るための計画
法律	都市計画法第6条の2	都市計画法18条の2	都市再生特別措置法第81条
対象区域 (長野市の場合)	長野都市計画区域 飯綱高原都市計画区域	長野市全域	長野都市計画区域(主に市街化区域)
計画期間	中長期 「都市計画の目標」としては、おおむね20年後の都市の姿を展望		おおむね5年ごとに施策の実施状況を調査、分析、評価
(長野市の場合)	長野：H24-H37(14年) [2012年-2025年] 飯綱：H28-H42(15年) [2016年-2030年]	H29-H48(20年) [2017年-2036年] 中間目標：H29-H38(10年) [2017年-2026年]	H29-H38(10年) [2017年-2026年] 中間目標：H29-H33(5年) [2017年-2021年]
性格	広域的観点から、保全すべき緑地の配置や都市計画の基本的な方針を定める (代表例：区域区分の設定)	まちづくりの具体性ある将来ビジョンを確立し、地区別のあるべき市街地像を示す (代表例：土地利用の方針)	緩やかな開発コントロールとインセンティブにより従来の都市計画制度と財政・金融・税制等による支援措置とを結びつけ、具体的な都市像の実現を目指すアクションプラン
定めるものの例	<ul style="list-style-type: none"> 当該区域の広域的な位置付けを踏まえた上での、都市計画の目標(都市づくりの基本理念、地域毎の市街地像) 区域区分の決定の有無 主要な都市計画の決定の方針(土地利用、都市施設の整備、市街地開発事業、自然的環境の整備又は保全) 	<ul style="list-style-type: none"> まちづくりの理念や都市計画の目標 全体構想(目指すべき都市像とその実現のための主要課題、課題に対応した整備方針等) 地域別構想(あるべき市街地像等の地域像、実施されるべき施策) 	【必須事項】 <ul style="list-style-type: none"> 立地適正化計画の区域 立地の適正化に関する基本的な方針 居住誘導区域 都市機能誘導区域 誘導施設 【必要に応じて設定】 <ul style="list-style-type: none"> 駐車場配置適正化区域 跡地等管理区域 公共交通等に関する事項
備考	マスタープランの対象期間は相当長期間となることから、マスタープランに詳細な計画内容を記述するには限界がある。		届出・勧告や各種の支援措置等を活用することが可能となる。 特例措置 支援措置、税制措置

「第8版 都市計画運用指針(平成27年1月策定、同年6月・12月・平成28年4月一部改訂)」等より作成

2 都市計画運用指針による望ましい居住誘導区域のエリア

居住誘導区域とは、都市再生特別措置法第81条第2項第2号に定める「都市の居住者の居住を誘導すべき区域」で、下記AのエリアからBのエリア（必要に応じてB' やB'' のエリア）を除いて定めるものとされている。

<p>A 居住誘導区域を定めることが考えられる区域</p>	<p>都市計画区域内で</p> <ul style="list-style-type: none"> 都市機能や居住が集積している都市の中心拠点及び生活拠点並びにその周辺の区域 都市の中心拠点及び生活拠点に公共交通により比較的容易にアクセスすることができ、都市の中心拠点及び生活拠点に立地する都市機能の利用圏として一体的である区域 合併前の旧町村の中心部等、都市機能や居住が一定程度集積している区域 						
<p>（：上記Aのエリアから下記B（必要に応じてB' やB'' ）のエリアを除いて定める） <灰色…長野市においては、市街化区域内では検討の必要がないもの></p>							
<p>B 居住誘導区域に含まないこととされている区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 市街化調整区域*₁ 災害危険区域のうち、住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域*₂ 農用地区域又は農地若しくは採草放牧地の区域*₃ 保安林、保安林予定森林の区域、保安施設地区若しくは保安施設地区に予定された地区*₄ 						
<p>B' 原則として、居住誘導区域に含まないこととすべき区域</p>	<table border="0"> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 （B以外の）災害危険区域 急傾斜地崩壊危険区域 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 津波災害特別警戒区域 地すべり防止区域 </td> </tr> <tr> <td colspan="2"> <p>≪区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況等から判断する区域≫</p> </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域 浸水想定区域 各調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 </td> <td> <ul style="list-style-type: none"> 津波災害警戒区域 都市浸水想定区域 </td> </tr> </table>	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 （B以外の）災害危険区域 急傾斜地崩壊危険区域 	<ul style="list-style-type: none"> 津波災害特別警戒区域 地すべり防止区域 	<p>≪区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況等から判断する区域≫</p>		<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域 浸水想定区域 各調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 	<ul style="list-style-type: none"> 津波災害警戒区域 都市浸水想定区域
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害特別警戒区域 （B以外の）災害危険区域 急傾斜地崩壊危険区域 	<ul style="list-style-type: none"> 津波災害特別警戒区域 地すべり防止区域 						
<p>≪区域の災害リスク、警戒避難体制の整備状況等から判断する区域≫</p>							
<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害警戒区域 浸水想定区域 各調査結果等により判明した災害の発生のおそれのある区域 	<ul style="list-style-type: none"> 津波災害警戒区域 都市浸水想定区域 						
<p>B'' 居住誘導区域に含めることについては慎重に判断を行うことが望ましい区域</p>	<ul style="list-style-type: none"> 用途地域のうち工業専用地域、流通業務地区等、法令により住宅の建築が制限されている区域 特別用途地区、地区計画等のうち、条例により住宅の建築が制限されている区域 過去に住宅地化を進めたものの居住の集積が実現せず、空地等が散在している区域であって、人口等の将来見通しを勘案して今後は居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 工業系用途地域が定められているものの工場の移転により空地化が進展している区域であって、引き続き居住の誘導を図るべきではないと市町村が判断する区域 						

「第8版 都市計画運用指針（平成27年1月策定、同年6月・12月・平成28年4月一部改訂）」より作成

- *1：都市計画法第7条第1項に規定する市街化調整区域。市街化調整区域は、市街化を抑制すべきとされる区域
- *2：建築基準法（昭和25年法律第201号）第39条第1項に規定する災害危険区域のうち、同条第2項の規定に基づく条例により住居の用に供する建築物の建築が禁止されている区域
- *3：農業振興地域の整備に関する法律（昭和44年法律第58号）第8条第2項第1号に規定する農用地区域又は農地法（昭和27年法律第229号）第5条第2項第1号に掲げる農地若しくは採草放牧地の区域
- *4：自然公園法（昭和32年法律第161号）第20条第1項に規定する特別地域、森林法（昭和26年法律第249号）第25条若しくは第25条の2の規定により指定された保安林の区域、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）第14条第1項に規定する原生自然環境保全地域若しくは同法第25条第1項に規定する特別地区又は森林法第30条若しくは第30条の2の規定により告示された保安林予定森林の区域、同法第41条の規定により指定された保安施設地区若しくは同法第44条において準用する同法第30条の規定により告示された保安施設地区に予定された地区

3 市街化区域の人口密度

本市においては、市街化区域に一定の人口集積がみられ、将来の全市的な人口減少を考慮しても市街地の無秩序な拡大が生じない限り、市街化区域内の人口密度は、ある程度確保できる見通しである。

平成27年の国勢調査の結果をベースとした都市計画基礎調査の市街化区域の人口密度は48.6（人/ha）であり、おおよそ20年後となる令和17年の推計値では、市街化区域の人口密度は43.9（人/ha）であり、生活サービス機能の持続性確保に最低限必要な人口密度（40人/ha）以上を維持できる見通しである。

都市計画マスタープラン
目標年次：令和18(2036)年

長野市全体の人口推計(国立社会保障人口問題研究所データ)

和暦	H22	H27	R2	R7	R12	R17	R22
西暦	2010年	2015年	2020年	2025年	2030年	2035年	2040年
長野市全体の人口(人)	381,511	377,598	371,276	362,556	352,554	341,305	328,937

実績 ← 推計 →

市街化区域の人口推計

市街化区域の人口(人)	286,865	289,184	284,342	277,664	270,004	261,389	252,683
市街化区域人口密度(人/ha)	48.2	48.6	47.8	46.7	45.4	43.9	42.5

※市域全体の人口に対する市街化区域の人口が占める比率が、将来も一定であると仮定し、平成27年の実績値から国立社会保障人口問題研究所の人口予測の推計トレンドを用いて推計

○区域設定の基準について

(立地適正化計画の作成に係るQ&A（国交省、令和4年4月1日改訂）より）

生活サービス機能の持続的確保が可能な面積範囲内の区域

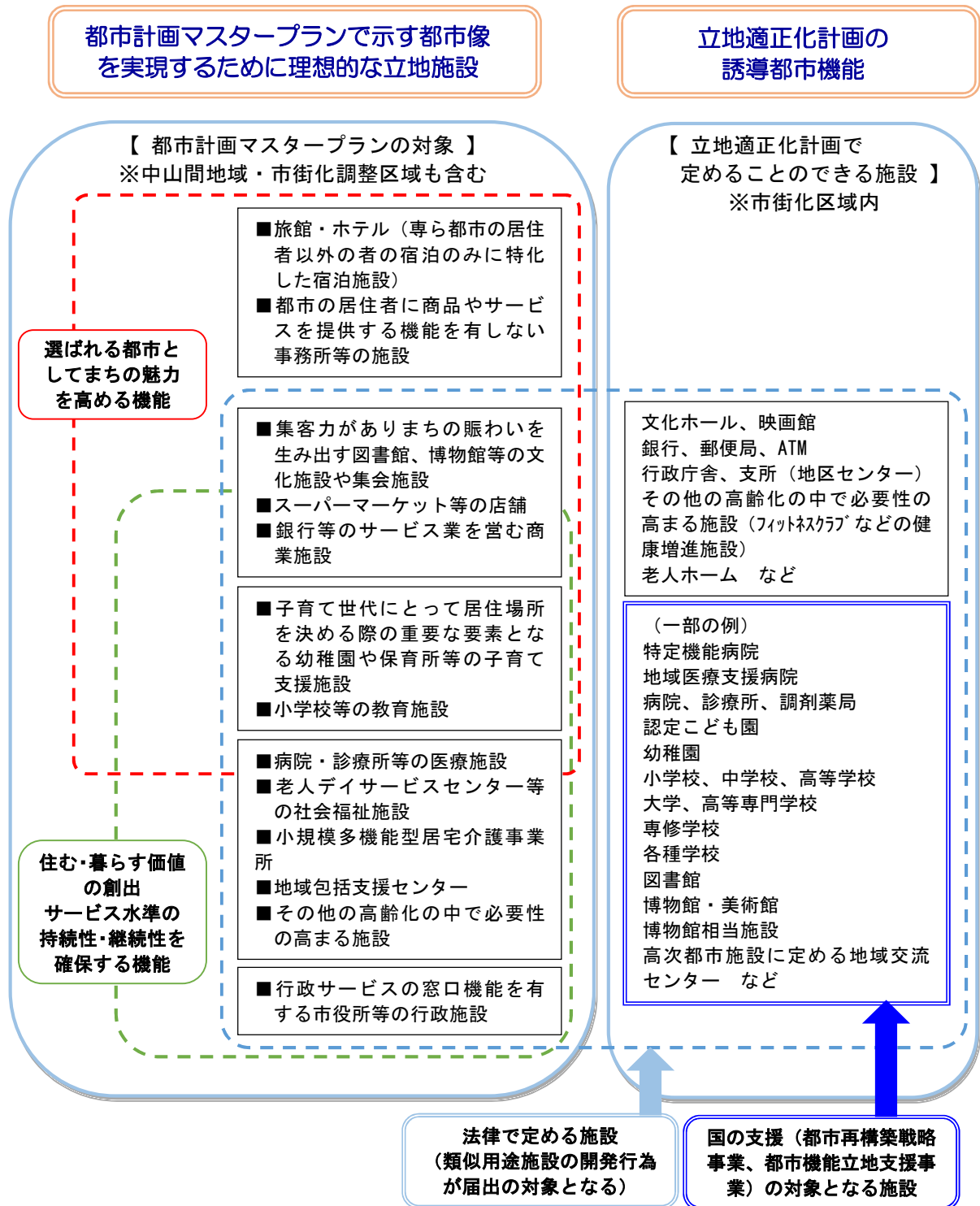
- 社会保障・人口問題研究所の将来推計人口等をベースに、区域外から区域内に現実的に誘導可能な人口を勘案しつつ、区域内において、少なくとも現状における人口密度を維持することを基本に、医療、福祉、商業等の日常生活サービス機能の持続的な確保が可能な人口密度水準が確保される面積範囲内の区域

※生活サービス機能の持続性確保に必要な人口密度としては、計画的な市街化を図るべき区域とされる市街化区域の設定水準が一つの参考となる。

※市街化区域は、相当の人口及び人口密度を有する既成市街地とその周辺や計画市街地とされており（都市計画法施行令8条）、既成市街地には40人/ha以上が連担して人口3,000人以上であることが求められる（同施行規則8条）」

4 誘導都市機能（施設）とビジョンとして立地が望ましいと示す施設の違い

法律に基づき立地適正化計画のなかで位置づけるべき誘導都市機能と、望ましい都市の姿として都市計画マスタープランにおいてビジョンとして生活圏への立地が望ましいと示す施設のの違いについては以下のようなになる。



5 各種都市機能（施設）の立地と利用圏域のカバー状況及び人口カバー率

■各施設利用圏（徒歩圏 800mまたは 1km）の状況一覧（面積、カバー人口）

集計施設	区域内人口と割合				区域内高齢者人口（65歳以上）と割合			
	H27.11時点		R2.5時点		H27.11時点		R2.5時点	
	人口	割合※1	人口	割合※1	人口	割合※2	人口	割合※2
長野市全域	383,630	100%	374,705	100%	105,219	100%	110,949	100%
コンビニ ※3	323,126	84.2%	365,607 (飲食店利用圏を含む)	97.6%	82,572	78.5%	106,282 (飲食店利用圏を含む)	95.7%
スーパー・生協 ※3	271,240	70.7%			69,588	66.1%		
大規模小売店（食料品取扱）	213,393	55.6%	211,859	56.5%	52,320	49.7%	56,018	50.5%
大型小売店（専門店等）	広域利用が想定される							
診療所 ※3	328,020	85.5%	320,205	85.5%	85,490	81.2%	89,104	80.3%
歯科診療所 ※3	326,905	85.2%	324,072	86.5%	83,877	79.7%	89,658	80.8%
病院 ※3	132,212	34.5%	131,694	35.1%	35,212	33.5%	37,689	33.9%
銀行、信用金庫、JA ※3	275,466	71.8%	267,500	71.4%	71,411	67.9%	73,860	66.5%
郵便局	311,571	81.2%	307,257	82.0%	82,211	78.1%	87,107	78.5%
小学校	通学区指定のため、利用者が限定される							
中学校								
高等学校・短期大学・大学等	広域利用が想定される							
子育て支援施設	334,940	87.3%	328,710	87.7%	17,199	90.7%	15,262	91.3%
一時預かり指定園	広域利用が想定される							
老人福祉施設（1Km）	訪問系施設のため広域利用が想定される							
その他福祉施設	55,889	14.6%	95,124	25.4%	13,974	13.3%	26,913	24.2%
公的集会施設	249,638	65.1%	245,584	65.5%	67,398	64.1%	71,253	64.2%
美術館・博物館・動物園	広域利用が想定される							
図書館	広域利用が想定される							
健康増進施設 （運動場・体育館など）	広域利用が想定される							
集客施設（映画館・劇場など）	広域利用が想定される							

※1：市全体の人口に対する割合

※2：市全体の高齢者人口に対する割合（子育て支援機能施設のみ保育対象者*）

*：保育園対象者：5歳以下（住民基本台帳人口で月齢把握できないため実態より多い）

※3：H27時点とR2時点では施設立地状況の出典データは異なる（R2より長野市GISデータを使用）

■都市機能の現在の集積状況

各機能を拠点毎に誘導することの必要性を検討するためには、各機能の立地状況を把握することが必要である。ここでは、主要な都市機能について、各拠点の都市機能誘導区域または徒歩圏※における現在の立地状況について整理する。

※徒歩圏は中心となる駅または旧駅から半径800mと設定

1) 日常生活に関連する機能の立地状況

日常生活に必要な機能の立地状況を拠点別の誘導区域ごとに立地の有無を整理する。

◎：区域内に立地

△：区域内に、施設の徒歩圏（又は利用圏）が含まれる

×：区域内に、施設利用圏も含まれない

■ 日常生活に関連する機能の立地状況（商業・医療・金融）

地域名	拠点の中心	広域拠点、地域拠点における立地状況					
		商業機能		医療機能		金融機能	
		食品営業（コンビニ・スーパー・飲食店等）	大規模商業施設（生鮮食品・日用品）	診療所	歯科診療所	銀行 信用金庫 JA	郵便局
長野地区 中心市街地 （広域拠点）	長野駅	◎	◎	◎	◎	◎	◎
地域拠点	篠ノ井	篠ノ井駅	◎	◎	◎	◎	◎
	松代	旧松代駅	◎	◎	◎	◎	◎
	北長野	北長野駅	◎	◎	◎	◎	◎

■ 日常生活に関連する機能の立地状況（公共）

地域名	拠点の中心	広域拠点、地域拠点における立地状況				
		教育機能		福祉機能		集客機能
		小学校	中学校	子育て支援施設 （保育園・幼稚園・ 児童福祉施設）	老人福祉施設	公的集会施設
長野地区 中心市街地 （広域拠点）	長野駅	◎	◎	◎	◎	◎
地域拠点	篠ノ井	篠ノ井駅	◎	◎	◎	◎
	松代	旧松代駅	◎	◎	◎	◎
	北長野	北長野駅	◎	◎	◎	◎

2) 広域的な都市機能の立地状況

利用圏が広域的な都市機能の立地状況を拠点別の誘導区域ごとに立地の有無を整理する。

◎：区域内に立地

△：区域内に、施設の徒歩圏（又は利用圏）が含まれる

×：区域内に、施設利用圏も含まれない

■ 広域的な都市機能の立地状況（生活利便）

地域名	拠点の中心	広域拠点、地域拠点における立地状況				
		商業機能		医療機能	教育機能	
		百貨店・ 寄合百貨店・ 駅ビル	大規模買物施設 （専門店・ ホームセンター）	病院	専門学校 ・大学等	
長野地区 中心市街地 （広域拠点）	長野駅	◎	◎	◎	◎	
地域拠点	篠ノ井	篠ノ井駅	/	◎	△	×
	松代	旧松代駅	/	×	◎	×
	北長野	北長野駅	/	◎	◎	×

■ 広域的な都市機能の立地状況（文化）

地域名	拠点の中心	広域拠点、地域拠点における立地状況		
		集客機能		
		美術館・ 博物館・ 動物園	図書館	集客施設 （映画館・劇場など）
長野地区 中心市街地 （広域拠点）	長野駅	◎	◎	◎
地域拠点	篠ノ井	篠ノ井駅	◎	◎
	松代	旧松代駅	◎	◎
	北長野	北長野駅	/	/

※立地状況の検証は各拠点の性格・役割から対象を定めた（セル内の斜線）

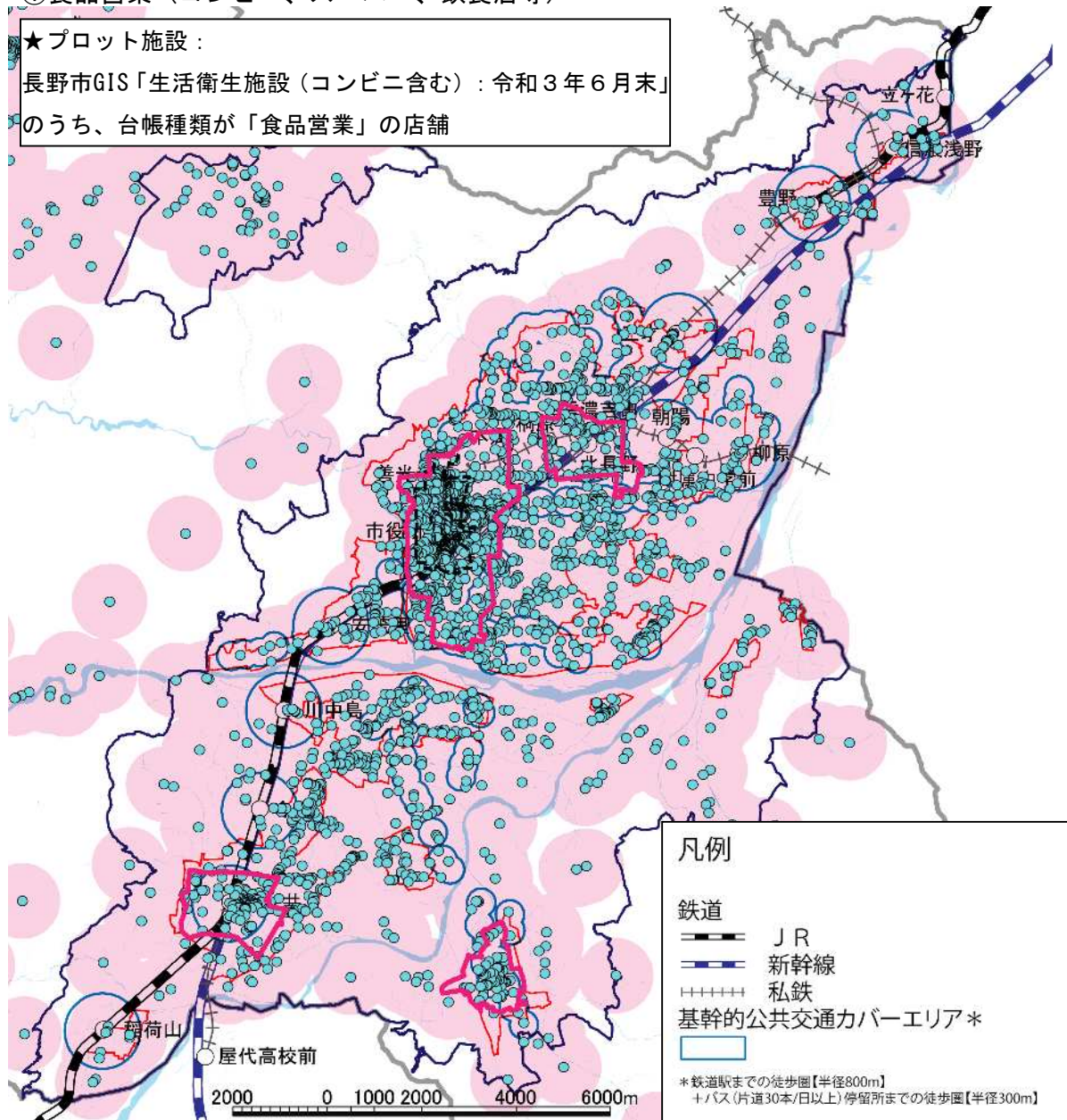
6 各種都市機能（施設）の立地と利用圏域のカバー状況図面の更新

■商業機能

①食品営業（コンビニ、スーパー、飲食店等）

★プロット施設：

長野市GIS「生活衛生施設（コンビニ含む）：令和3年6月末」のうち、台帳種類が「食品営業」の店舗



凡例

鉄道

- JR
- 新幹線
- ++++ 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*

- * 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
- + バス（片道30本/日以上）停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界

- 市街化区域
- 都市計画区域
- 長野地区中心市街地
- 都市機能誘導区域

施設

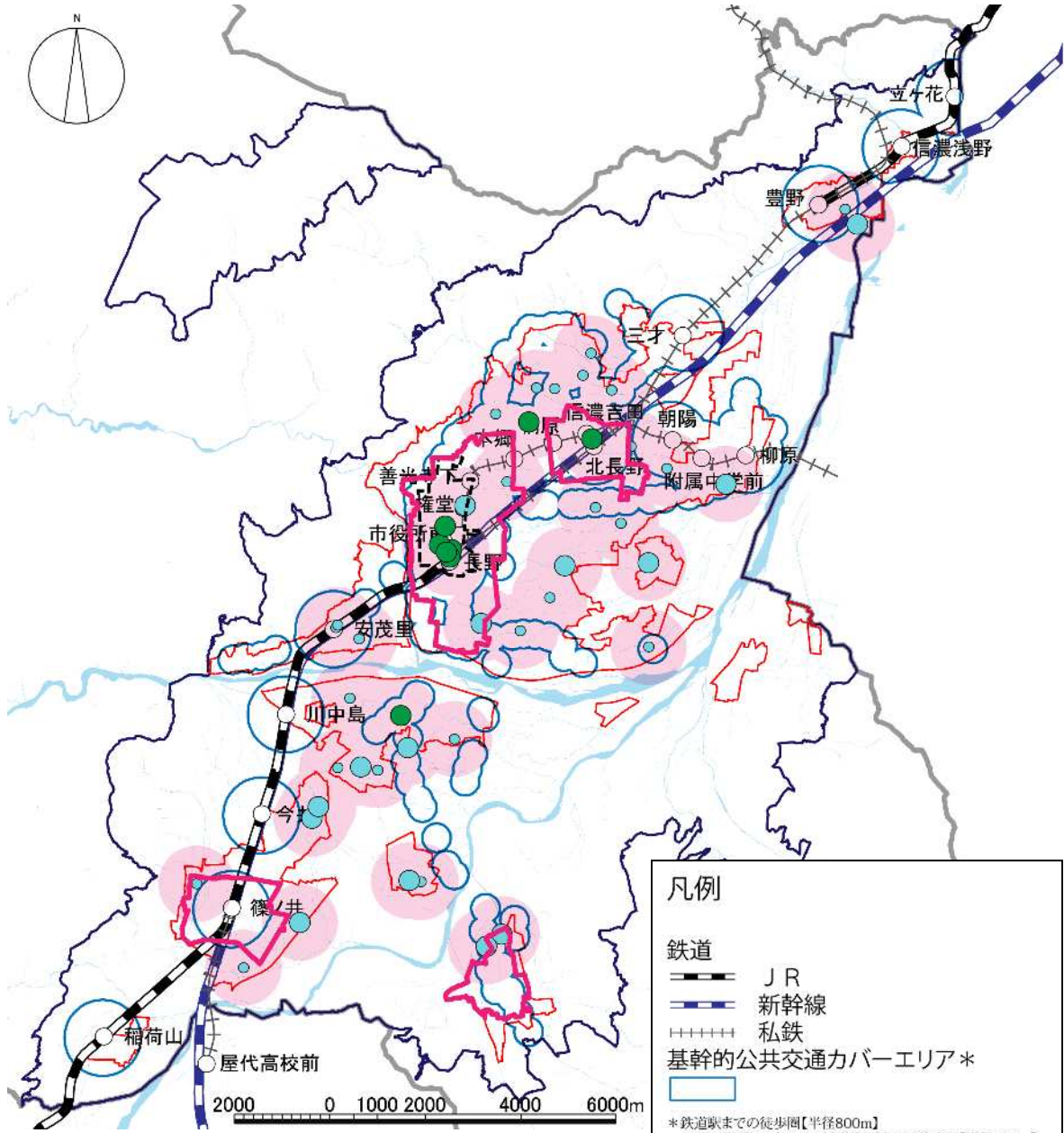
- 台帳種類「食品営業」（飲食店含）
- 台帳種類「食品営業」から800m圏

カバー率等（住民基本台帳人口R2.5.16現在）

全年齢		高齢者（65歳以上）	
実数（人）	割合※	実数（人）	割合※
365,607	97.6%	106,282	95.7%

※市全体の居住者に対する割合

②大型小売店（主に食料品を取り扱う小売店の入っている店舗）



凡例

鉄道
 — JR
 — 新幹線
 +++++ 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*
 [Blue circle symbol]

* 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 + バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界
 [Grey line symbol] 市街化区域
 [Red line symbol] 都市計画区域
 [Blue line symbol] 長野地区中心市街地
 [Dashed line symbol] 都市機能誘導区域

施設
 ● 百貨店・ショッピングセンター
 大型(食品・総合)スーパー
 ● 店舗面積3,000㎡以上
 ● 1,000㎡以上3,000㎡未満
 [Pink circle symbol] 大規模買い物施設から800m圏

カバー率等(住民基本台帳人口R2.5.16現在)

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
211,859	56.5%	56,018	50.5%

※市全体の居住者に対する割合

★プロット施設：

「平成25年度都市計画基礎調査」及び「全国大型小売店総覧2016（東洋経済新報社）」に掲載の店舗面積1,000㎡以上のもののうち、主に食料品を取り扱う小売店の入っている店舗（基礎調査リストのうち、閉店した店舗は対象外）

《業態別店舗数》

業態	店舗面積 3,000㎡以上 店舗数	店舗面積 1,000㎡以上 3,000㎡未満 店舗数	店舗数計	()内は都市拠点
百貨店	1	0	1	(長野)
寄合百貨店	5	0	5	(長野、北長野)他
ショッピングセンター	2	0	2	(都市拠点になし)青木島、三輪
総合スーパー	8	6	14	(長野)他
食品スーパー	6	21	27	(長野、北長野、篠ノ井、松代)他
市内計			49	

《業態の定義》「全国大型小売店総覧2016（東洋経済新報社）」より引用

百貨店：原則、衣食住に関する各種商品を扱う小売業を営み、主として対面販売方式を採るもの。

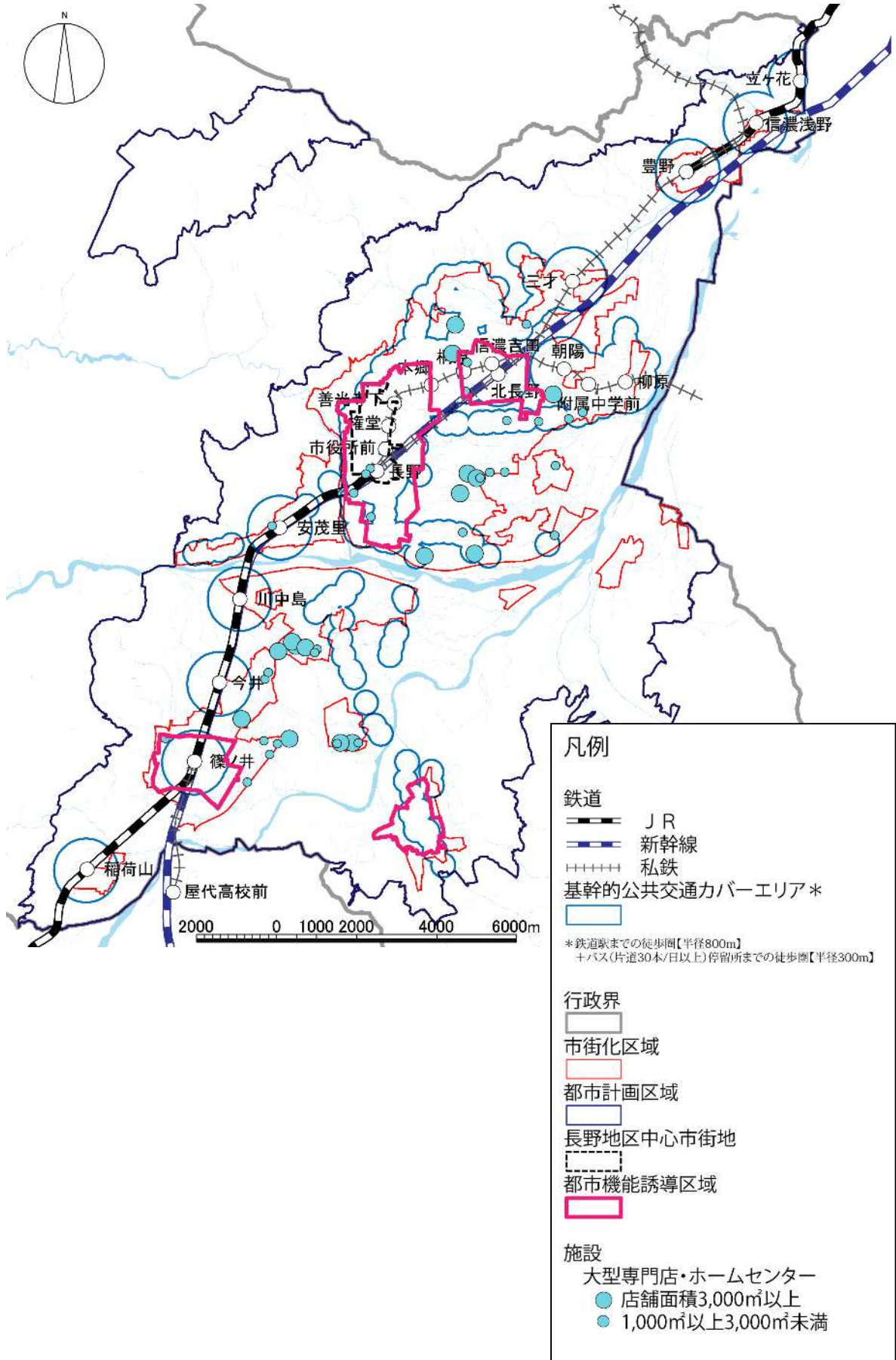
寄合百貨店：百貨店、総合・食品スーパー、ホームセンター、専門店、ショッピングセンター以外で、各店舗の占めるウェイトが低く、複数の業種の多店舗から構成されるもの。

ショッピングセンター：業態の異なる複数の小売店舗が「核となる小売店」を中心に集まり、加えて飲食・サービス・アミューズメント施設なども配置されている商業施設

総合スーパー：主としてセルフサービス販売方式を採る小売業を営むもの。衣料品や生活用品なども扱う。スーパーセンター、ディスカウントストアを含む。

食品スーパー：セルフサービス販売方式を採る小売業のうち、主として食料品を扱うもの。原則、生協・農協を含む。

③大型小売店（専門店・ホームセンター）



★プロット施設：

「平成25年度都市計画基礎調査」及び「全国大型小売店総覧2016（東洋経済新報社）」に掲載の店舗面積1,000㎡以上のもののうち、業態がホームセンター又は専門店の店舗（基礎調査リストのうち、閉店した店舗には新しい専門店が入ったため図面上変更はない）

《業態別店舗数》

業態	主な販売品目	店舗面積 3,000㎡以上 店舗数	店舗面積 1,000㎡以上 3,000㎡未満 店舗数	店舗数計	()内は都市拠点
専門店	衣料品、婦人服・洋品、紳士服・洋品	2	9	11	(長野)他
	家具類、インテリア用品	3	2	5	(都市拠点になし)
	家電、情報通信機器	3	2	5	(都市拠点になし)
	スポーツ用品	2	0	2	(都市拠点になし)
	書籍・雑誌、音楽・映像・ゲームソフト	0	5	5	(長野)他
	医薬品・化粧品、家庭用品	0	2	2	(篠ノ井)他
	靴・履物、メガネ	0	1	1	(都市拠点になし)
	玩具類・娯楽用品、ベビー用品	1	0	1	(都市拠点になし)
	自動車 自動車用品	0	1	1	(長野)
ホームセンター	DIY関連用品、家庭用品	5	7	12	(北長野)他
市内計				45	

《業態の定義》「全国大型小売店総覧2016（東洋経済新報社）」より引用

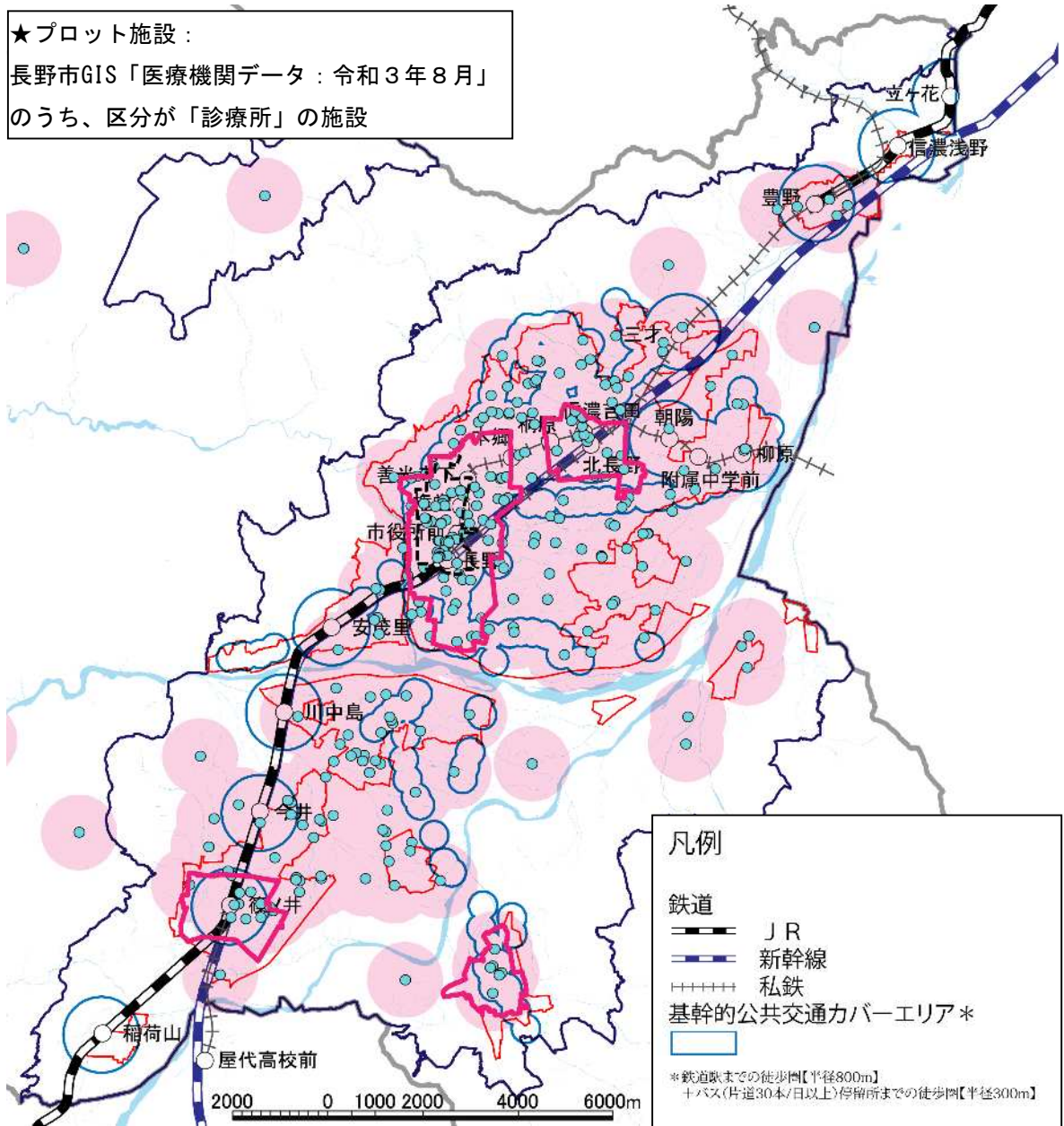
専門店：衣料、家具、家電、書籍、衣料品など、主に特定の領域・分野の商品の販売にウェイトがあるもの。主として単品（関連商品を含む）、ないしは特定分野の商品を扱う小売業を営むもの。

ホームセンター：DIY関連用品など住関連用品を主として扱い、セルフサービス販売方式を採るもの。

■医療機能

①診療所

★プロット施設：
 長野市GIS「医療機関データ：令和3年8月」
 のうち、区分が「診療所」の施設



凡例

鉄道
 〰〰〰 JR
 〰〰〰 新幹線
 +++++ 私鉄
 基幹的公共交通カバーエリア*
 [Blue box]
 *鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 +バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界
 [Grey box] 市街化区域
 [Red box] 都市計画区域
 [Blue box] 長野地区中心市街地
 [Dashed box] 都市機能誘導区域

施設
 ● 診療所
 [Pink circle] 診療所から800m圏

カバー率等(住民基本台帳人口R2.5.16現在)

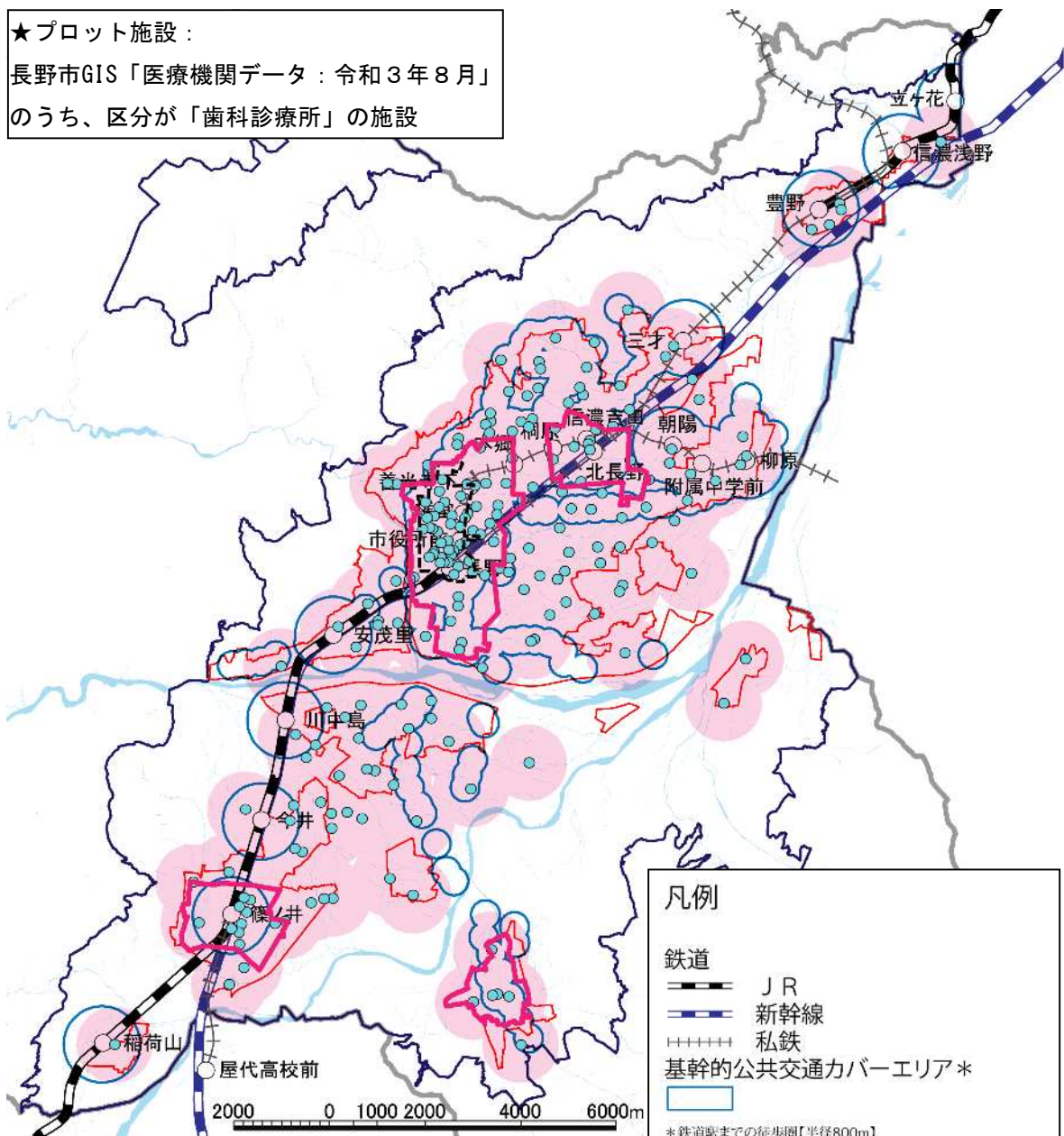
全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
320,205	85.5%	89,104	80.3%

※市全体の居住者に対する割合

② 歯科診療所

★プロット施設：

長野市GIS「医療機関データ：令和3年8月」
のうち、区分が「歯科診療所」の施設



凡例

鉄道
 JR
 新幹線
 私鉄
基幹的公共交通カバーエリア*

* 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 + バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界
 市街化区域
 都市計画区域
 長野地区中心市街地
 都市機能誘導区域

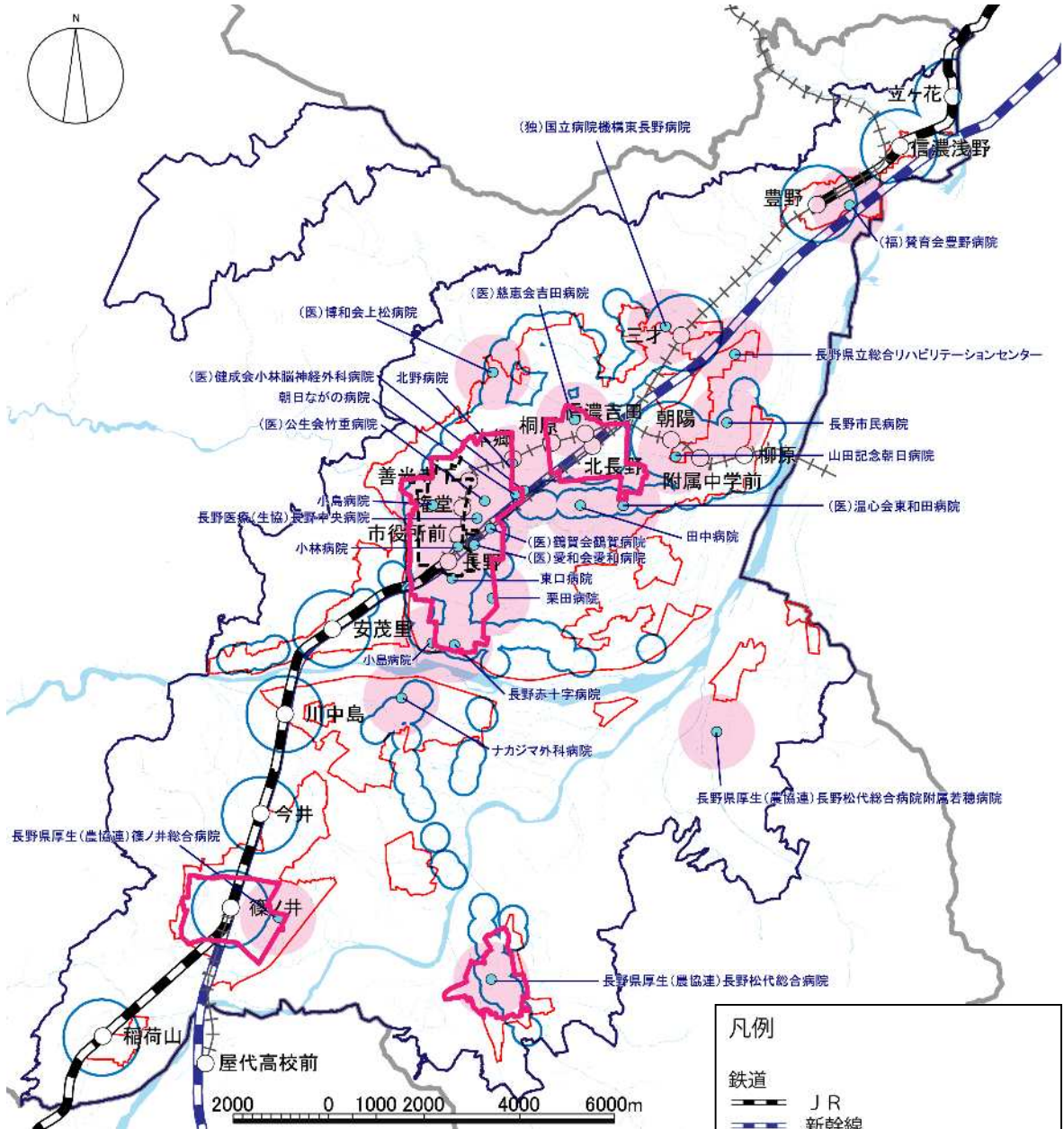
施設
 歯科
 歯科から800m圏

カバー率等(住民基本台帳人口R2.5.16現在)

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
324,072	86.5%	89,658	80.8%

※市全体の居住者に対する割合

③病院



★プロット施設：
長野市GIS「医療機関データ：令和3年8月」のうち、
区分が「病院」の施設

カバー率等(住民基本台帳人口R2.5.16現在)

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
131,694	35.1%	37,689	33.9%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道
 JR
 新幹線
 私鉄
 基幹的公共交通カバーエリア*

*鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 ※バス(普通30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界
 市街化区域
 都市計画区域
 長野地区中心市街地
 都市機能誘導区域

施設
 病院
 病院から800m圏

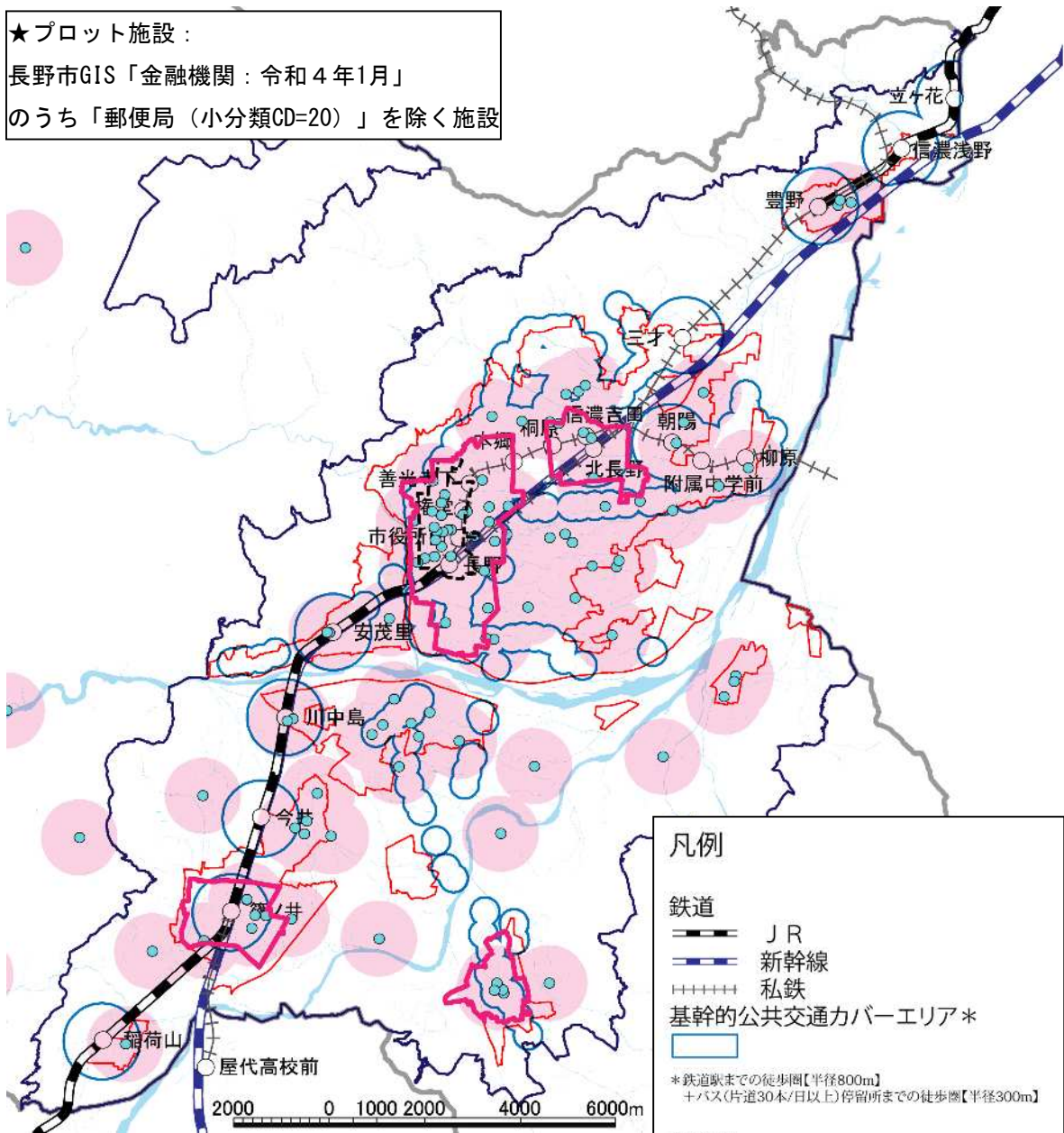
■金融機能

①銀行、信用金庫、JA

★プロット施設：

長野市GIS「金融機関：令和4年1月」

のうち「郵便局（小分類CD=20）」を除く施設



凡例

鉄道
 - - - JR
 - - - 新幹線
 + + + + 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*
 [Blue outline]
 * 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 +バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界
 [Red outline] 市街化区域
 [Blue outline] 都市計画区域
 [Pink outline] 長野地区中心市街地
 [Dashed blue outline] 都市機能誘導区域

施設
 ● 金融機関支店支所
 ● 金融機関支店支所から800m圏

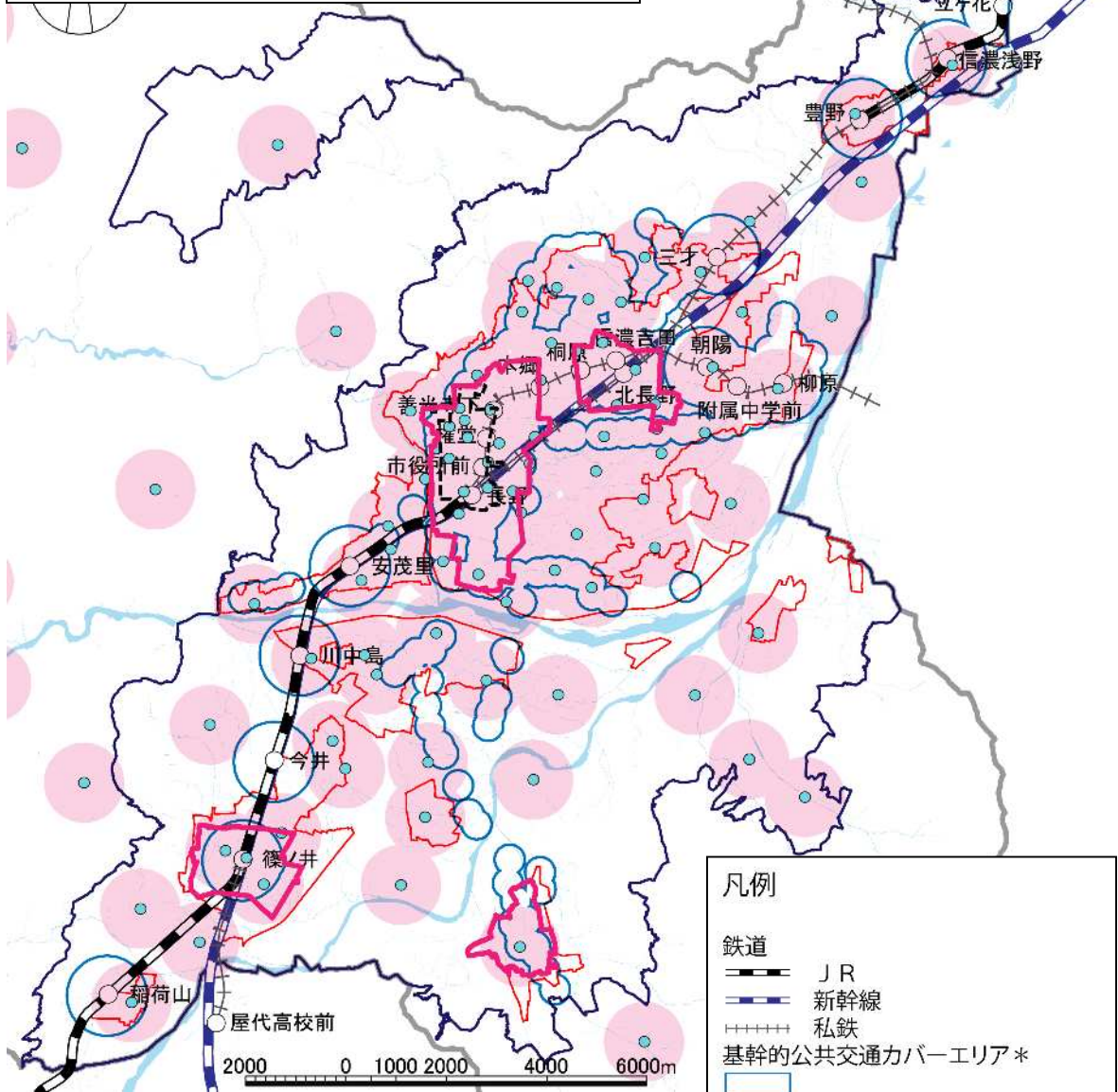
カバー率等(住民基本台帳人口R2.5.16現在)

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
267,500	71.4%	73,860	66.5%

※市全体の居住者に対する割合

②郵便局

★プロット施設：
国土数値情報「郵便局データ（平成25年度）」の全施設



カバー率等（住民基本台帳人口2.5.16現在）

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
307,257	82.0%	87,107	78.5%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道
 JR
 新幹線
 私鉄
 基幹的公共交通カバーエリア*

*鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 ※バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界

市街化区域
 都市計画区域
 長野地区中心市街地
 都市機能誘導区域

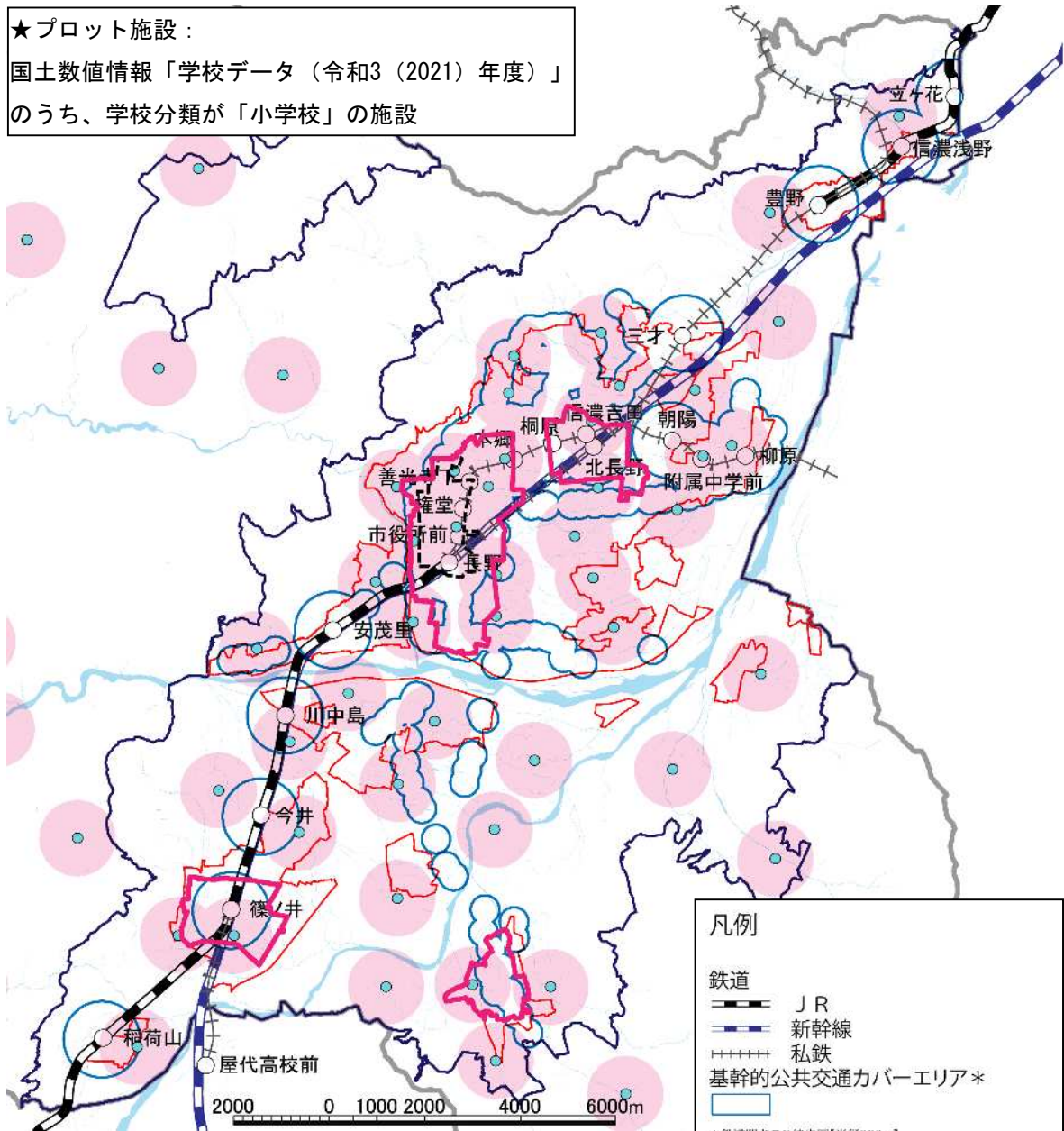
施設

郵便局
 郵便局から800m圏

■教育機能

①小学校

★プロット施設：
国土数値情報「学校データ（令和3（2021）年度）」
のうち、学校分類が「小学校」の施設



カバー率等（住民基本台帳人口R2.5.16現在）

全年齢		対象年齢 (6歳以上11歳以下)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
235,212	62.8%	12,300	63.8%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道
 — JR
 — 新幹線
 + 私鉄
 基幹的公共交通カバーエリア*

*鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
 +バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

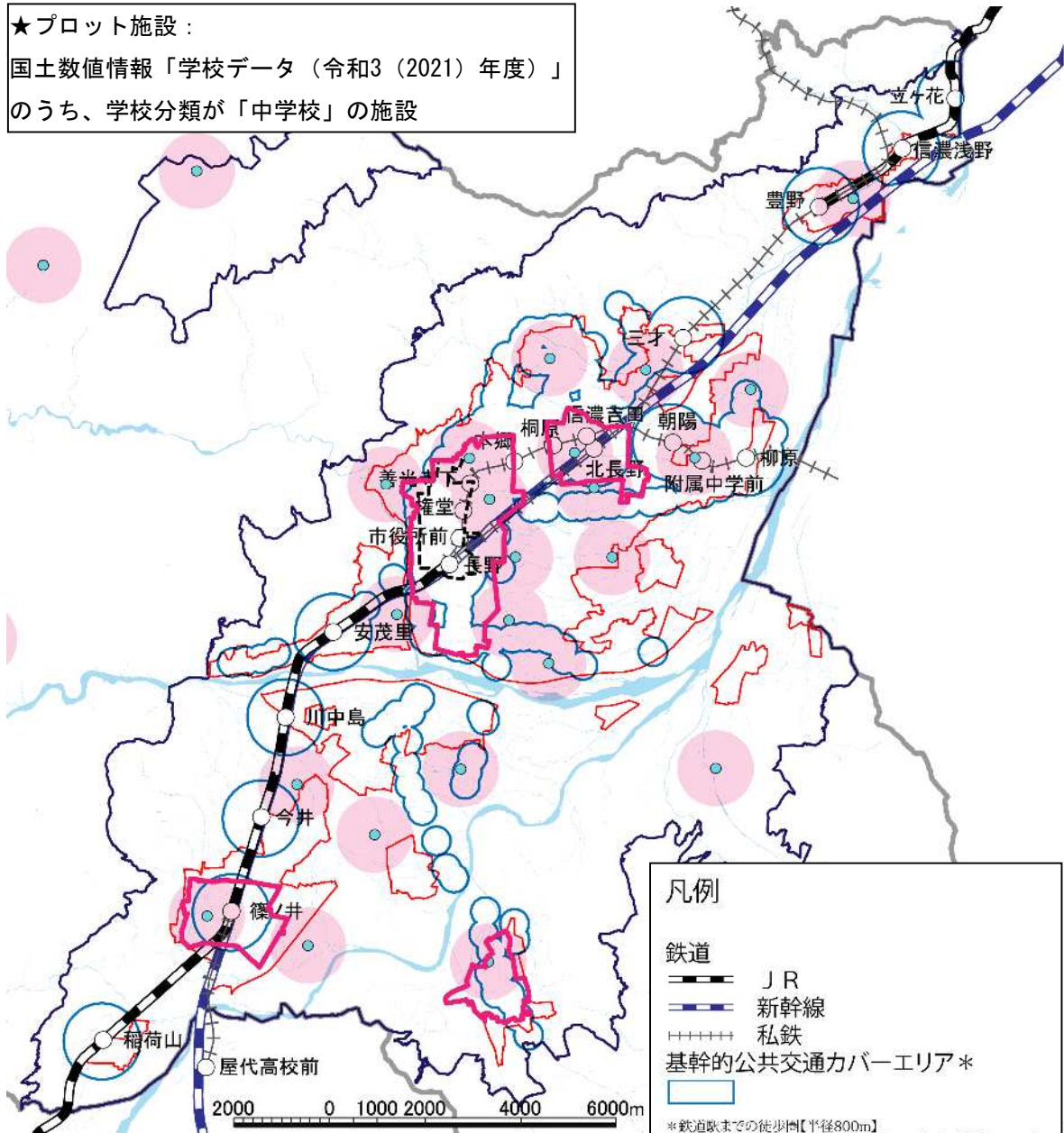
行政界
 市街化区域
 都市計画区域
 長野地区中心市街地
 都市機能誘導区域

施設
 ● 小学校
 ○ 小学校から800m圏

②中学校

★プロット施設：

国土数値情報「学校データ（令和3（2021）年度）」
のうち、学校分類が「中学校」の施設



カバー率等（住民基本台帳人口R2.5.16現在）

全年齢		対象年齢 (12歳以上15歳以下)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
138,044	36.8%	5,129	37.3%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道

- JR
- 新幹線
- ++++ 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*

- 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
- バス(片道30分/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

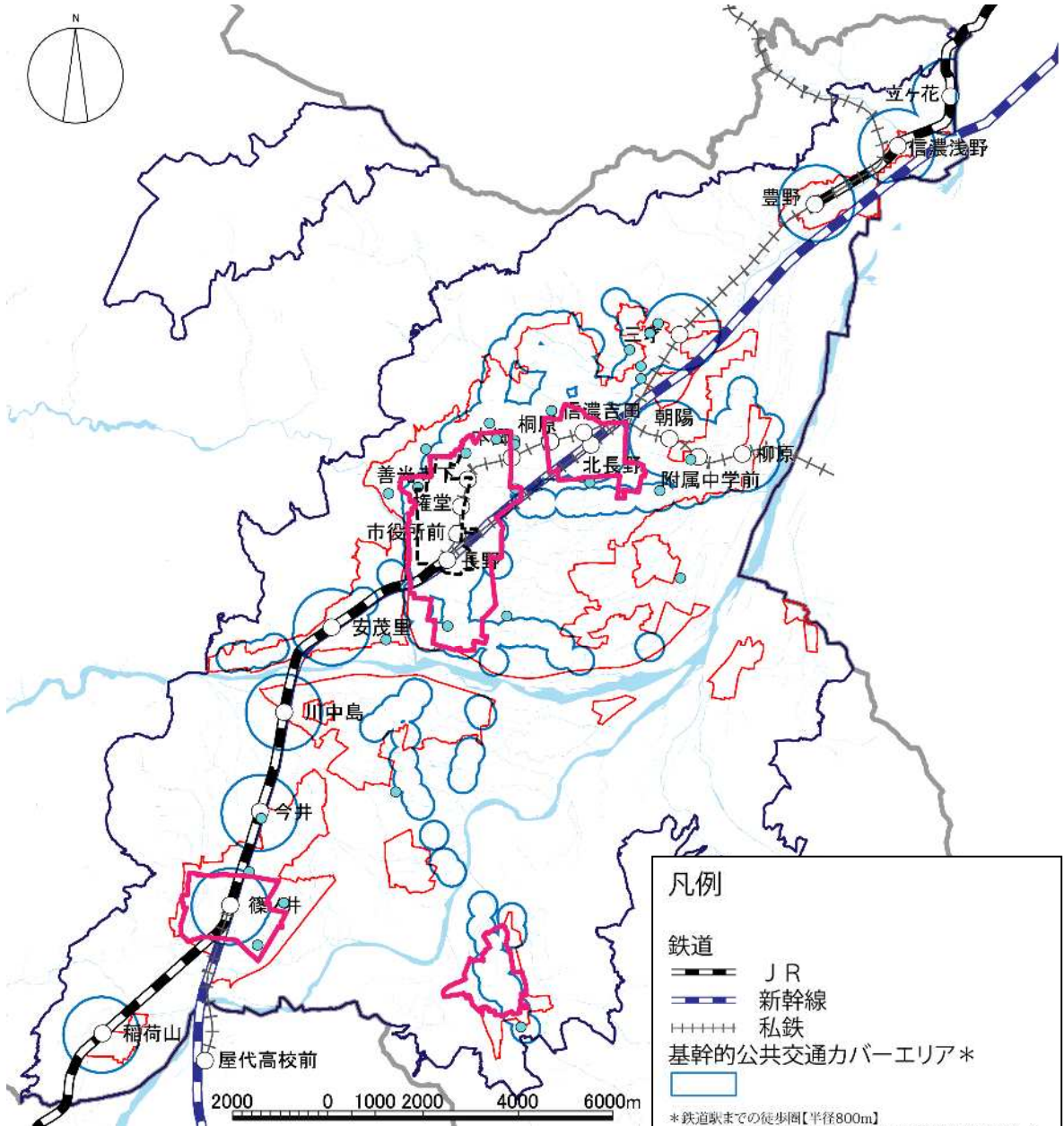
行政界

- 市街化区域
- 都市計画区域
- 長野地区中心市街地
- 都市機能誘導区域

施設

- 中学校
- 中学校から800m圏

③高等学校・短期大学・大学等



★プロット施設：
国土数値情報「学校データ（令和3（2021）年度）」
のうち、学校分類が以下の施設

学校分類
高等学校
高等専門学校
短期大学
大学
特別支援学校

凡例

鉄道

- JR
- 新幹線
- 私鉄

基幹的公共交通力バリエリア*

- 半径800m
- 半径300m

行政界

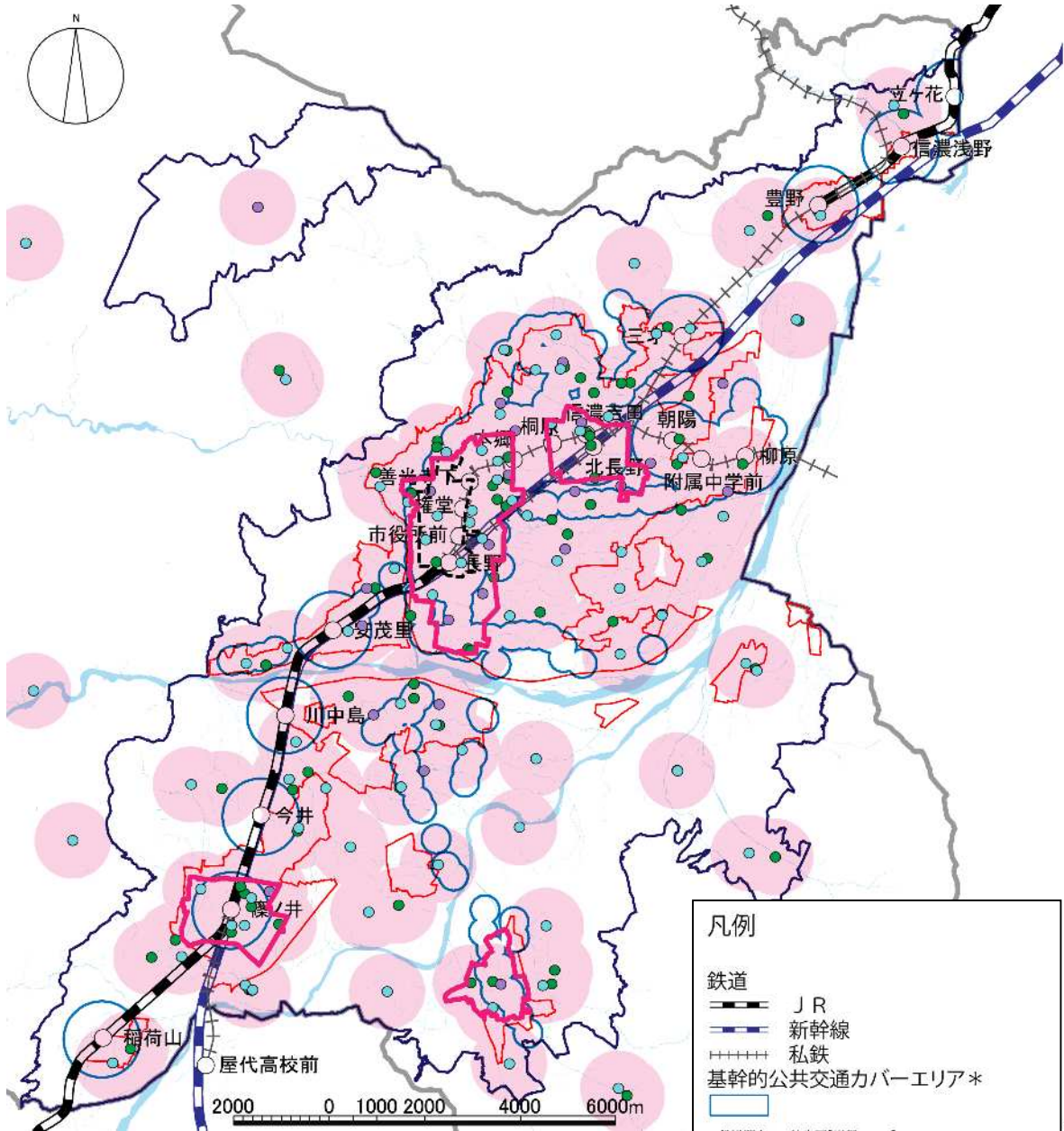
- 市街化区域
- 都市計画区域
- 長野地区中心市街地
- 都市機能誘導区域

施設

- 高等学校・短期大学・大学等

■ 福祉機能

① 子育て支援施設（保育園・幼稚園・児童福祉施設）



カバー率等（住民基本台帳人口R2.5.16現在）

全年齢		対象年齢 (5歳以下)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
328,710	87.7%	15,262	91.3%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道

- JR
- 新幹線
- 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*

- 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
- バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界

- 市街化区域
- 都市計画区域
- 長野地区中心市街地
- 都市機能誘導区域

施設

- 保育所
- 幼稚園
- 児童福祉施設
- 子育て支援施設から800m圏

★プロット施設：

国土数値情報「福祉施設データ（令和3（2021）年度）」のうち、

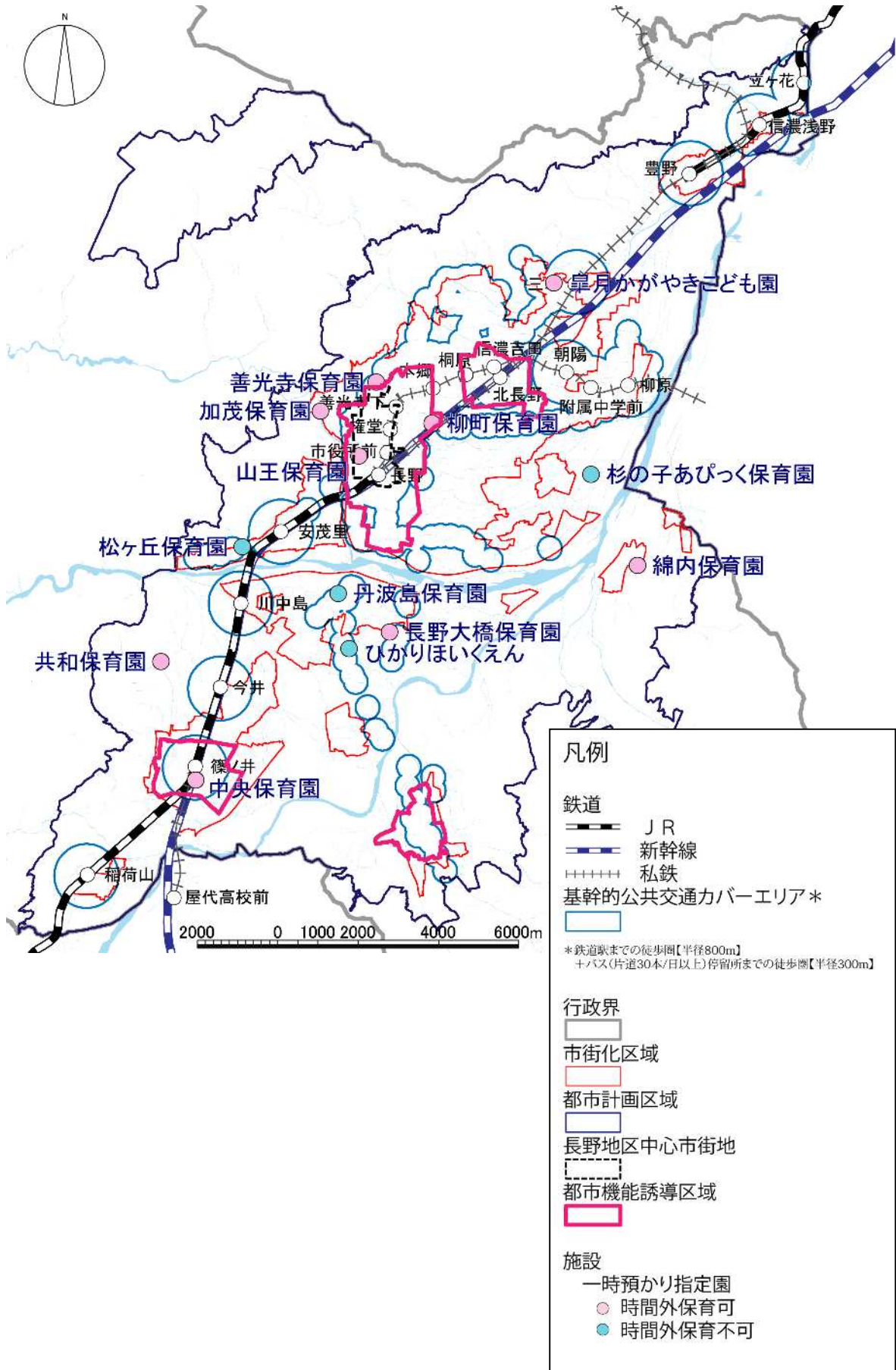
福祉施設大分類が「児童福祉施設等」および福祉施設中分類が「保育所等」の施設と

国土数値情報「学校データ（令和3（2021）年度）」のうち、学校分類が「幼稚園」または「幼保連携型認定こども園」の施設

「児童福祉施設等」の福祉施設小分類の内訳については以下の通り

分類区分
助産施設
乳児院
児童養護施設
障害児入所施設(医療型)
児童発達支援センター(福祉型)
児童家庭支援センター
小型児童館
児童センター
児童遊園

(保育園補足) 一時預かり指定園立地状況



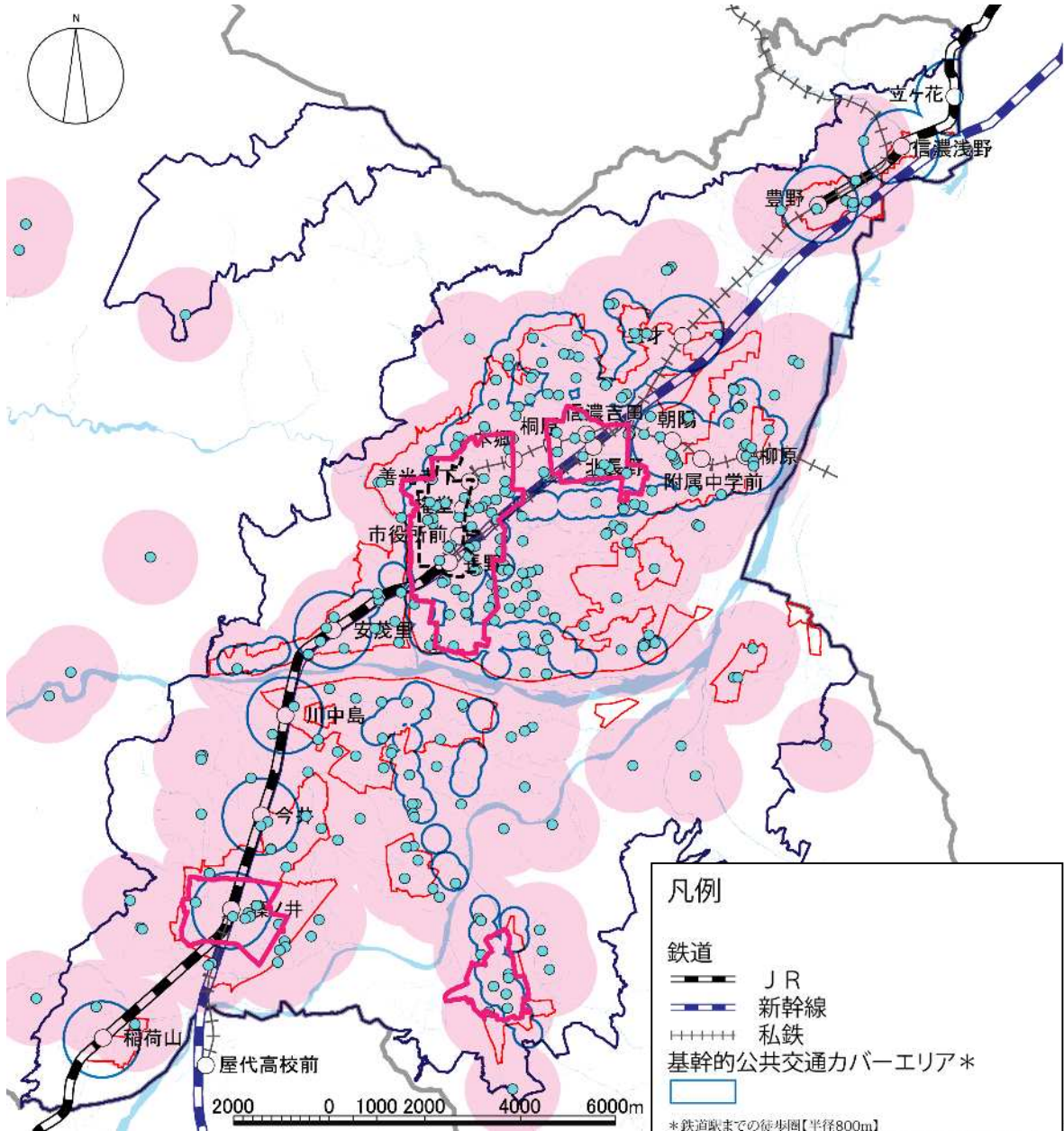
★プロット施設：ながの子育てサイト「一時預かりについて」に掲載の「一時預かり指定園」

<https://www.city.nagano.nagano.jp/site/kosodate/1696.html>

園名	住所	公私
☆加茂保育園	新諏訪一丁目11-31	公立
☆善光寺保育園	箱清水二丁目12-17	私立
☆山王保育園	北石堂町1024-2	公立
☆柳町保育園	三輪一丁目2-8	公立
杉の子あびっく保育園	屋島2336-340	私立
松ヶ丘保育園	安茂里小市一丁目39-16	私立
☆中央保育園	篠ノ井御幣川284-2	公立
☆共和保育園	篠ノ井小松原2322-15	公立
☆綿内保育園	若穂綿内6734-3	公立
☆長野大橋保育園	青木島町大塚463-4	私立
丹波島保育園	青木島三丁目10-3	私立
☆皐月かがやきこども園	上野二丁目 120-2	公立
ひかりほいくえん	稲里町下水鉦 556-1	私立

☆印 時間外保育可

②老人福祉施設



※訪問系施設であることから車ででの利用が主であると想定し、
利用圏は各施設から1km圏と設定

カバー率等(住民基本台帳人口R2.5.16現在)

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
350,024	93.4%	100,262	90.3%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道

- JR
- 新幹線
- ++++ 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*

-
- * 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
- + バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界

- 市街化区域
- 都市計画区域
- 長野地区中心市街地
- 都市機能誘導区域

施設

- 老人福祉施設
- 老人福祉施設から1km圏

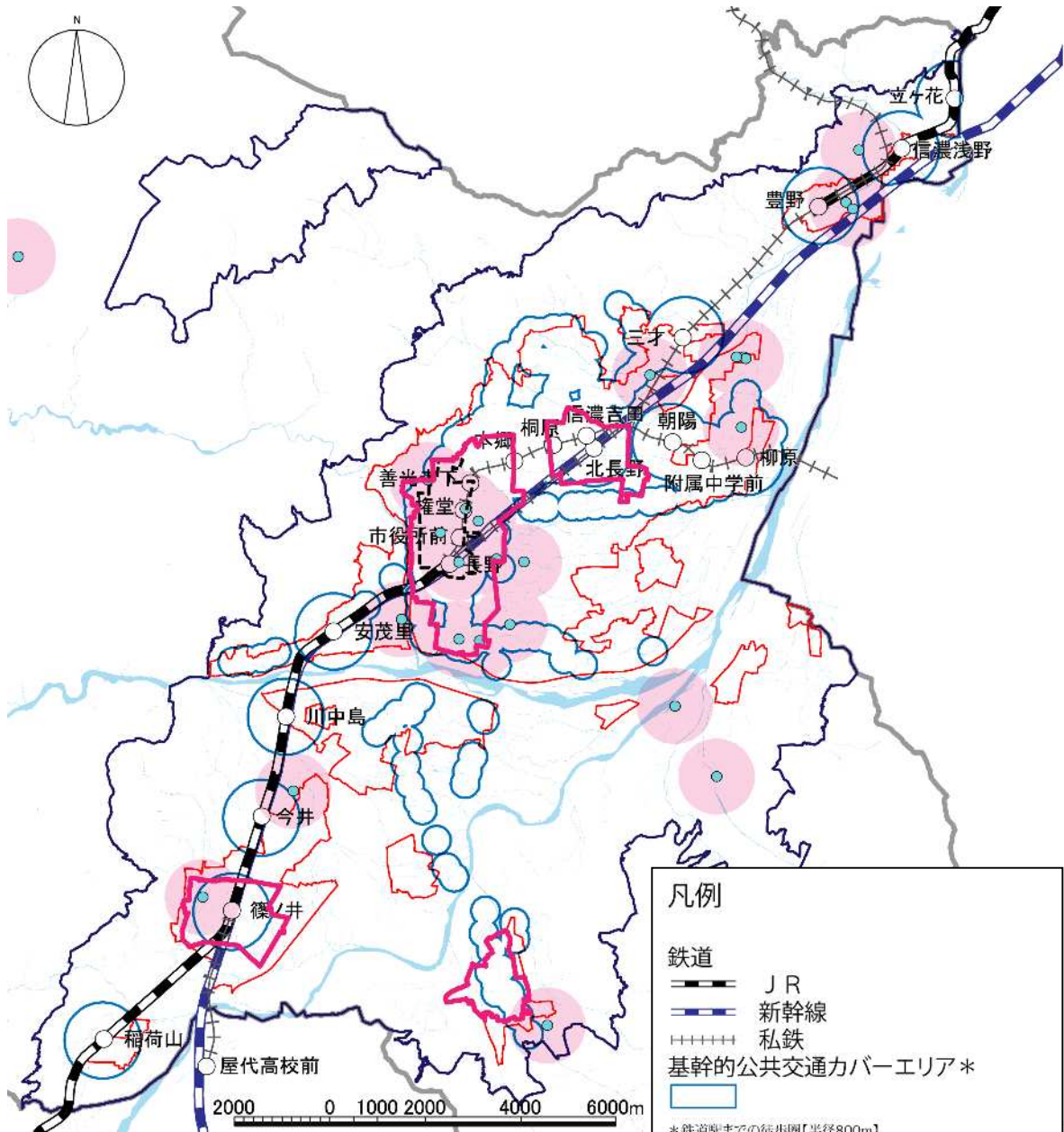
★プロット施設：

国土数値情報「福祉施設データ（令和3（2021）年度）」のうち、福祉施設大分類が「老人福祉施設」および「その他の社会福祉施設等」のうち福祉施設小分類が「有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）」の施設。

福祉施設小分類の内訳については以下の通り

福祉施設小分類
養護老人ホーム（一般）
軽費老人ホーム（ケアハウス）
老人福祉センター（A型）
老人デイサービスセンター
老人短期入所施設
老人（在宅）介護支援センター
高齢者生活福祉センター（生活支援ハウス）
有料老人ホーム（サービス付き高齢者向け住宅以外）
特別養護老人ホーム
介護老人福祉施設
地域密着型老人介護福祉施設
介護老人保健施設
介護療養型医療施設
介護医療院
その他の介護サービス施設

③その他福祉施設（障害者支援等）



カバー率等（住民基本台帳人口R2.5.16現在）

全年齢		高齢者（65歳以上）	
実数（人）	割合※	実数（人）	割合※
95,124	25.4%	26,913	24.2%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道

- JR
- 新幹線
- ++++ 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*

- 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
- バス（片道30本/日以上）停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界

- 市街化区域
- 都市計画区域
- 長野地区中心市街地
- 都市機能誘導区域

施設

- その他福祉施設
- その他福祉施設から800m圏

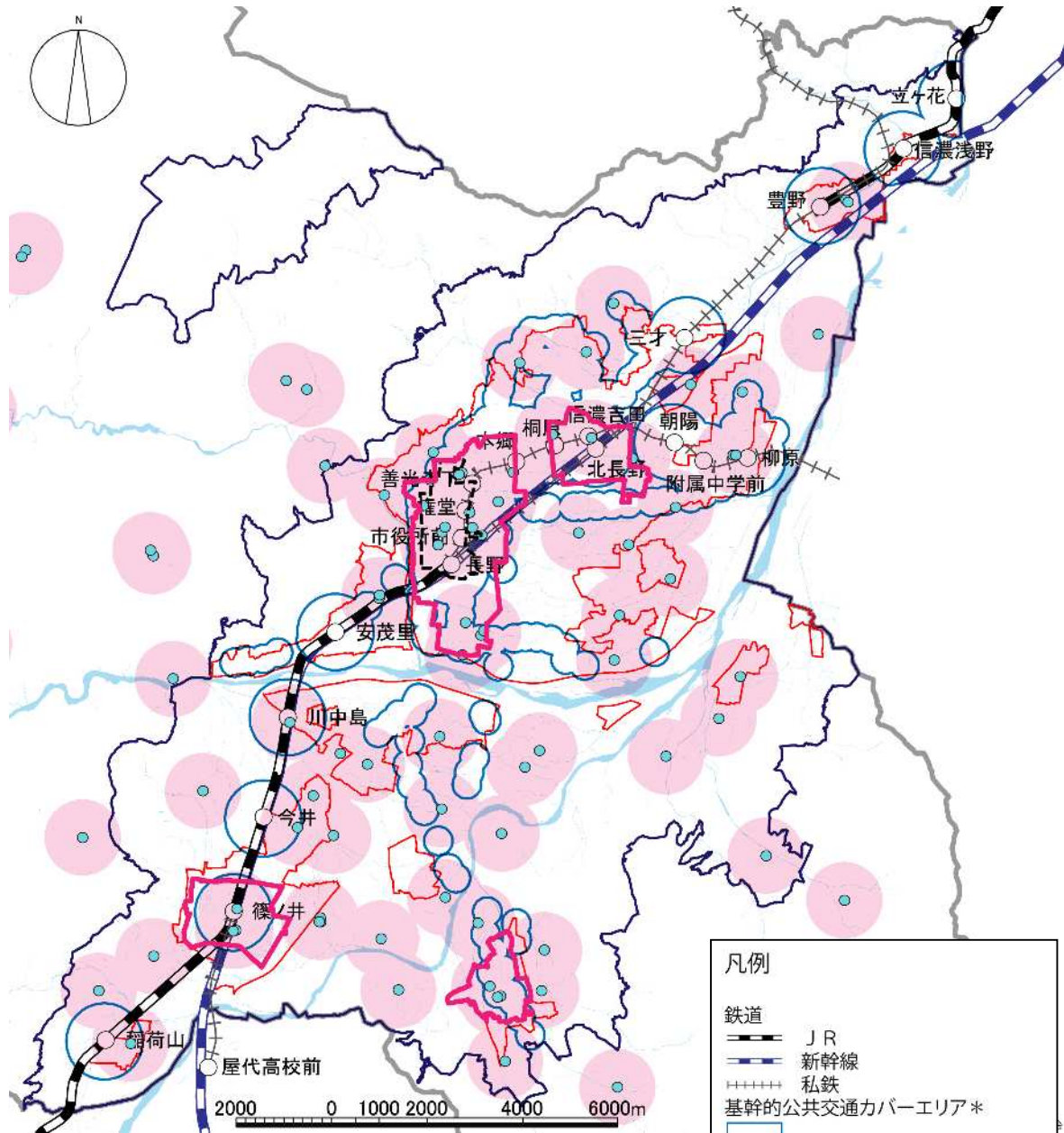
★プロット施設：

国土数値情報「福祉施設データ（令和3（2021）年度）」のうち、
公共施設中分類が「障害者支援施設等」、「身体障害者社会参加支援施設」、および「その他の社会福祉施設等」のうち福祉施設小分類が「無料低額診療施設」の施設
福祉施設小分類の内訳については以下の通り

福祉施設小分類
障害者支援施設
地域活動支援センター
身体障害者福祉センター（A型）
補装具製作施設
聴覚障害者情報提供施設
無料低額診療施設

■ 集客機能

① 公的集会施設



カバー率等(住民基本台帳人口R2.5.16現在)

全年齢		高齢者(65歳以上)	
実数(人)	割合※	実数(人)	割合※
245,584	65.5%	71,253	64.2%

※市全体の居住者に対する割合

凡例

鉄道

- JR
- 新幹線
- ++++ 私鉄

基幹的公共交通カバーエリア*

- 鉄道駅までの徒歩圏【半径800m】
- バス(片道30本/日以上)停留所までの徒歩圏【半径300m】

行政界

- 市街化区域
- 都市計画区域
- 長野地区中心市街地
- 都市機能誘導区域

施設

- 公的集会施設
- 公的集会施設から800m圏

★プロット施設：

国土数値情報「市町村役場等及び公的集会施設データ（平成22年度）」のうち、施設分類が以下の施設（公立体育館を除く）

対象施設	備考
公立公民館	名称が公民館となっているもの、「全国公民館名鑑」に掲載されているもの
集会施設	公立公民館以外の公的集会施設

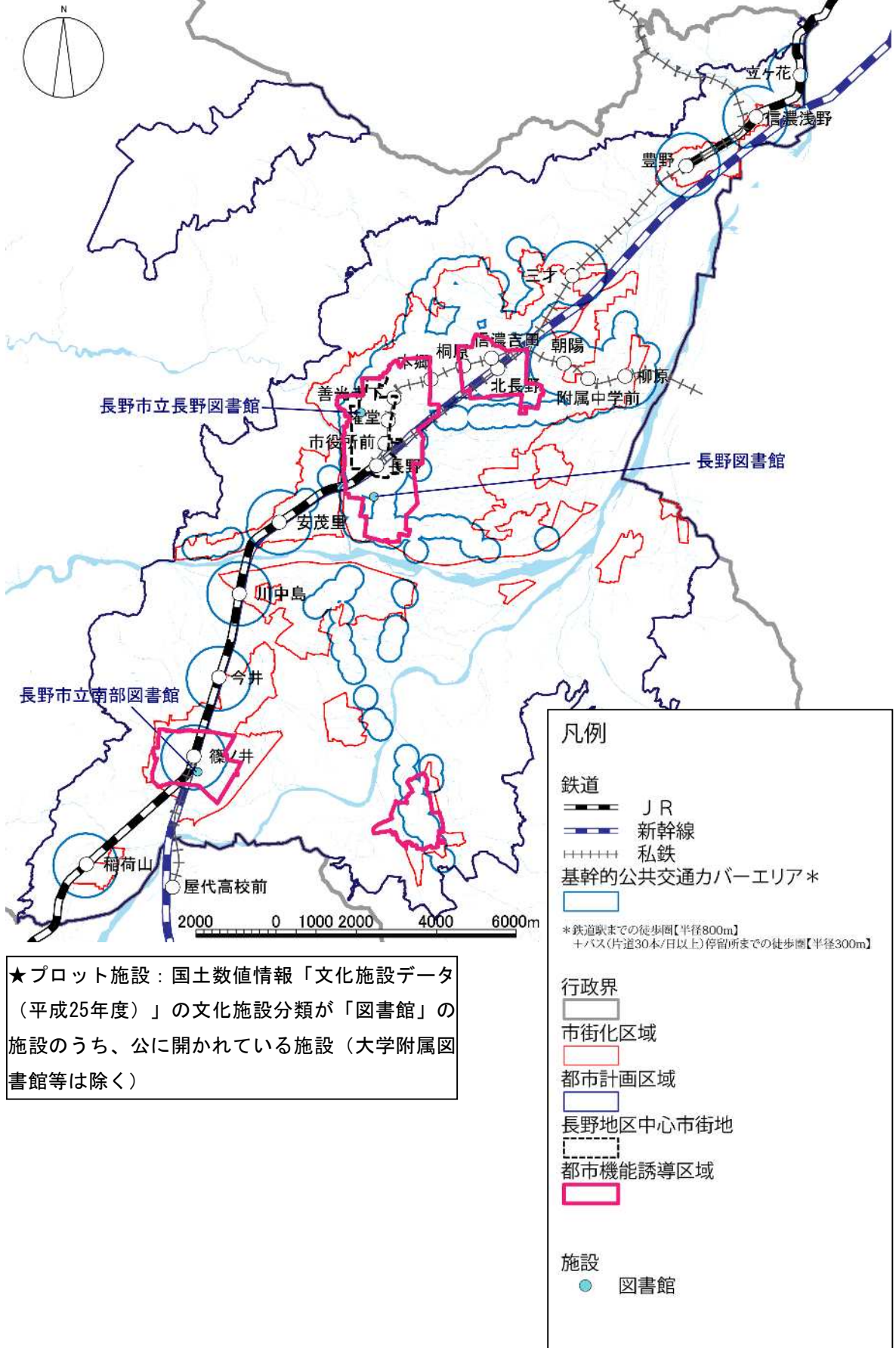
そのうち、集客施設（公立公民館以外）の内訳は以下の通り（公立公民館のリストは省略）

集会施設リスト	
勤労者女性会館しなのき	茂菅老人憩の家
ビッグハット(長野市若里多目的アリーナ)	松代老人憩の家
ホワイトリング 真島総合スポーツアリーナ	長野市大豆島老人憩の家
長野市オリンピック記念アリーナ(エムウェーブ)	若槻老人憩の家
篠ノ井市民会館	安茂里老人福祉センター
松代文化ホール	氷鉦老人福祉センター
長野市民会館(現:長野市芸術館)	戸隠老人福祉センター
鬼無里若者コミュニティセンター、老人福祉センター	篠ノ井老人福祉センター
信州新町福祉センター	三陽老人福祉センター
大岡農村文化交流センター	大岡老人福祉センター
戸隠交流集会施設	中条老人福祉センター
中条会館	湯福老人福祉センター
中条音楽堂	東北老人福祉センター
ふれあい福祉センター	豊野老人福祉センター
もんぜんぶら座	北部勤労青少年ホーム
戸隠基幹集落センター	中部勤労青少年ホーム
戸隠農村環境改善センター	南部勤労青少年ホーム
芋井農村環境改善センター	信更公民館
小田切農村環境改善センター	中条公民館
大岡基幹集落センター	柳町働く女性の家、老人福祉センター
大岡芦沼北交流促進施設	南部働く女性の家
新橋老人憩の家	生涯学習センター
東長野老人憩の家	中高年齢勤労者福祉センター「サンライフ長野」
石川老人憩の家	長野市若里市民文化ホール
若穂老人憩の家	東部文化ホール

②美術館・博物館・動物園

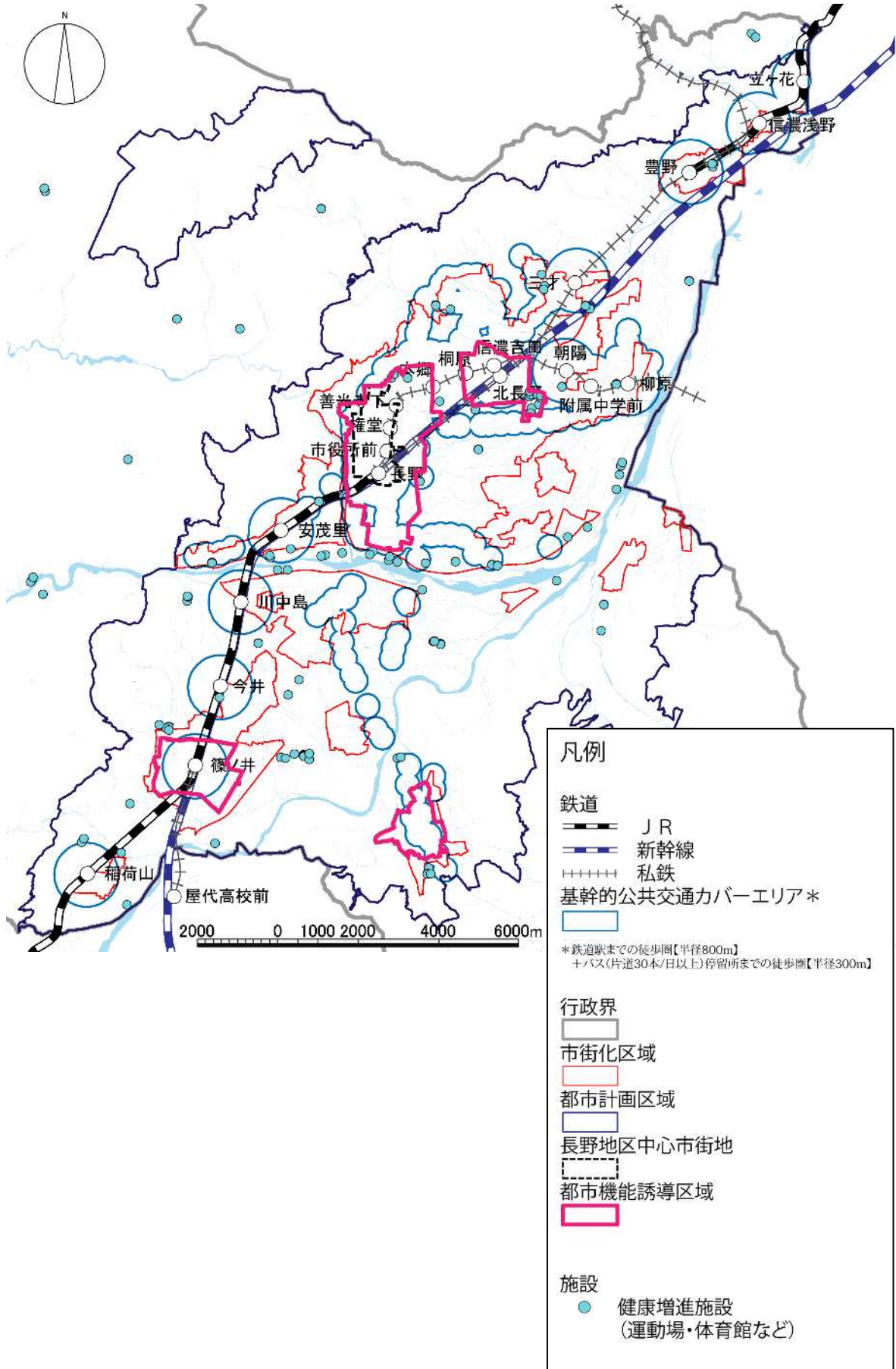


③図書館



★プロット施設：国土数値情報「文化施設データ（平成25年度）」の文化施設分類が「図書館」の施設のうち、公に開かれている施設（大学附属図書館等は除く）

④健康増進施設（運動場・体育館など）

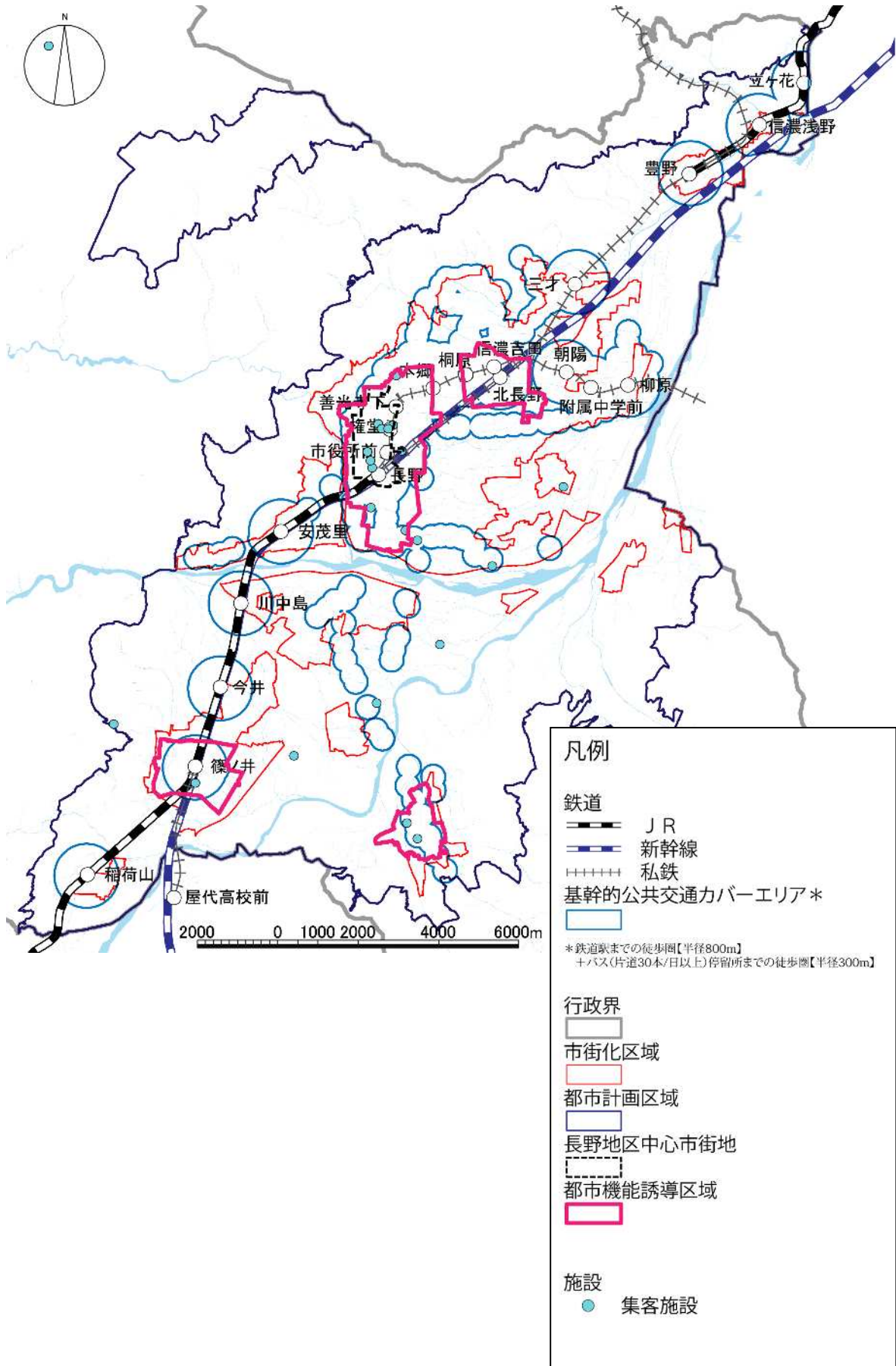


★プロット施設：

国土数値情報「文化施設データ（平成25年度）」のうち、文化施設分類が以下の施設

文化施設分類
陸上競技場
野球場・ソフトボール場
球技場
多目的運動場
水泳プール(屋内)
水泳プール(屋外)
レジャープール
ダイビングプール
体育館
柔道場
剣道場
庭球場(屋外)
庭球場(屋内)
相撲場(屋外)
卓球場
弓道場
馬場
ローラースケート・インラインスケート場(屋外)
トレーニング場
ダンス場
ゲートボール・クローケー場

⑤集客施設（映画館、劇場など）



★プロット施設：

国土数値情報「集客施設データ（平成26年11月30日時点）」のうち、施設区部が以下の施設

施設区分
映画館
公会堂・集会場
劇場・演劇場
寄席を有する体育館・観覧場
その他集客施設

施設リストは以下の通り

集客施設リスト	区分
長野グランドシネマズ	映画館
シネマポイント	映画館
長野千石劇場	映画館
長野松竹相生座／長野ロキシー1・2	映画館
アクティーホール	公会堂・集会場
長野市若里市民文化ホール	公会堂・集会場
松代文化ホール	公会堂・集会場
篠ノ井市民会館	公会堂・集会場
長野県民文化会館(ホクト文化ホール)	公会堂・集会場
長野市民会館	劇場・演劇場
NAGANO CLUB JUNK BOX(ナガノクラブジャンクボックス)	劇場・演劇場
ネオンホール	劇場・演劇場
長野市真島総合スポーツアリーナ(ホワイトリング)	寄席を有する体育館・観覧場
信州プロレスアリーナ	寄席を有する体育館・観覧場
長野市立博物館	寄席を有する体育館・観覧場
長野オリンピックスタジアム	寄席を有する体育館・観覧場
池田満寿夫美術館	寄席を有する体育館・観覧場
長野市オリンピック記念アリーナ(エムウェーブ)	寄席を有する体育館・観覧場
チビッ子忍者村	その他集客施設
戸隠森林植物園・森林学習館(※図の範囲外)	その他集客施設
長野県茶臼山動物園城山分園	その他集客施設
長野県茶臼山動物園	その他集客施設
サンマリーンながの	その他集客施設

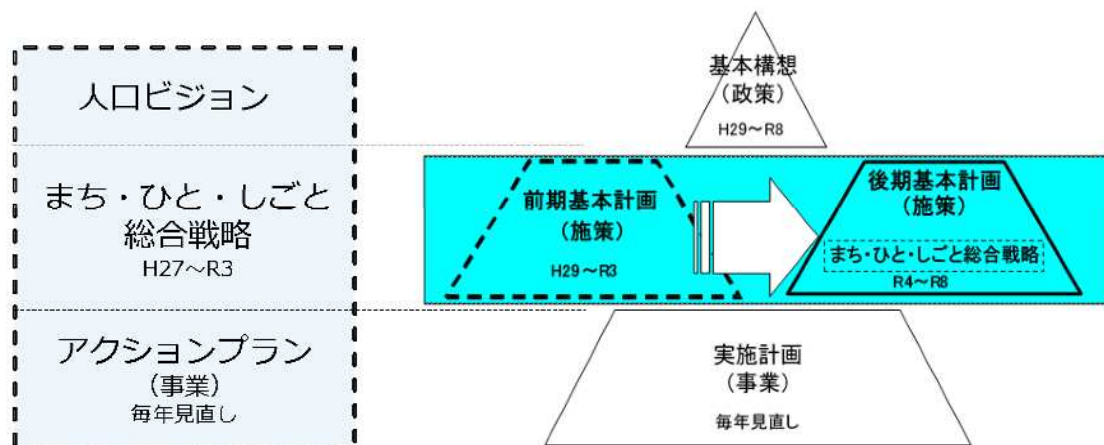
7 長野市人口ビジョン改訂版（令和4年2月）と居住誘導区域内の人口密度の目標値設定について

長野市人口ビジョンは、長野市まち・ひと・しごと創生に資する効果的な施策を企画立案する上で重要な基礎となるものであり、本ビジョンを踏まえて、今後5か年に実施する施策を体系的にまとめた「長野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を策定し、施策を展開することとなる。

長野市人口ビジョンの対象期間は、国の「まち・ひと・しごと創生長期ビジョン」を踏まえ、2060年（令和42年）となる。

【長野市総合計画と長野市人口ビジョンの関係】

【現行人口ビジョン・総合戦略】

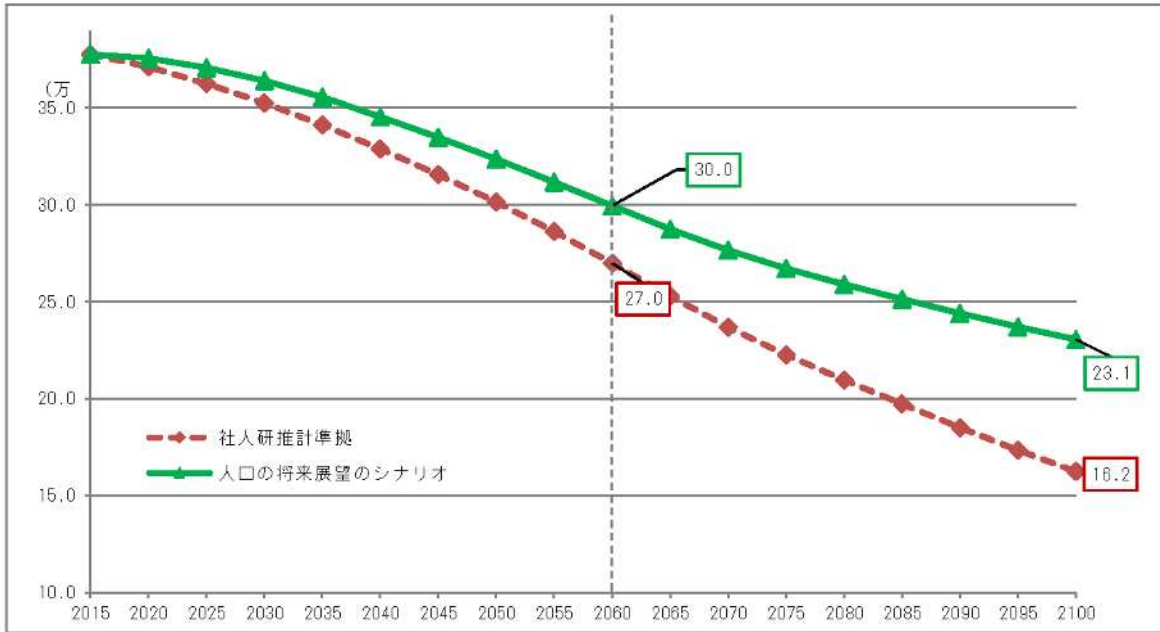


出典：「長野市人口ビジョンの改訂について」より
（長野市企画政策部人口増推進課）

長野市人口ビジョンは中長期的な目標であることと、総合計画における基本構想にあたる部分であることを踏まえ、長野市人口ビジョン改訂版（令和4年2月）では、人口ビジョンの時点修正を行うこととしている。人口ビジョンの改訂内容は下記の通りであり、「社人研推計準拠」と「人口の将来展望のシナリオ」における2060年（令和42年）までの長野市内における将来人口推計値の推移は以下の通り。

- ・人口の将来展望「本市が目指す将来の姿」として“2060年人口30万人確保”は現行のビジョンから引き続き採用
- ・“2060年人口30万人確保”のシナリオを、最新の社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の推計（平成30年推計）を基に修正
- ・各統計値は最新の値に更新

【長野市人口ビジョン改訂版（令和4年2月）における将来推計人口の試算】



出典：「長野市人口ビジョン改訂版」より
（令和4年2月、長野市）

【長野市人口ビジョン改訂版（令和4年2月）におけるシナリオ別将来推計人口の試算の仮定】

	合計特殊出生率	死亡率	社会増減
<div style="border: 1px solid red; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;">社人研推計準拠</div>	【現状維持】 全国推計の子ども女性比の推移に合わせて、出生率を決定。合計特殊出生率が1.52~1.54程度で推移	全国推計の生残率仮定値の推移に合わせた設定	【現状維持】 2010~2015年の移動の傾向が今後も継続
<div style="border: 1px solid yellow; border-radius: 10px; padding: 5px; text-align: center;"> 将来展望シナリオ <合計特殊出生率上昇 + 移動均衡> </div>	【2035年に県民希望出生率（1.84）】 2025年に1.65、2035年に1.84と段階的に上昇		【移動均衡】 2025年に移動均衡

出典：「長野市人口ビジョン改訂版」より
（令和4年2月、長野市）

本計画（長野市立地適正化計画）の主要な評価指標として定める「居住誘導区域内の人口密度」については、平成27年（2015年）から令和2年（2020年）までの過去5年間の長野市全体及び居住誘導区域内の人口減少数及び人口減少割合の実績値を踏まえて、長野市人口ビジョン改訂版（令和4年2月）と同様に、最新の社人研（国立社会保障・人口問題研究所）の推計（平成30年推計）による令和8年（2026年）までの将来人口推計値を基に目標値を設定している。

長野市全体および居住誘導区域内の人口、人口減少割合

	長野市全体	居住誘導区域内
平成27年(2015年)住民基本台帳登録人口(人)	383,630	286,037
令和2年(2020年)住民基本台帳登録人口(人)	374,705	284,052
平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までの人口減少数(人)	-8,925	-1,985
平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までの人口減少割合(%)	100%	22.2%

長野市全体および居住誘導区域内の将来人口推計値と目標値

	長野市全体	居住誘導区域内 (※3)
令和2年(2020年)から令和8年(2026年)までの将来人口推計値の減少数(人)(※1)	-10,720	-2,384
令和8年(2026年)の将来人口推計値(人)(※2)	363,985	281,668
令和8年(2026年)の居住誘導区域内人口密度の目標値(人/ha)(※4)		50.1

※1: 国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口(平成30(2018)年推計)」より案分算出。

※2: 令和2年(2020年)住民基本台帳登録人口と、令和2年(2020年)から令和8年(2026年)までの将来人口推計値の減少数より算出。

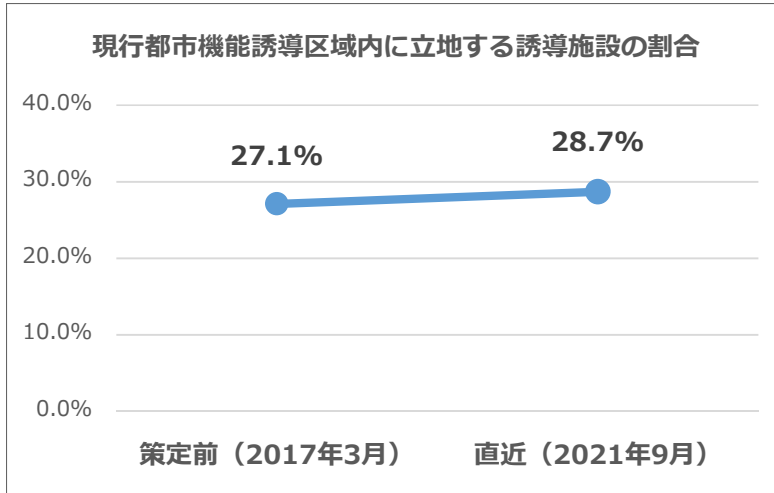
※3: 居住誘導区域内の将来人口推計値については、平成27年(2015年)から令和2年(2020年)までの居住誘導区域内の人口減少割合(22.2%)を基に算出。

※4: 居住誘導区域内の面積は5,618haとして算出。

8 都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合の推移

本計画（長野市立地適正化計画）の都市機能誘導に関する評価指標として新たに追加する、都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合について、計画策定前（2017年3月）時点と直近（2021年9月）の実績値の推移と算出方法を以下に示す。

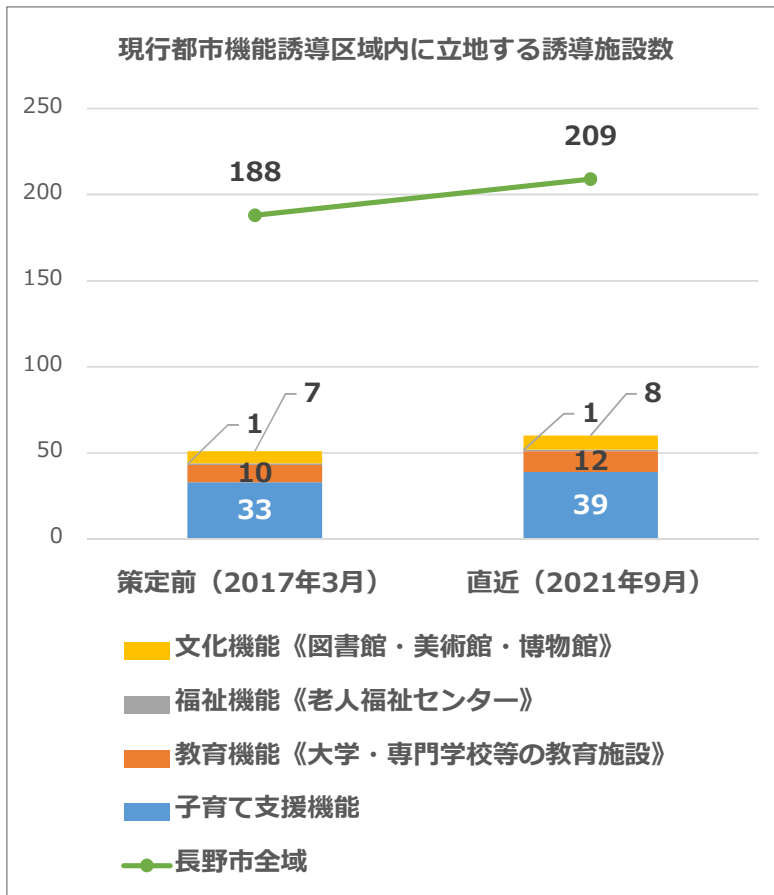
【都市機能誘導区域内に立地する誘導施設の割合の推移】



【留意事項】

- ・見直し前の都市機能誘導区域にて算出
- ・長野市資料（R3.9時点）より作成

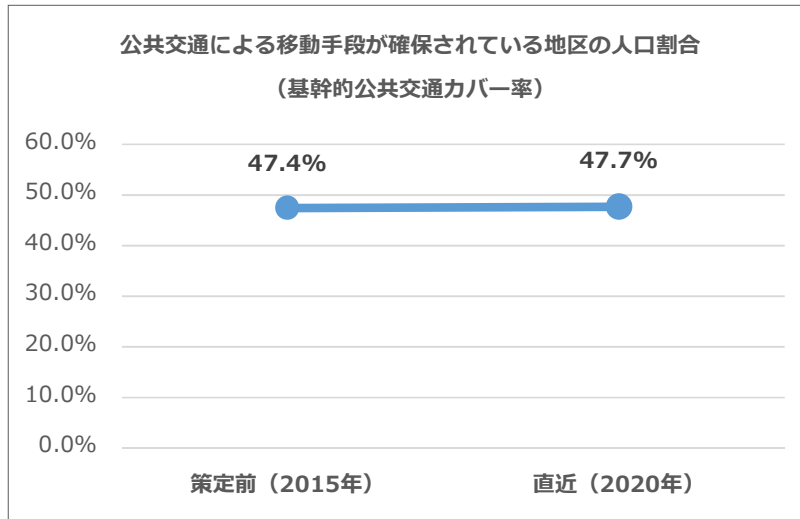
【都市機能誘導区域内に立地する誘導施設数の推移】



9 公共交通による移動手段が確保されている地区の人口割合の推移

本計画（長野市立地適正化計画）の公共交通に関する評価指標として新たに追加する、公共交通による移動手段が確保されている地区の人口割合（基幹的公共交通の人口カバー率）について、計画策定前（2015年）時点と直近（2020年）の実績値の推移と算出方法を以下に示す。

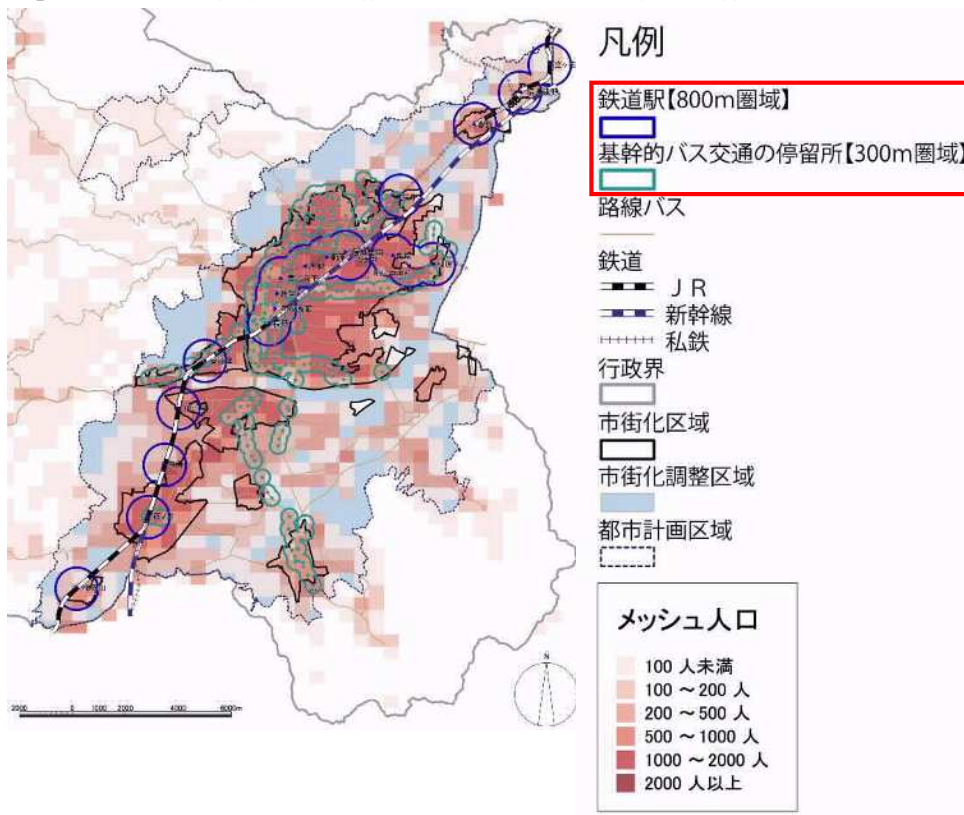
【公共交通による移動手段が確保されている地区の人口割合の推移】



【留意事項】

- ・基幹的公共交通カバー率とは、鉄道駅及び運行頻度が30本/日以上以上のサービス水準を有するバス停の利用圏域(鉄道駅から800m圏内、バス停から300m圏内)内の人口を長野市全体の人口で除し算出した割合
- ・2時点とも下図の範囲で算出
- ・住民基本台帳データ (H27、R2.5.16) より作成

【公共交通による移動手段が確保されている地区の人口割合（基幹的公共交通カバー率）の算出範囲】



出典：「長野市都市計画マスタープラン」（長野市、平成29年4月）より

10 地域における災害リスクの詳細

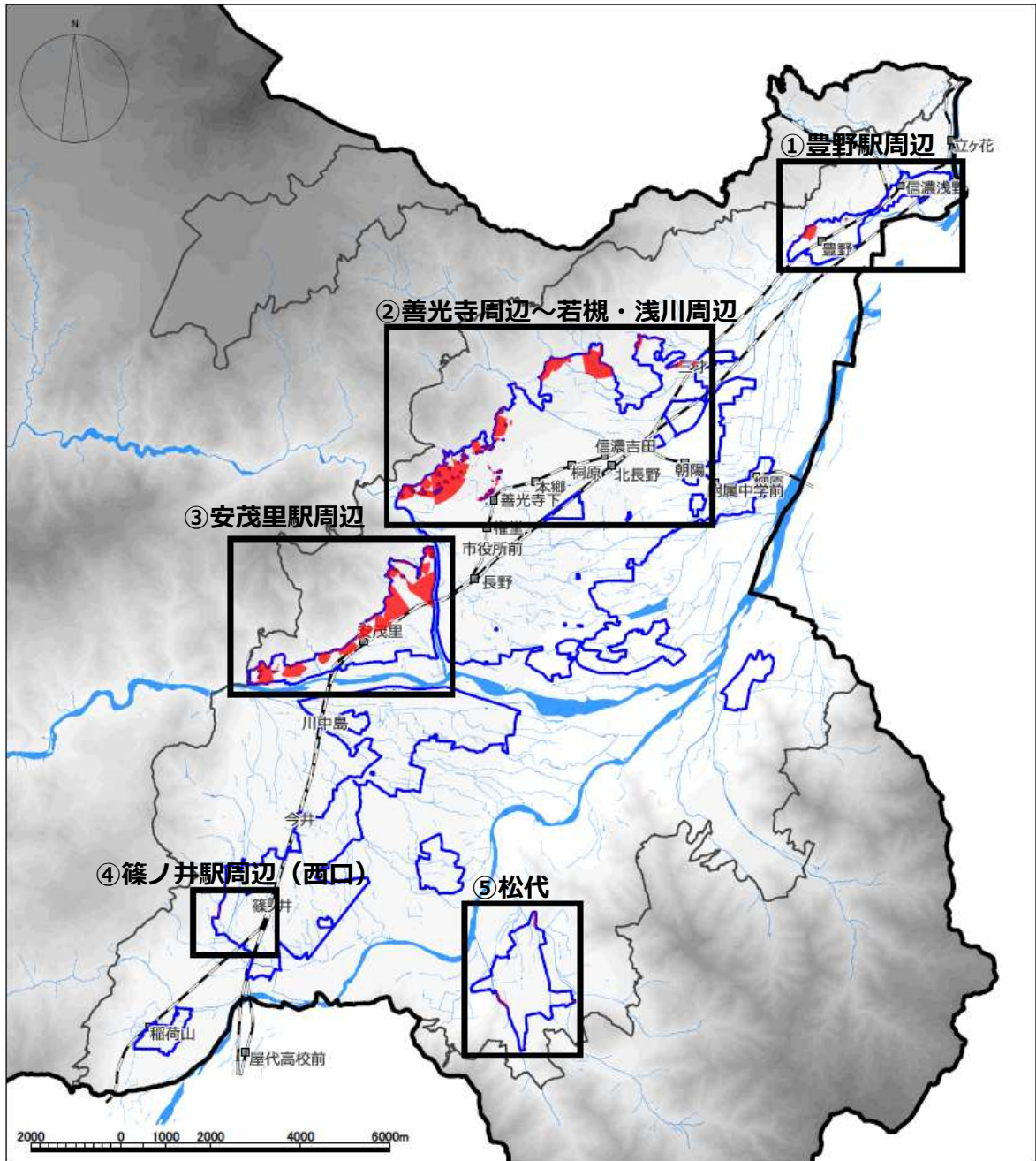
■地域における災害リスク分析（地域別詳細）

(1) エリア別の土砂災害リスク

○ 居住誘導区域内の土砂災害警戒区域

居住誘導区域内の土砂災害警戒区域（イエローゾーン）指定箇所は下記のとおりである。
次頁より下記①～⑤のエリア別にリスクの詳細を確認する。

■ 居住誘導区域内の土砂災害警戒区域



- 居住誘導区域内の土砂災害警戒区域
- 居住誘導区域

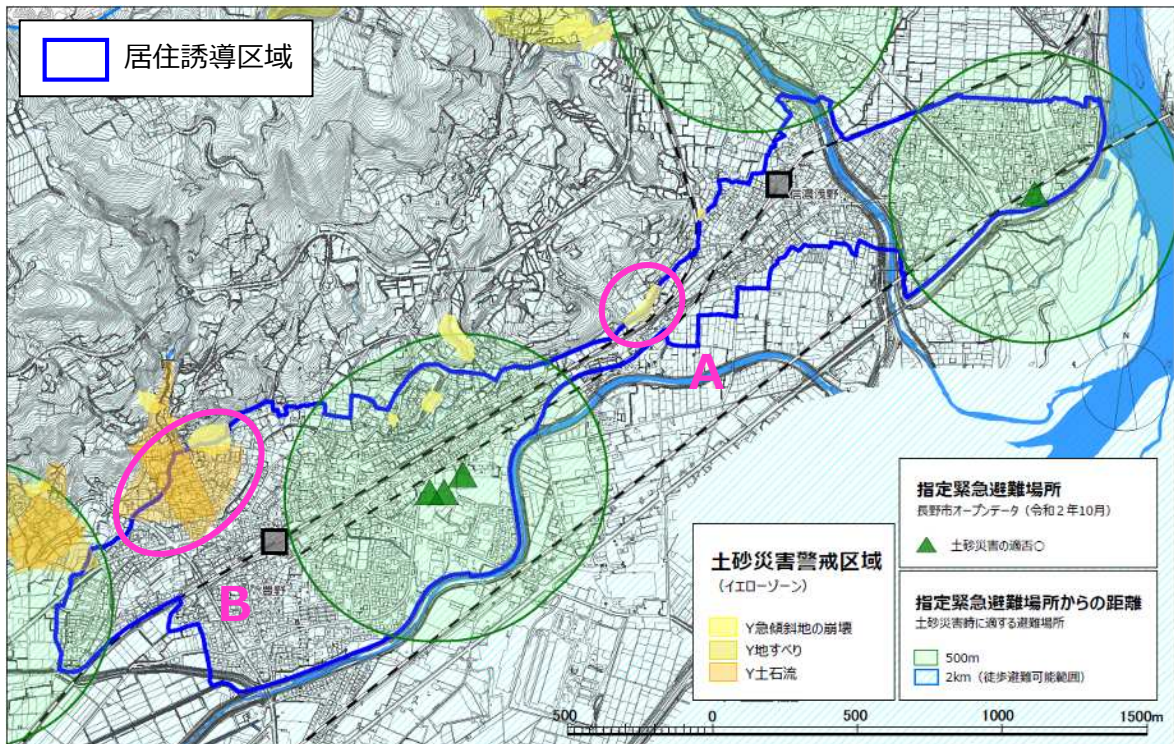
（出典：行政地図情報（長野市HPより）
平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成）

① 豊野駅周辺

居住誘導区域内の土砂災害警戒区域について、土砂災害時に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏※と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面より、豊野駅周辺にて相対的に課題のある箇所を把握する。

※500m：「都市構造の評価に関するハンドブック（国交省）」では、高齢者の一般的な徒歩圏を半径500mとし「高齢者徒歩圏」に設定している。

■ 豊野駅周辺居住誘導区域内の土砂災害警戒区域と指定緊急避難場所徒歩圏



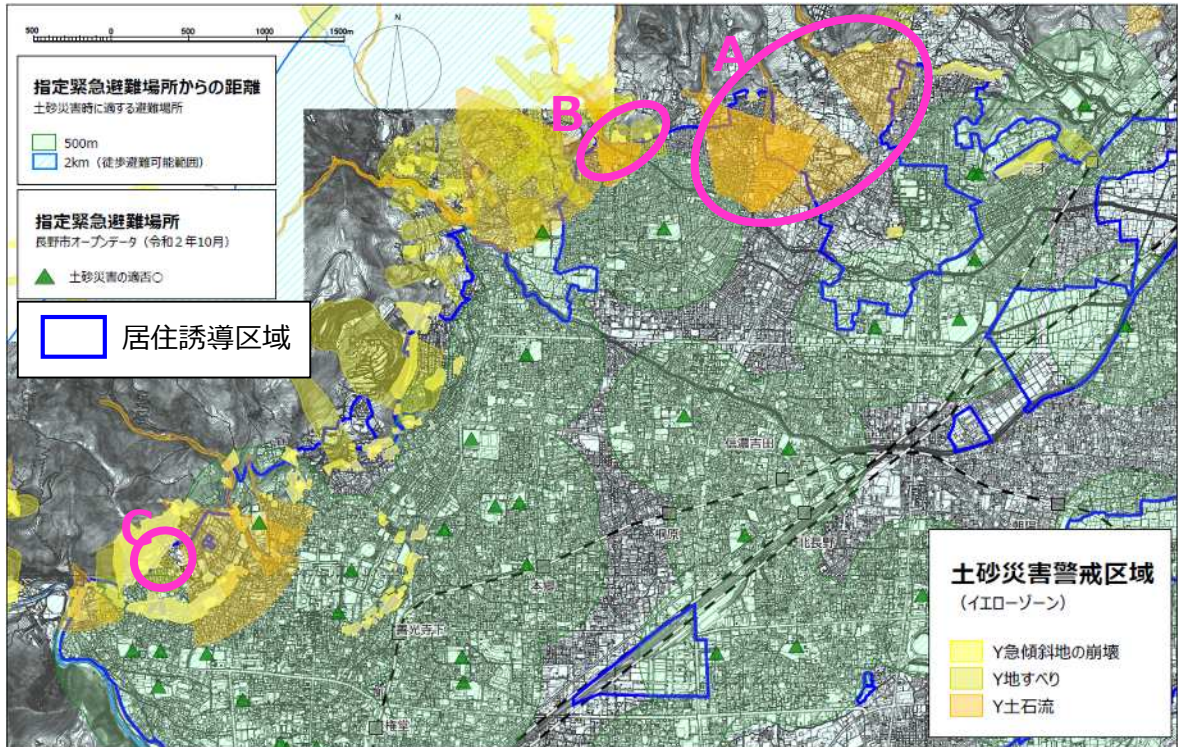
（出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成）

課題のある箇所	リスクの状況（右列はエリア共通）	
A	・急傾斜地の崩壊のおそれがある。	・土砂災害の危険がある時に避難できる指定緊急避難場所（土砂災害の適否○）から離れている
B	・土石流の発生および急傾斜地の崩壊のおそれがある。	

② 善光寺周辺～若槻・浅川周辺

居住誘導区域内の土砂災害警戒区域について、土砂災害時に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面より、善光寺周辺～若槻・浅川周辺にて相対的に課題のある箇所を把握する。

■ 善光寺周辺～若槻・浅川周辺居住誘導区域内の土砂災害警戒区域と指定緊急避難場所徒歩圏



（出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成）

課題のある箇所	リスクの状況（右列はエリア共通）	
A	・土石流の発生のおそれがある。	・土砂災害の危険がある時に避難できる指定緊急避難場所（土砂災害の適否○）から離れている。
B	・土石流の発生および地すべりのおそれがある。	
C		

③ 安茂里駅周辺

居住誘導区域内の土砂災害警戒区域について、土砂災害時に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面より、安茂里駅周辺にて相対的に課題のある箇所を把握する。

■ 安茂里駅周辺居住誘導区域内の土砂災害警戒区域と指定緊急避難場所徒歩圏



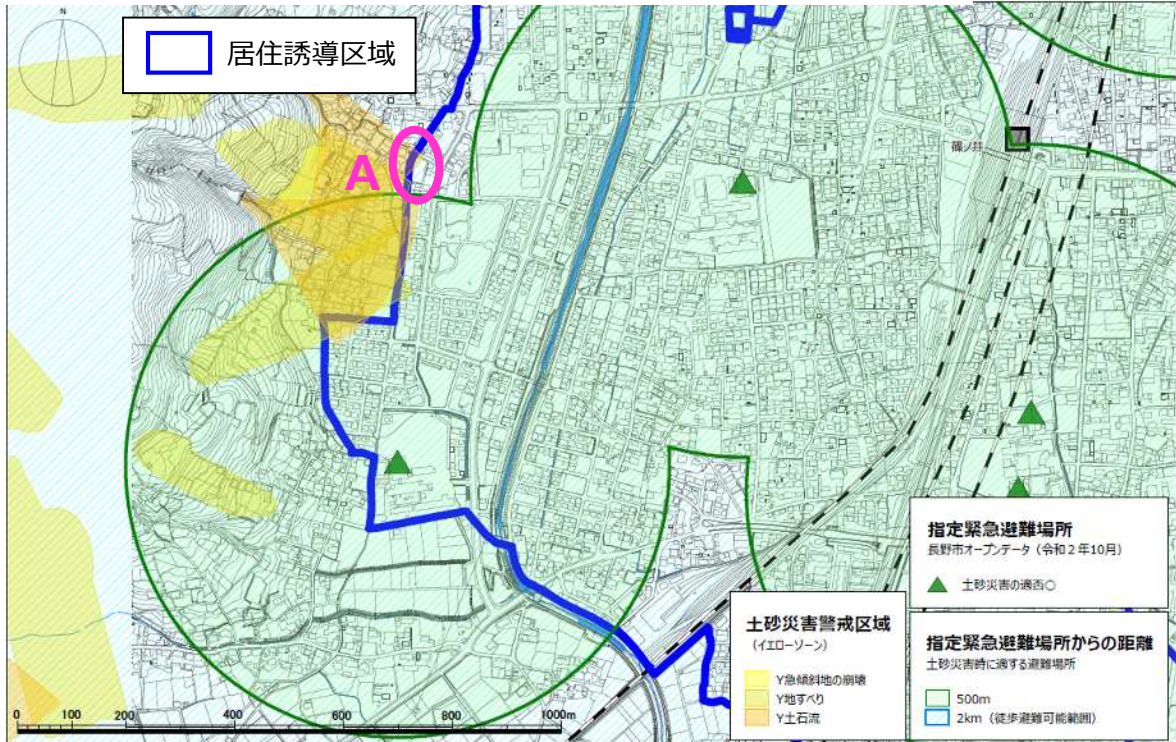
（出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査長野市オープンデータより作成）

課題のある箇所	リスクの状況（右列はエリア共通）	
A	・土石流の発生および急傾斜地の崩壊のおそれがある。	・土砂災害の危険がある時に避難できる指定緊急避難場所（土砂災害の適否○）から離れている。
B	・急傾斜地の崩壊および地すべりのおそれがある。	
C	・広範囲にわたって土石流の発生、急傾斜地の崩壊および地すべりの全てのおそれがある。	
D	・土石流の発生、急傾斜地の崩壊および地すべりの全てのおそれがある。	

④ 篠ノ井駅周辺（西口）

居住誘導区域内の土砂災害警戒区域について、土砂災害時に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面より、篠ノ井駅周辺（西口）にて相対的に課題のある箇所を把握する。

■ 篠ノ井駅周辺居住誘導区域内の土砂災害警戒区域と指定緊急避難場所徒歩圏



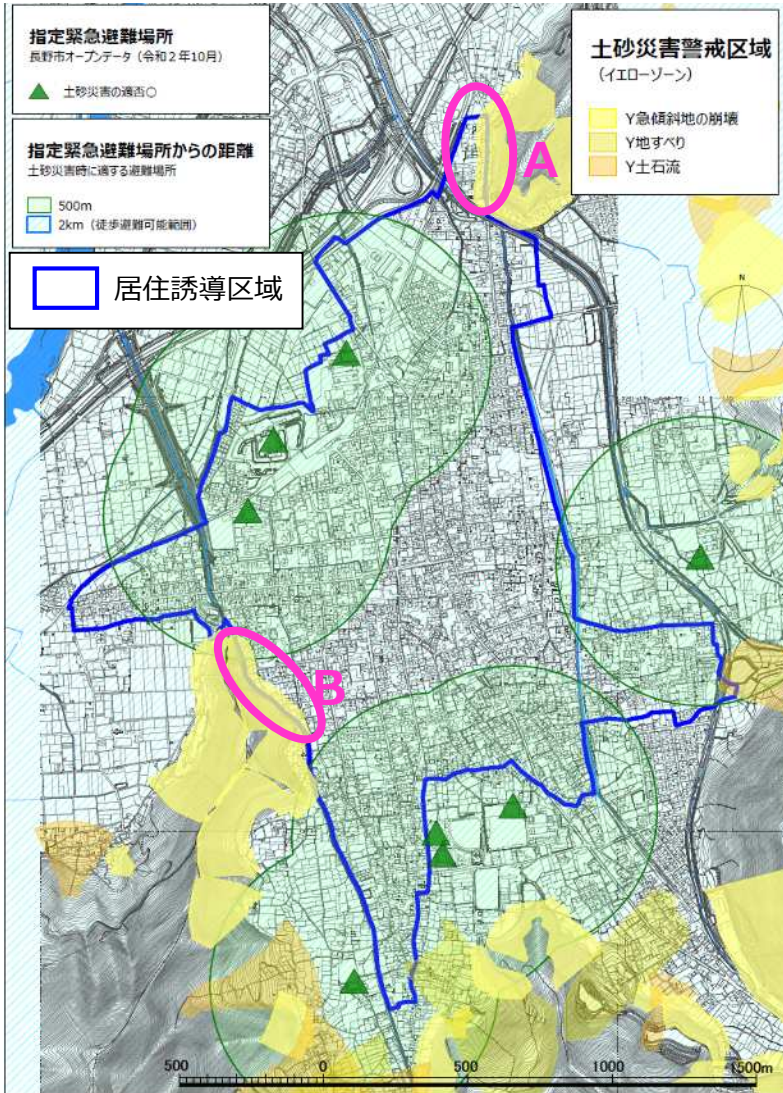
(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成)

課題のある箇所	リスクの状況
A	<ul style="list-style-type: none"> ・土石流の発生および地すべりのおそれがある。 ・土砂災害の危険がある時に避難できる指定緊急避難場所（土砂災害の適否○）から離れている。

⑤ 松代

居住誘導区域内の土砂災害警戒区域について、土砂災害時に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面より、松代エリアにて相対的に課題のある箇所を把握する。

■ 松代エリア居住誘導区域内の土砂災害警戒区域と指定緊急避難場所徒歩圏



(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査長野市オープンデータより作成)

課題のある箇所	リスクの状況（右列はエリア共通）	
A	<ul style="list-style-type: none"> 急傾斜地の崩壊のおそれがある。 	<ul style="list-style-type: none"> 土砂災害の危険がある時に避難できる指定緊急避難場所（土砂災害の適否○）から離れている。
B		

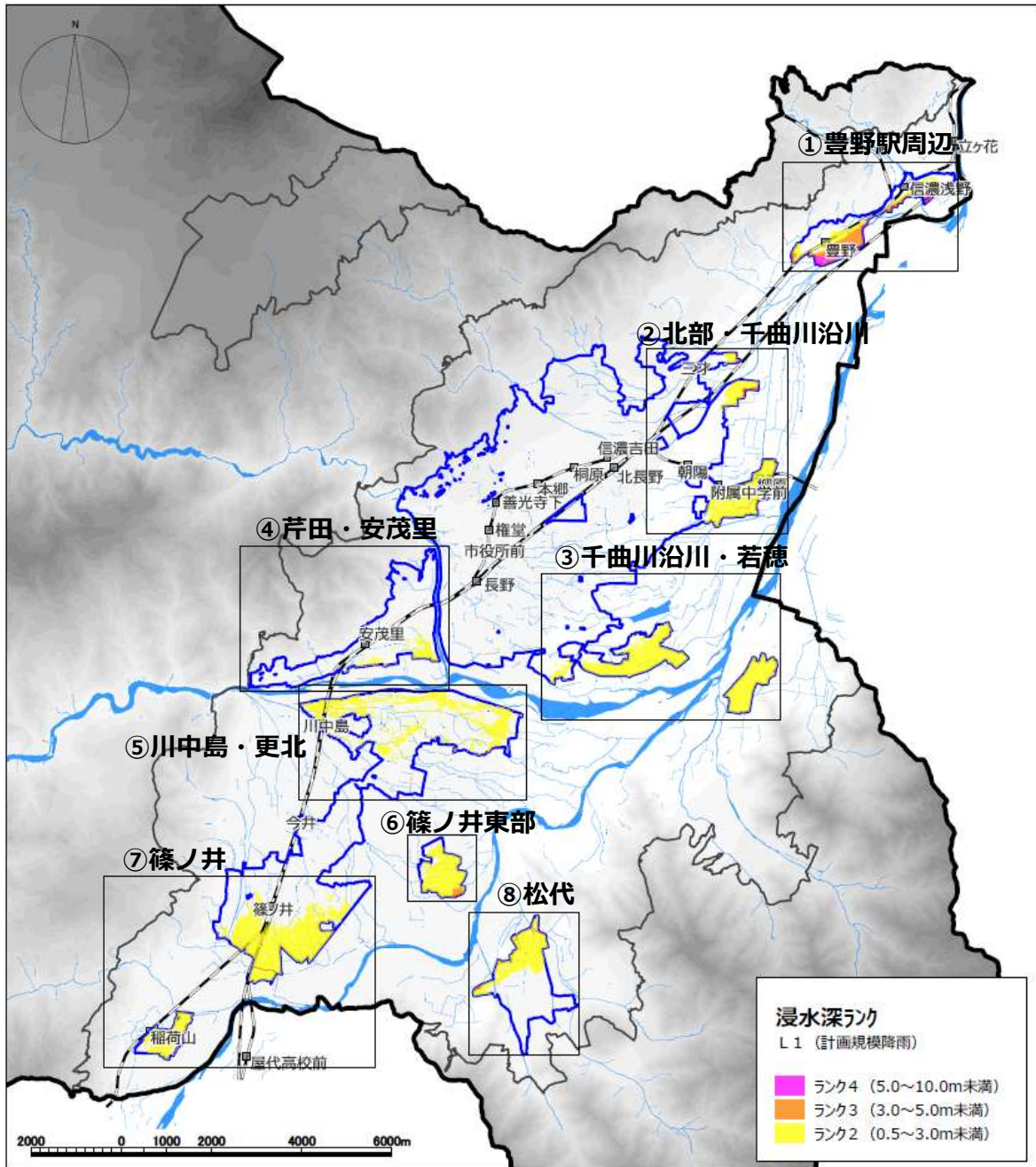
(2) エリア別の洪水浸水リスク

○ L1（計画規模降雨）時浸水ランク2以上

おおむね100年に1回程度起こる大雨時に、0.5m以上の浸水が予想される浸水深ランク2以上の地域を対象に、課題を抽出する※。

なお、浸水深が0.5m（膝）以上になるとほとんどの人が避難困難となることより（国交省、関川水害H7による調査結果）、0.5mを基準とした。

■ 居住誘導区域内のL1浸水深ランク2以上エリア

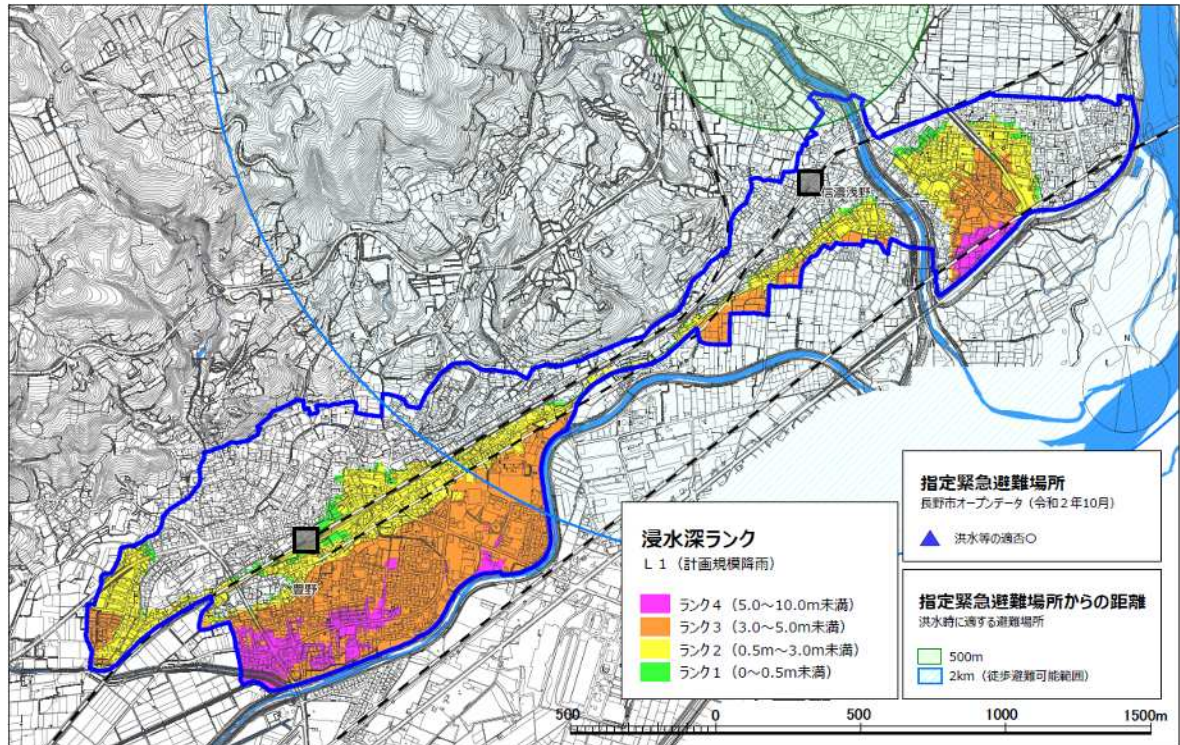


（出典：行政地図情報「L1（計画規模浸水想定）H28」
平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成）

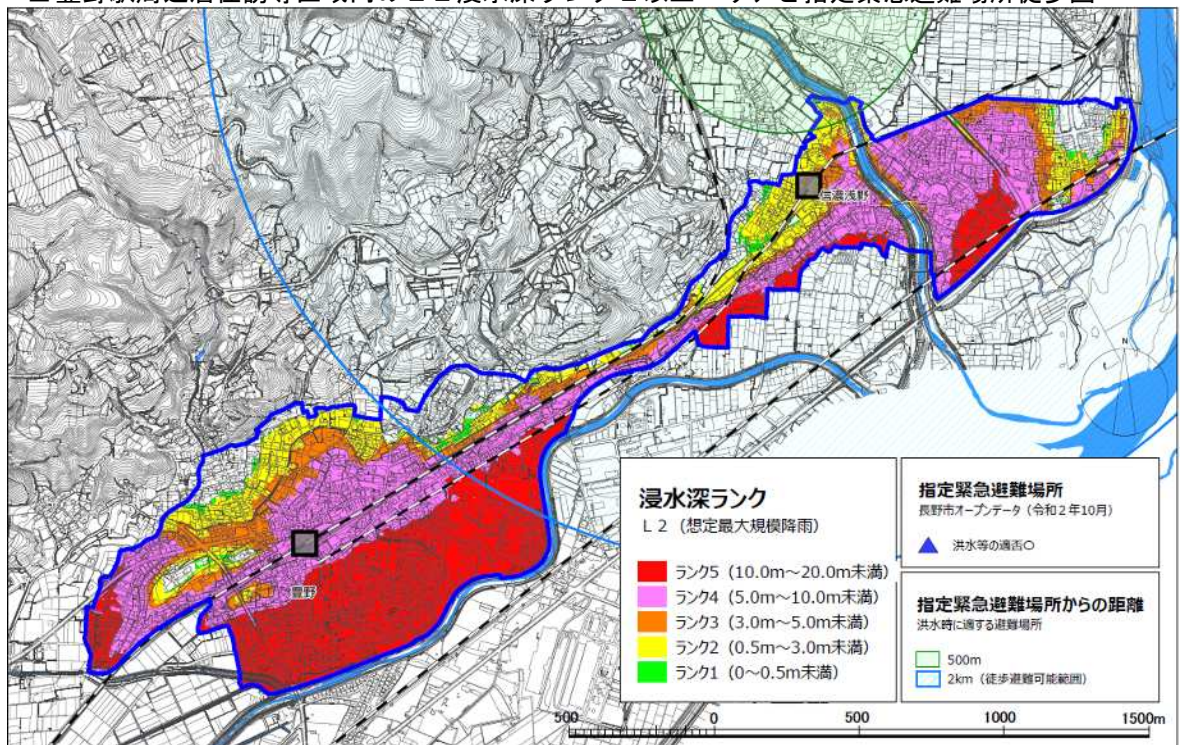
①豊野駅周辺

居住誘導区域内の浸水想定区域について、洪水に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面などにより、豊野駅周辺にて課題のある箇所をL1・L2時それぞれに把握する。

■ 豊野駅周辺居住誘導区域内のL1浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



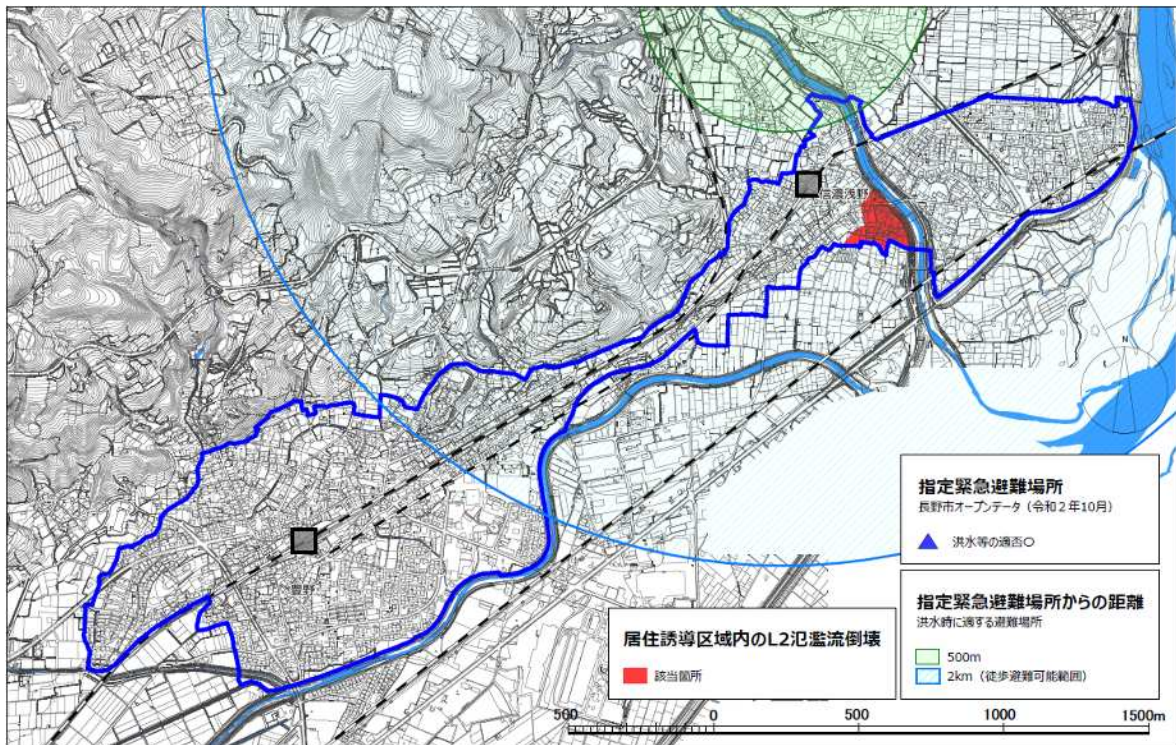
■ 豊野駅周辺居住誘導区域内のL2浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



（出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成）

課題のある箇所		リスクの状況
計画規模降雨 (L1)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	<ul style="list-style-type: none"> 洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが大部分を占める。
	2 (0.5~3.0m未満)	
	3 (3.0~5.0m未満)	
	4 (5.0~10.0m未満)	
想定最大規模降雨 (L2)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	<ul style="list-style-type: none"> 豊野駅周辺一帯に洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)の徒歩避難可能範囲外のエリアが存在する。
	2 (0.5~3.0m未満)	
	3 (3.0~5.0m未満)	
	4 (5.0~10.0m未満)	
	5 (10.0~20.0m未満)	

■ 豊野駅周辺居住誘導区域内のL2氾濫流による家屋倒壊等と指定緊急避難場所徒歩圏



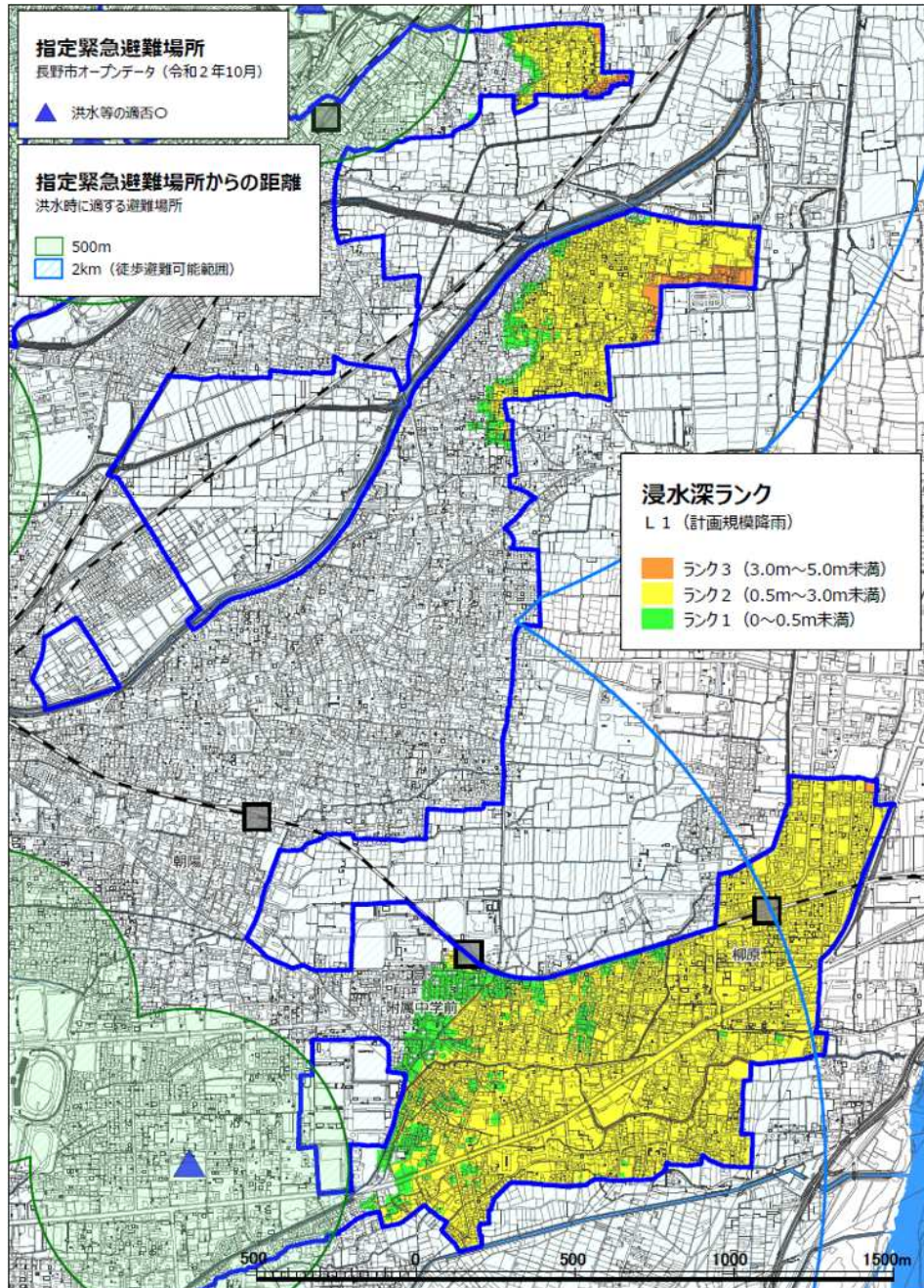
(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成)

課題のある箇所	リスクの状況
氾濫流による家屋倒壊等指定箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模の降雨時に氾濫流による建物倒壊のおそれがある。 ・ 洪水時に避難可能な指定緊急避難場所（洪水の適否○）から離れているエリアが大部分を占める。 ・ 豊野駅周辺一帯に洪水時に避難可能な指定緊急避難場所（洪水の適否○）の徒歩避難可能範囲外のエリアが存在する。

②北部・千曲川沿川

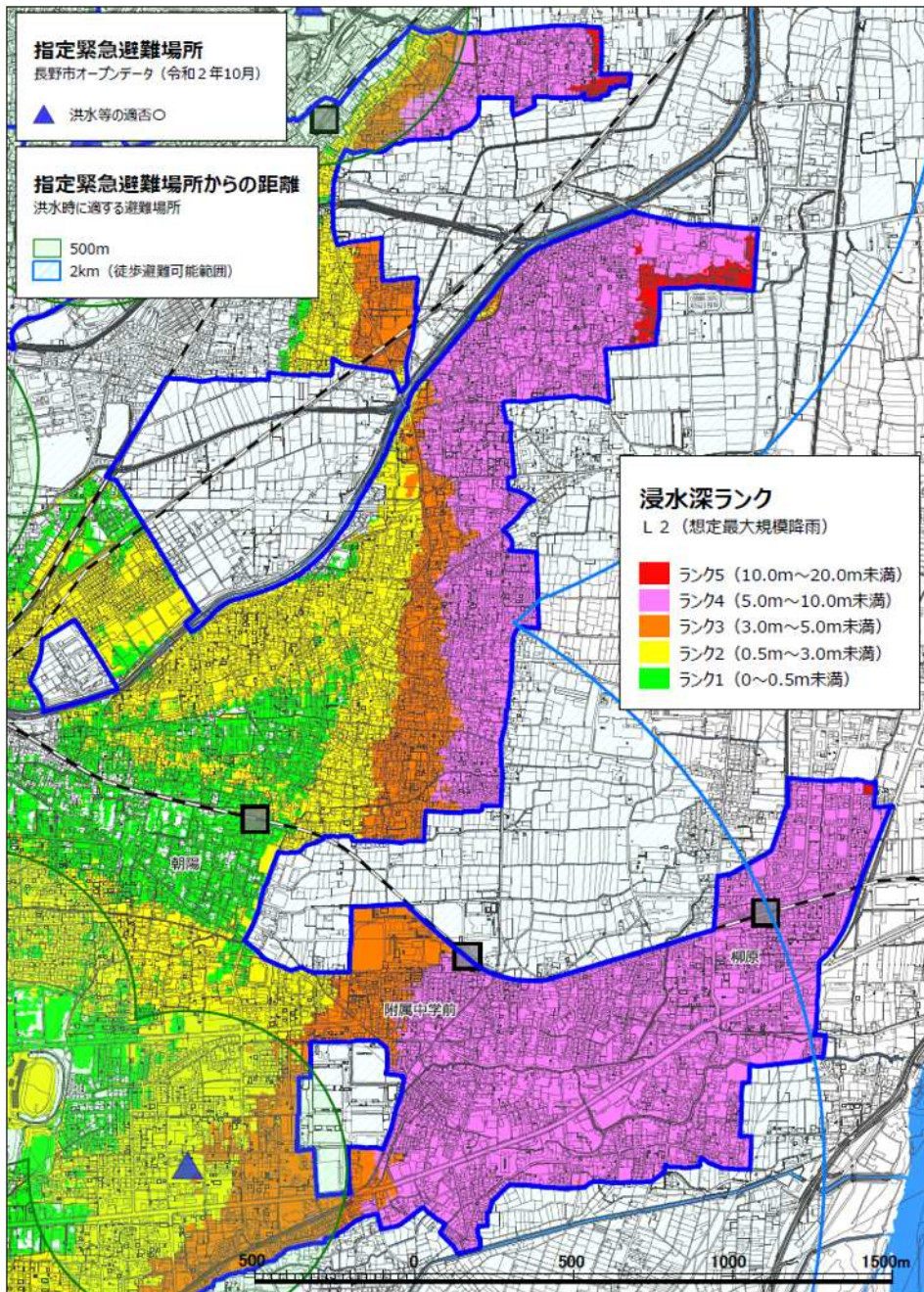
居住誘導区域内の浸水想定区域について、洪水時に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面などにより、北部・千曲川沿川エリアにて課題のある箇所をL1・L2時それぞれに把握する。

■ 北部・千曲川沿川居住誘導区域内のL1浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成)

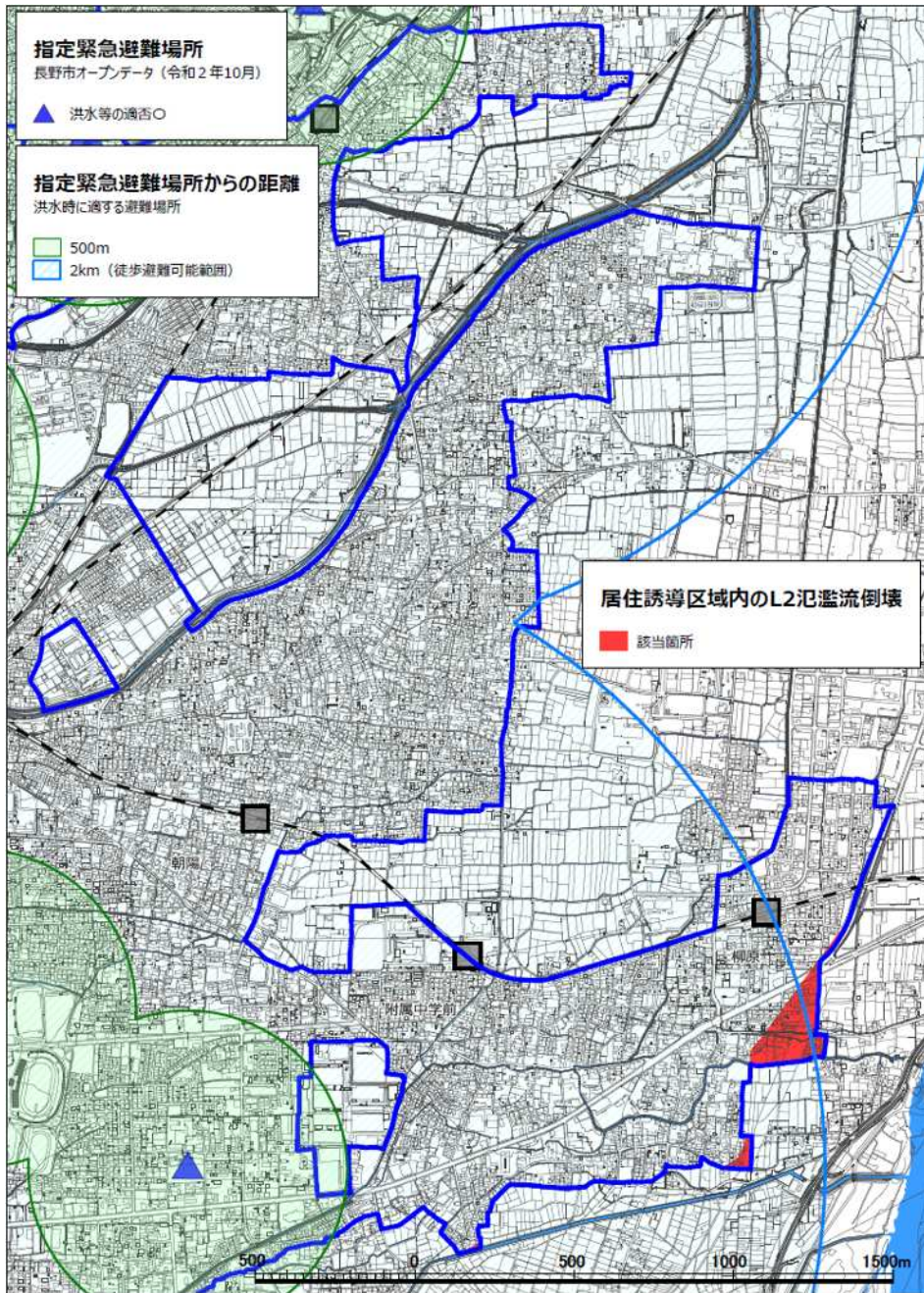
■ 北部・千曲川沿川居住誘導区域内のL2浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



（出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成）

課題のある箇所		リスクの状況
計画規模降雨 (L1)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。
	2 (0.5~3.0m未満)	・柳原駅の東側に洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)の徒歩避難可能範囲外のエリアが存在する。
	3 (3.0~5.0m未満)	
想定最大規模降雨 (L2)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが大部分を占める。
	2 (0.5~3.0m未満)	
	3 (3.0~5.0m未満)	
	4 (5.0~10.0m未満)	
	5 (10.0~20.0m未満)	・柳原駅の東側に洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)の徒歩避難可能範囲外のエリアが存在する。

■ 北部・千曲川沿川居住誘導区域内のL2氾濫流による家屋倒壊等と指定緊急避難場所徒歩圏



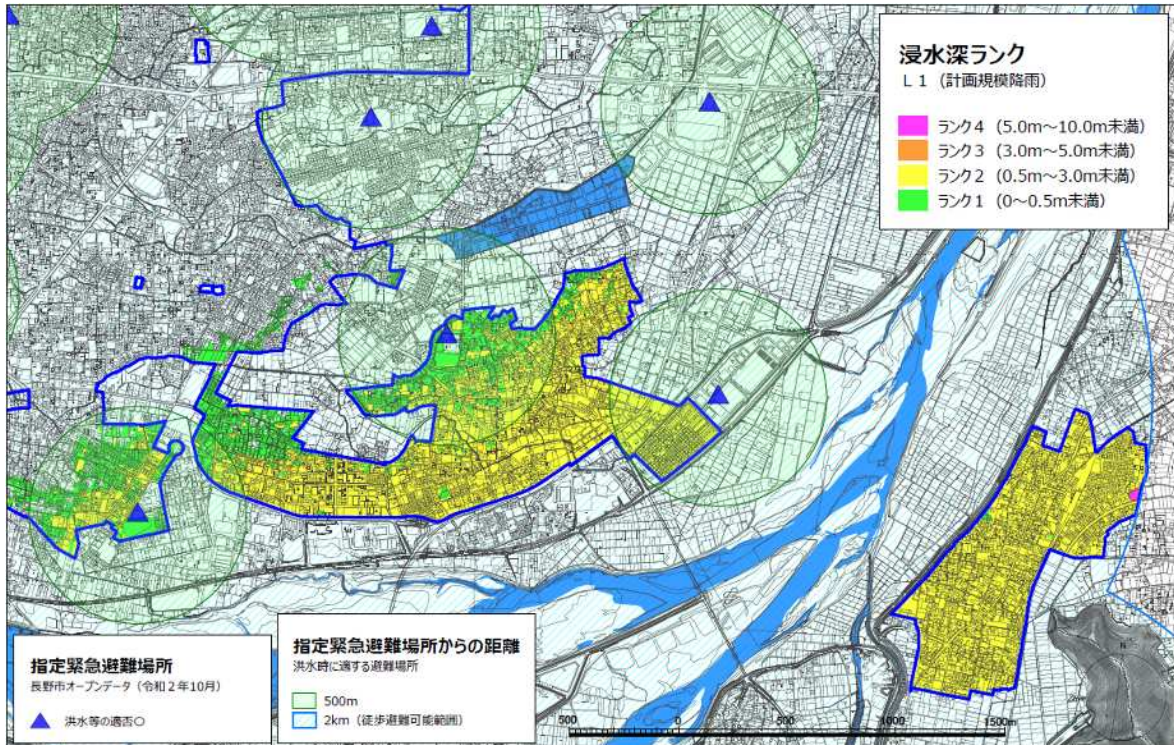
(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成)

課題のある箇所	リスクの状況
氾濫流による家屋倒壊等指定箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模の降雨時に氾濫流による建物倒壊のおそれがある。 ・ 洪水時に避難可能な指定緊急避難場所（洪水の適否○）から離れている。 ・ 柳原駅の南東に洪水時に避難可能な指定緊急避難場所（洪水の適否○）から離れているエリアが存在する。

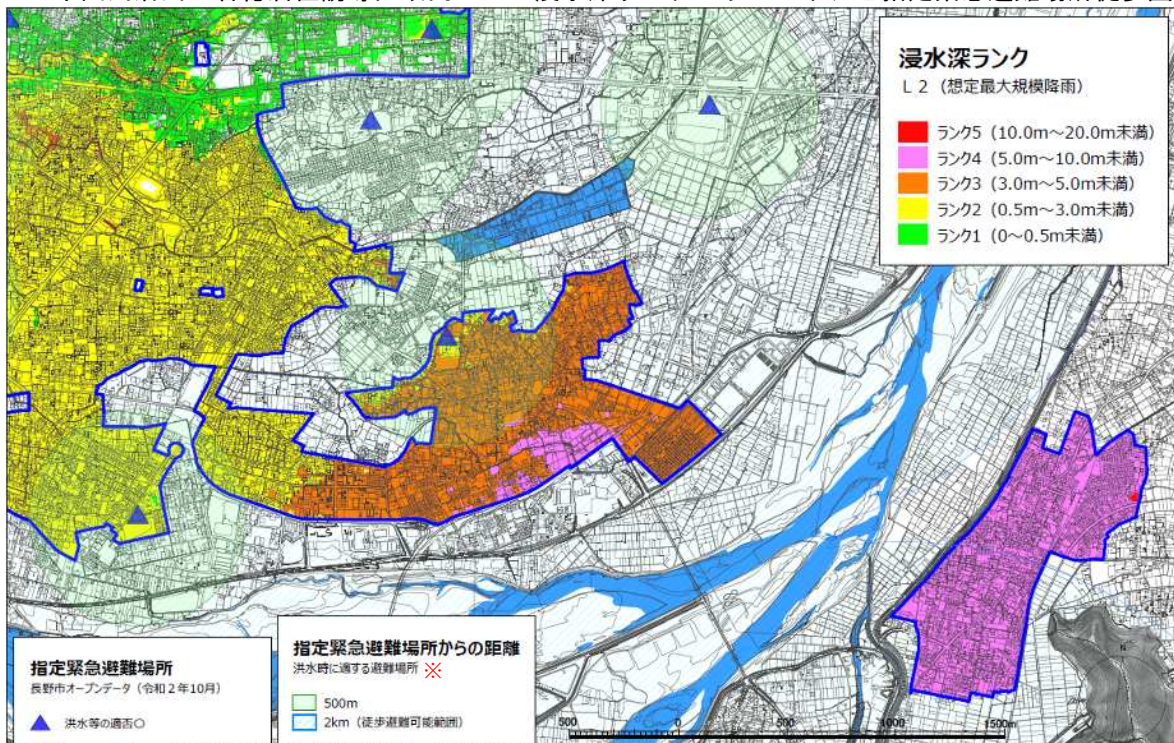
③千曲川沿川・若穂

居住誘導区域内の浸水想定区域について、洪水時に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面などにより、千曲川沿川・若穂エリアにて課題のある箇所をL1・L2時それぞれに把握する。

■千曲川沿川・若穂居住誘導区域内のL1浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



■千曲川沿川・若穂居住誘導区域内のL2浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏

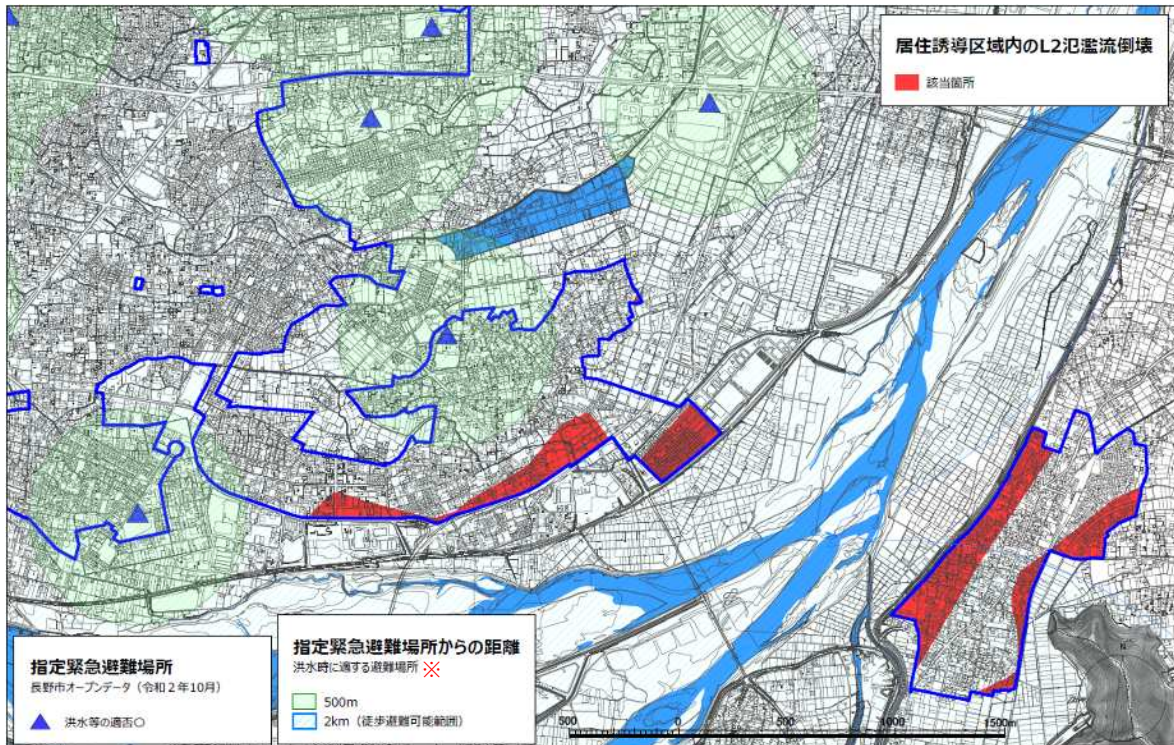


※氾濫流による家屋倒壊等指定エリアに立地するものを除く

(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査長野市オープンデータより作成)

課題のある箇所		リスクの状況
計画規模降雨 (L1)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 半数程度 ある。
	2 (0.5~3.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 大部分 を占める。
	3 (3.0~5.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。
	4 (5.0~10.0m未満)	
想定最大規模降雨 (L2)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 半数程度 ある。
	2 (0.5~3.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 大部分 を占める。
	3 (3.0~5.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 半数程度 ある。
	4 (5.0~10.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。
	5 (10.0~20.0m未満)	

■ 千曲川沿川・若穂居住誘導区域内のL2氾濫流による家屋倒壊等と指定緊急避難場所徒歩圏



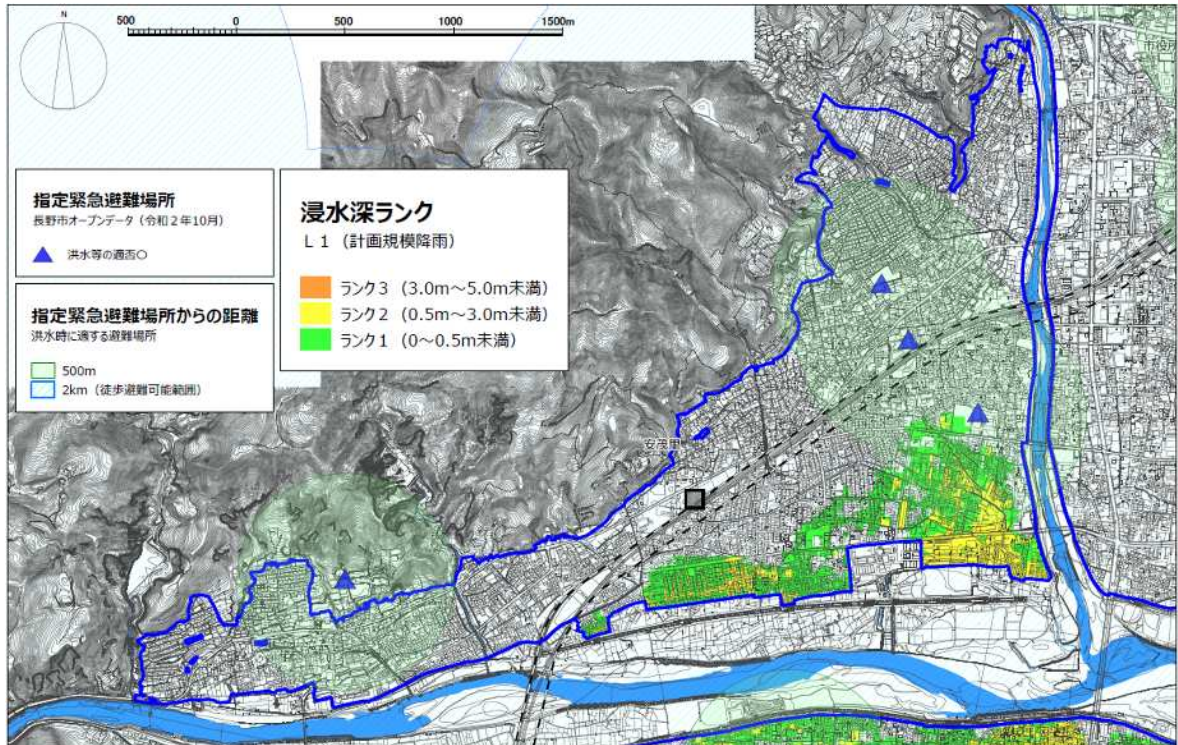
※氾濫流による家屋倒壊等指定エリアに立地するものを除く (出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査長野市オープンデータより作成)

課題のある箇所	リスクの状況
氾濫流による家屋倒壊等指定箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模の降雨時に氾濫流による建物倒壊のおそれがある。 ・ 洪水時に避難可能な指定緊急避難場所（洪水の適否○）から離れているエリアが大部分を占める。（一部地域は最寄りの避難場所に行くために河川を超える必要がある）

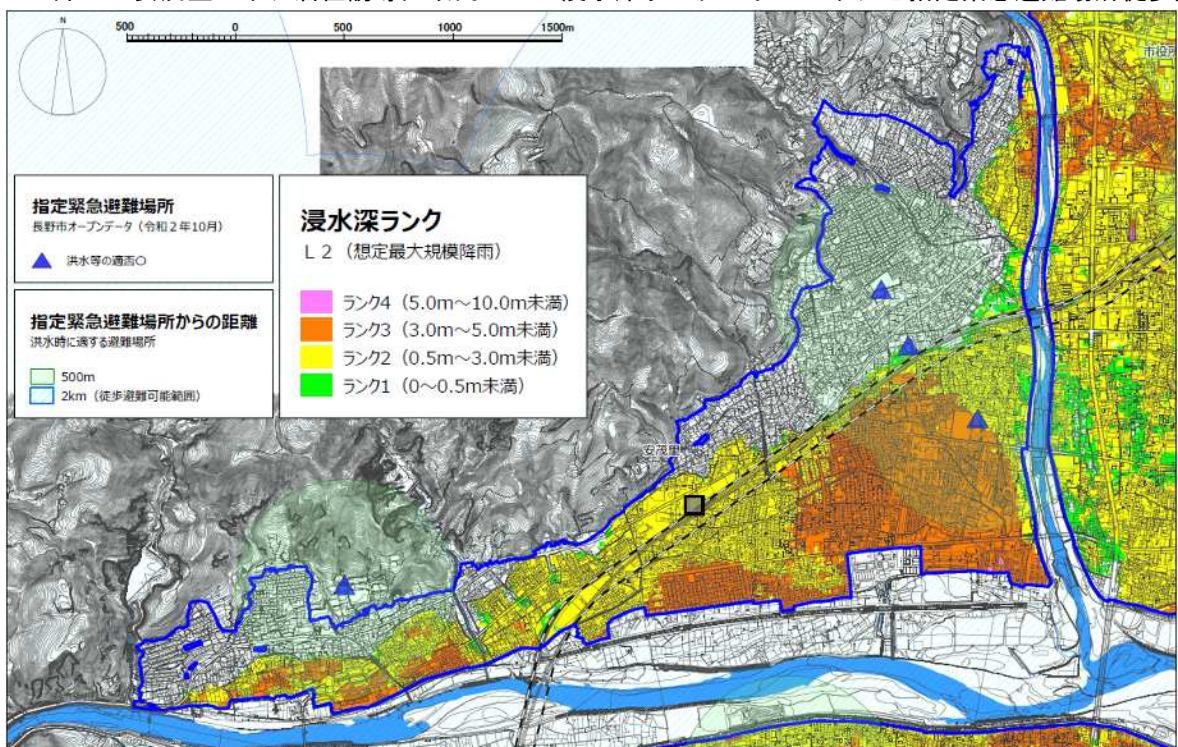
④ 芹田・安茂里

居住誘導区域内の浸水想定区域について、洪水時に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面などにより、芹田・安茂里エリアにて課題のある箇所をL1・L2時それぞれに把握する。

■ 芹田・安茂里エリア居住誘導区域内のL1浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



■ 芹田・安茂里エリア居住誘導区域内のL2浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成)

課題のある箇所		リスクの状況
計画規模降雨 (L1)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 半数程度 ある。
	2 (0.5~3.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 大半 を占める。
	3 (3.0~5.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。
想定最大規模降雨 (L2)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 半数程度 ある。
	2 (0.5~3.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 大半 を占める。
	3 (3.0~5.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 半数程度 ある。
	4 (5.0~10.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。

■ 芹田・安茂里エリア居住誘導区域内のL2氾濫流による家屋倒壊等と指定緊急避難場所徒歩圏



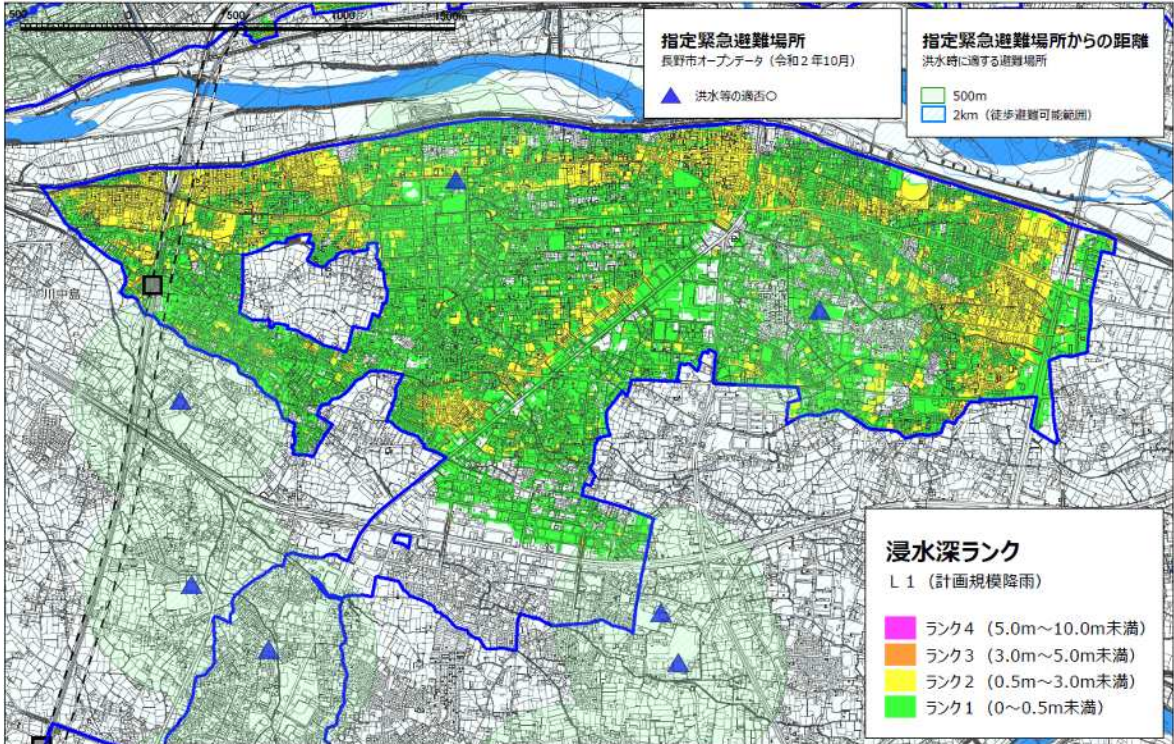
(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成)

課題のある箇所	リスクの状況
氾濫流による 家屋倒壊等 指定箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模の降雨時に氾濫流による建物倒壊のおそれがある。 ・ 洪水時に避難可能な指定緊急避難場所（洪水の適否○）から離れている。

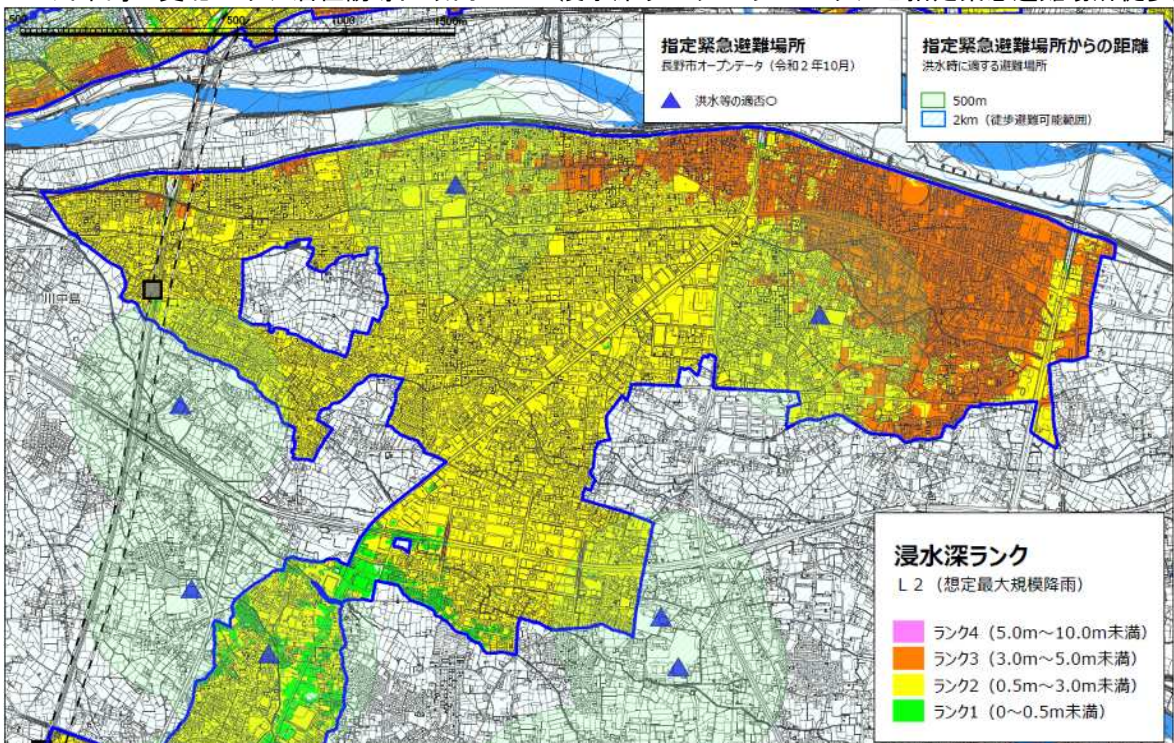
⑤川中島・更北

居住誘導区域内の浸水想定区域について、洪水時に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面などにより、川中島・更北エリアにて課題のある箇所をL1・L2時それぞれに把握する。

■川中島・更北エリア居住誘導区域内のL1浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



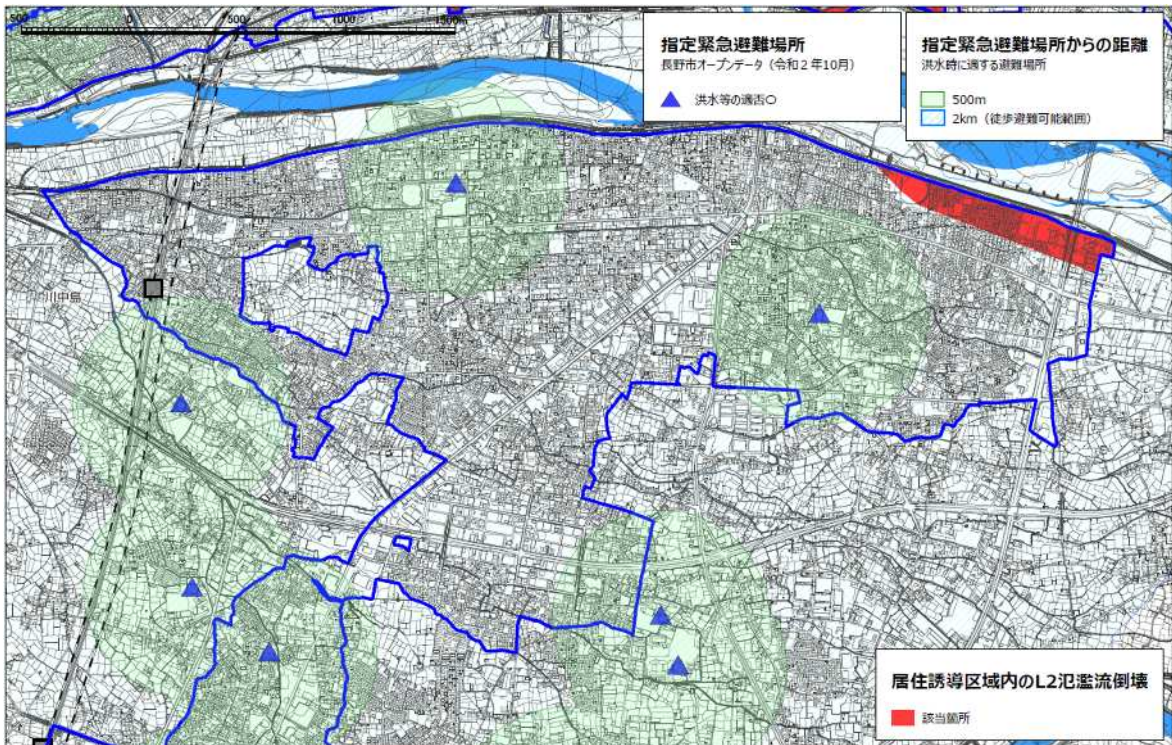
■川中島・更北エリア居住誘導区域内のL2浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成)

課題のある箇所		リスクの状況
計画規模降雨 (L1)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが大部分を占める。
	2 (0.5~3.0m未満)	
	3 (3.0~5.0m未満)	
	4 (5.0~10.0m未満)	
想定最大規模降雨 (L2)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが大部分を占める。
	2 (0.5~3.0m未満)	
	3 (3.0~5.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 大半 を占める。
	4 (5.0~10.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 若干 存在する。

■ 川中島・更北居住誘導区域内のL2氾濫流による家屋倒壊等と指定緊急避難場所徒歩圏



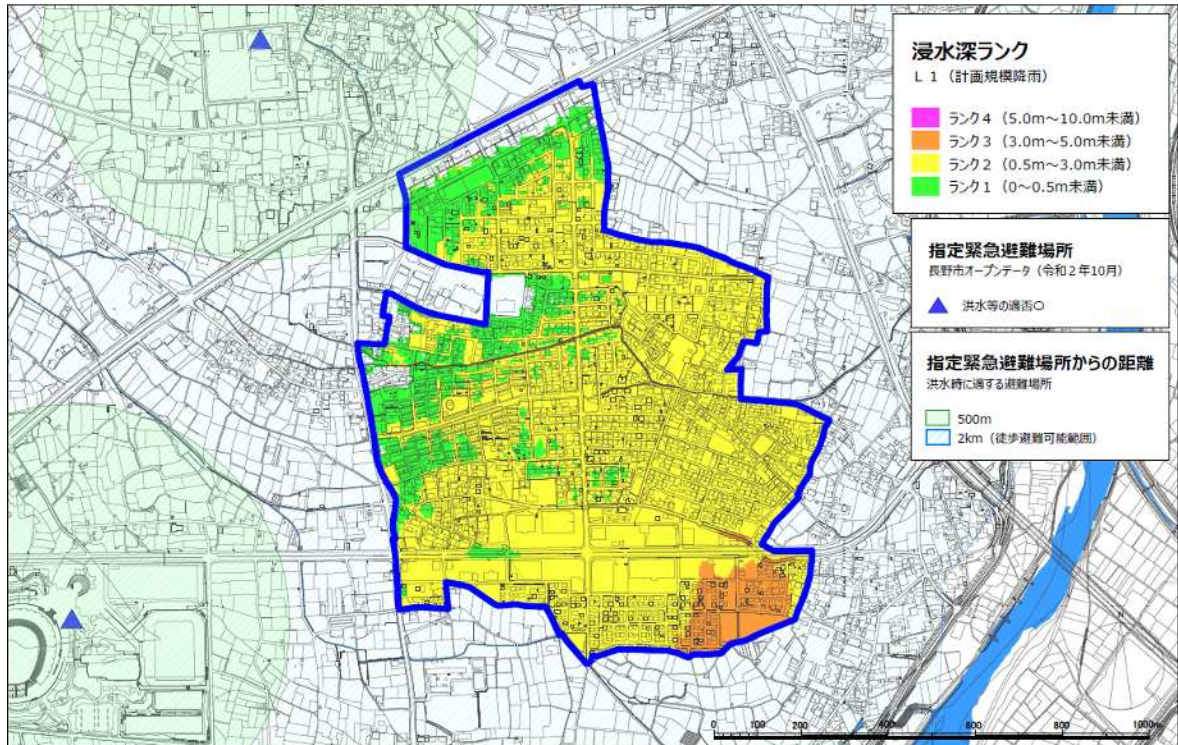
(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成)

課題のある箇所	リスクの状況
氾濫流による 家屋倒壊等 指定箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模の降雨時に氾濫流による建物倒壊のおそれがある。 ・ 洪水時に避難可能な指定緊急避難場所（洪水の適否○）から離れている。

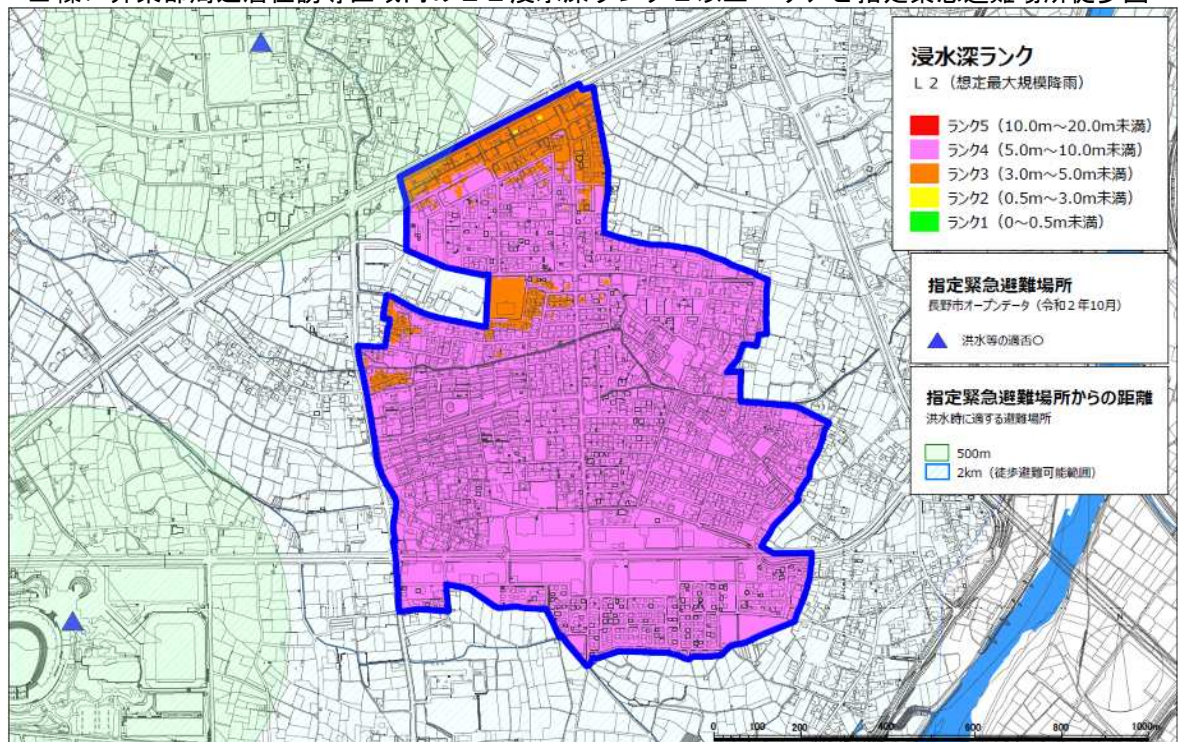
⑥ 篠ノ井東部

居住誘導区域内の浸水想定区域について、洪水時に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面などにより、篠ノ井東部エリアにて課題のある箇所をL1・L2時それぞれに把握する。

■ 篠ノ井東部周辺居住誘導区域内のL1浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏

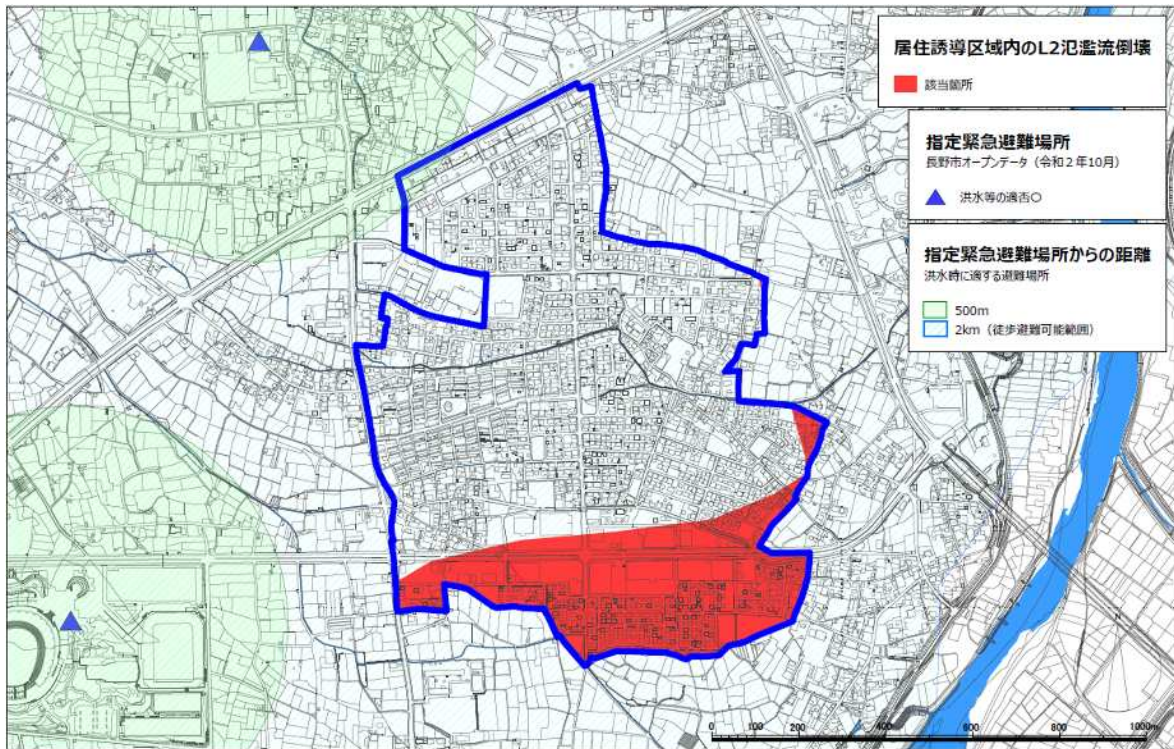


■ 篠ノ井東部周辺居住誘導区域内のL2浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



課題のある箇所		リスクの状況
計画規模降雨 (L1)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。
	2 (0.5~3.0m未満)	
	3 (3.0~5.0m未満)	
	4 (5.0~10.0m未満)	
想定最大規模降雨 (L2)	浸水深ランク2 (0.5~3.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。
	3 (3.0~5.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが大部分を占める。
	4 (5.0~10.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。
	5 (10.0~20.0m未満)	

■ 篠ノ井東部周辺居住誘導区域内のL2氾濫流による家屋倒壊等と指定緊急避難場所徒歩圏



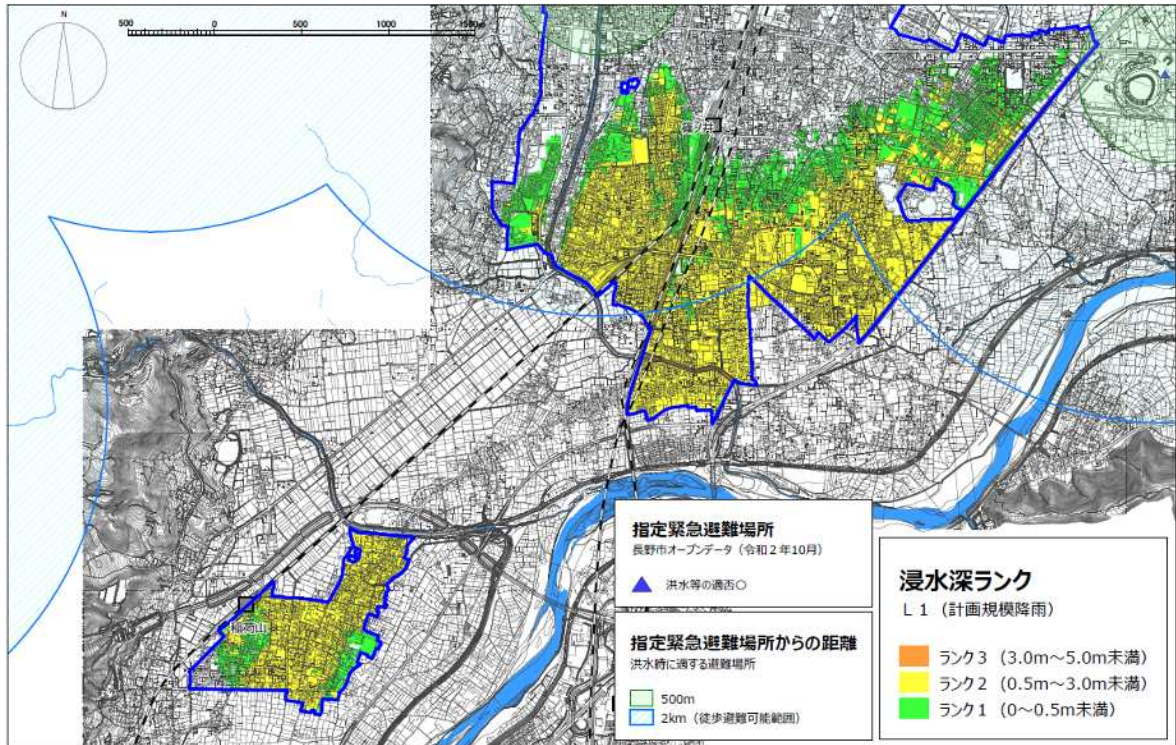
（出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成）

課題のある箇所	リスクの状況
氾濫流による家屋倒壊等指定箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模の降雨時に氾濫流による建物倒壊のおそれがある。 ・ 洪水時に避難可能な指定緊急避難場所（洪水の適否○）から離れている。

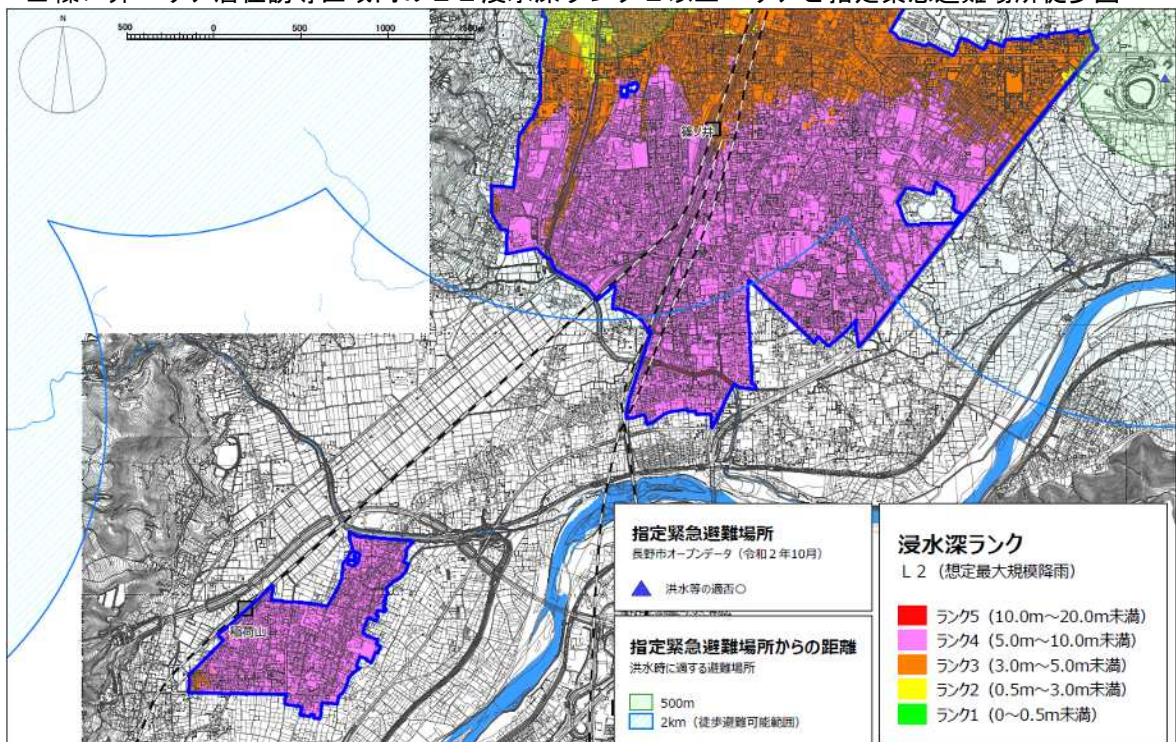
⑦篠ノ井

居住誘導区域内の浸水想定区域について、洪水時に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面などにより、篠ノ井エリアにて課題のある箇所をL1・L2時それぞれに把握する。

■篠ノ井エリア居住誘導区域内のL1浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



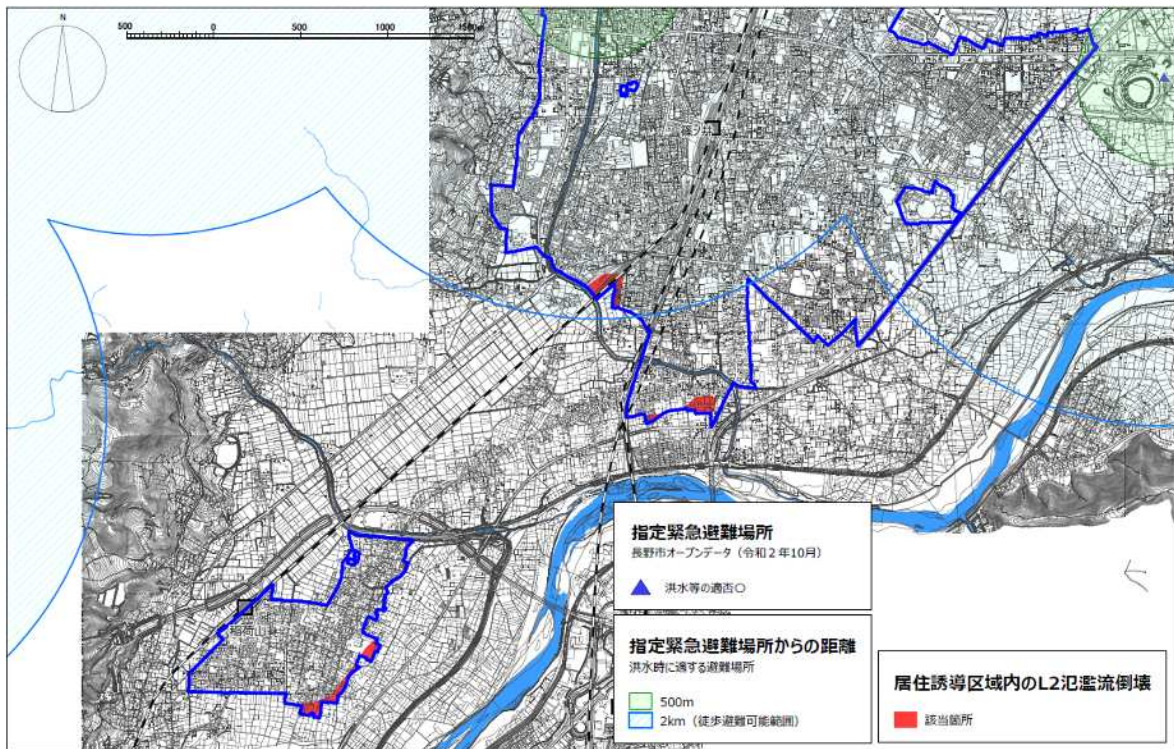
■篠ノ井エリア居住誘導区域内のL2浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成)

課題のある箇所		リスクの状況
計画規模降雨 (L1)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。
	2 (0.5~3.0m未満)	
	3 (3.0~5.0m未満)	
想定最大規模降雨 (L2)	浸水深ランク2 (0.5~3.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 一部 ある。
	3 (3.0~5.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 大部分 を占める。
	4 (5.0~10.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。
	5 (10.0~20.0m未満)	

■ 篠ノ井エリア居住誘導区域内のL2氾濫流による家屋倒壊等と指定緊急避難場所徒歩圏



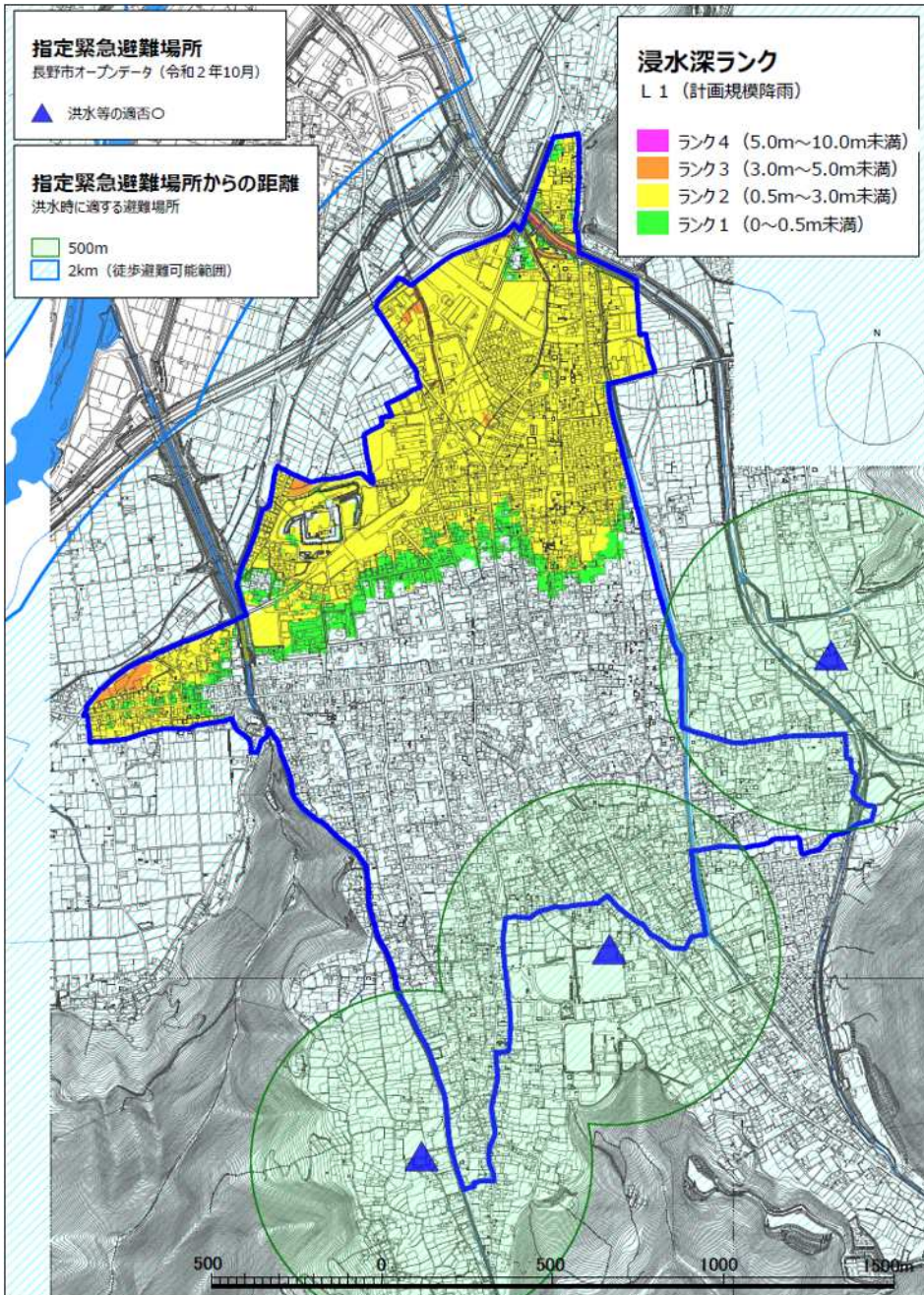
(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成)

課題のある箇所	リスクの状況
氾濫流による 家屋倒壊等 指定箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模の降雨時に氾濫流による建物倒壊のおそれがある。 ・ 洪水時に避難可能な指定緊急避難場所（洪水の適否○）から離れている。 ・ 一部洪水時に避難可能な指定緊急避難場所（洪水の適否○）の徒歩避難可能範囲外のエリアが存在する。

⑧松代

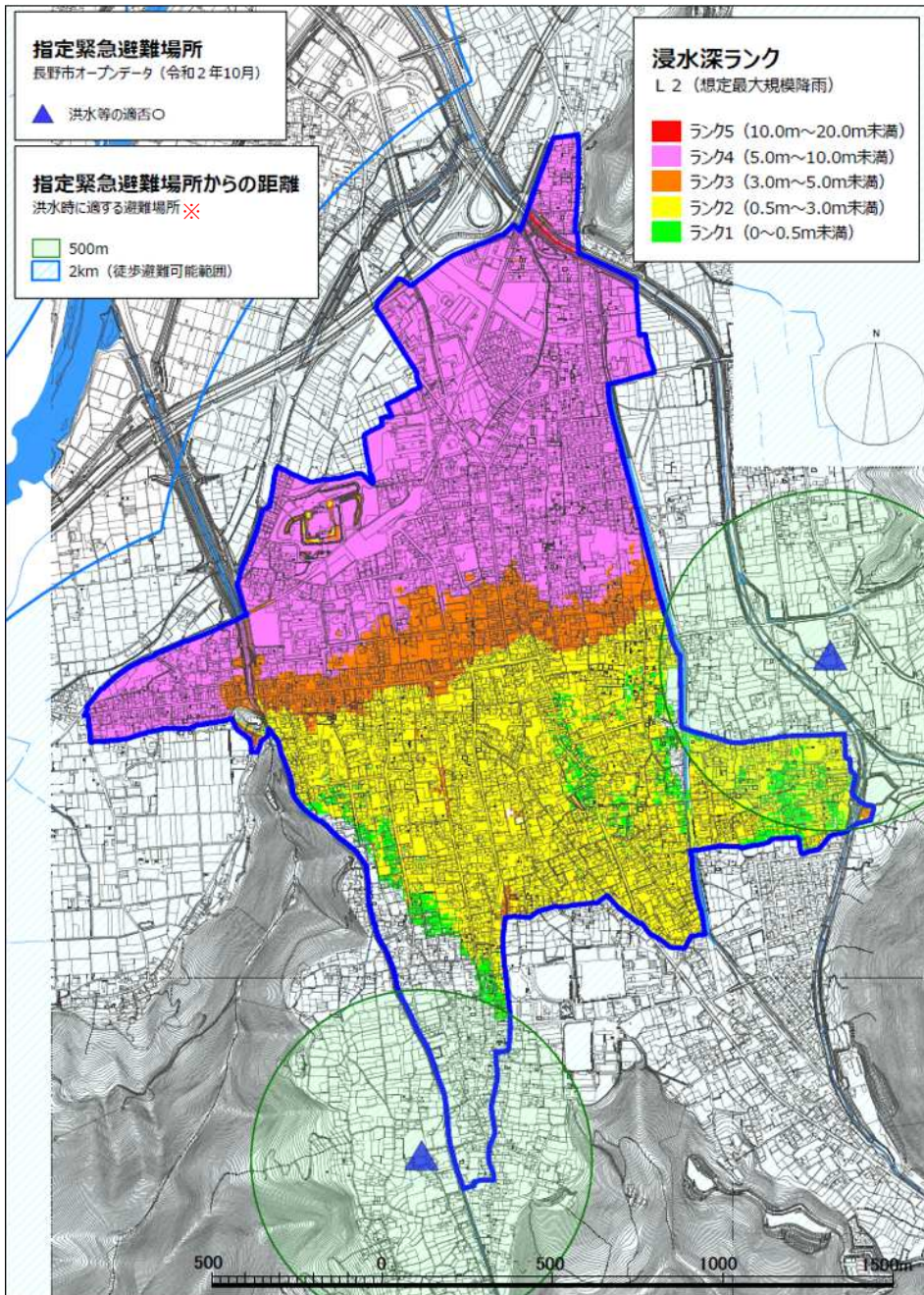
居住誘導区域内の浸水想定区域について、洪水時に利用できる指定緊急避難場所からの徒歩圏内距離（雨天の徒歩避難を想定し500m圏と設定）と緊急避難場所選定基準地域（徒歩避難可能範囲＝歩行距離2km以内（国土交通省「震災に強い都市づくりの手引き」より）を基準とする。）を重ねた図面などにより、松代エリアにて課題のある箇所をL1・L2時それぞれに把握する。

■松代エリア居住誘導区域内のL1浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏



(出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成)

■ 松代エリア居住誘導区域内のL2浸水深ランク2以上エリアと指定緊急避難場所徒歩圏

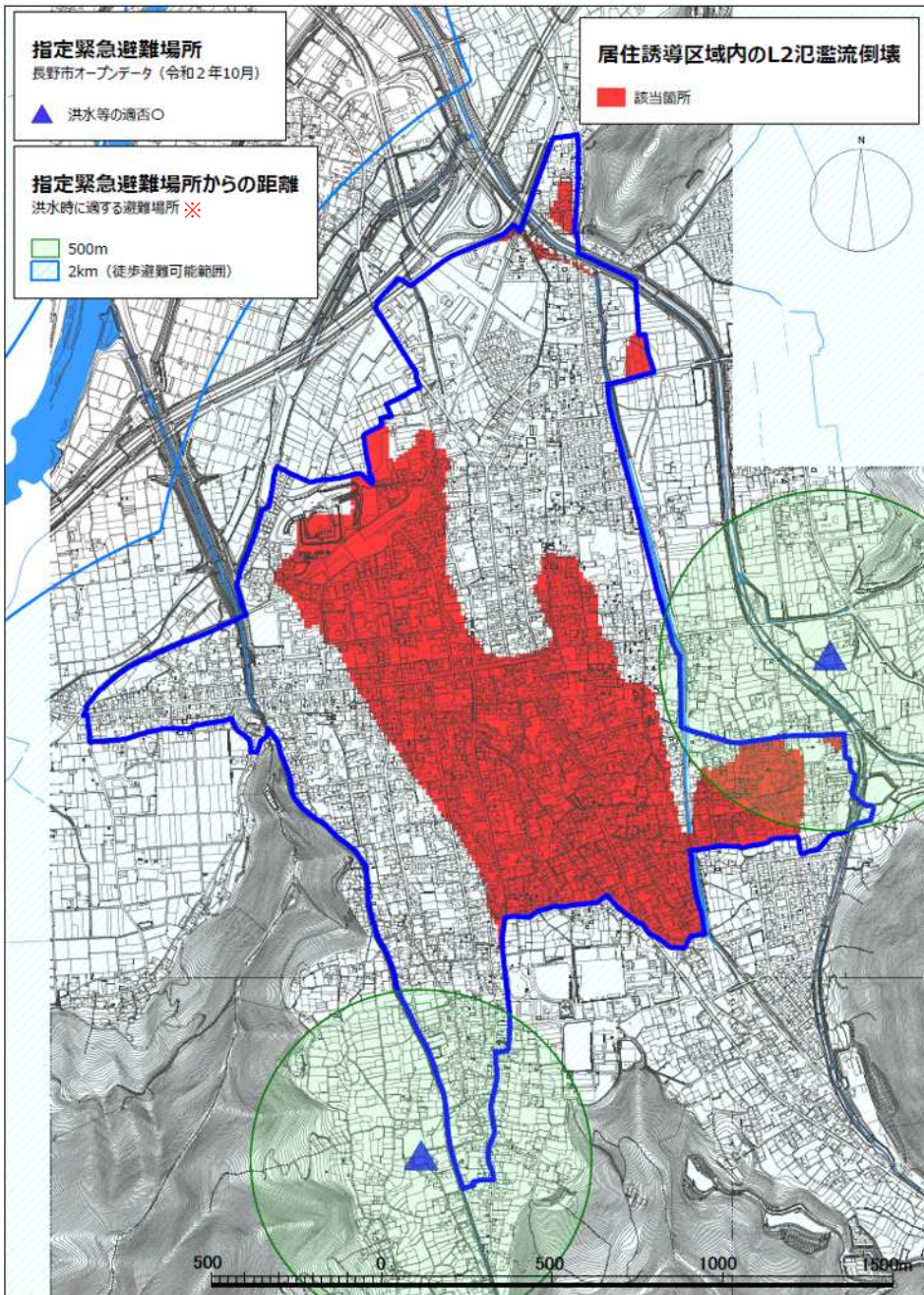


※氾濫流による家屋倒壊等指定エリアに立地するものを除く

（出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成）

課題のある箇所		リスクの状況
計画規模降雨 (L1)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。
	2 (0.5~3.0m未満)	
	3 (3.0~5.0m未満)	
	4 (5.0~10.0m未満)	
想定最大規模降雨 (L2)	浸水深ランク1 (0~0.5m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 半数 を占める。
	2 (0.5~3.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 大半 を占める。
	3 (3.0~5.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れているエリアが 大部分 を占める。
	4 (5.0~10.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。
	5 (10.0~20.0m未満)	・洪水時に避難可能な指定緊急避難場所(洪水の適否○)から離れている。

■ 松代エリア居住誘導区域内のL2氾濫流による家屋倒壊等と指定緊急避難場所徒歩圏



※氾濫流による家屋倒壊等指定エリアに
立地するものを除く

（出典：行政地図情報（長野市HPより）、平成29年度都市計画基礎調査
長野市オープンデータより作成）

課題のある箇所	リスクの状況
氾濫流による 家屋倒壊等 指定箇所	<ul style="list-style-type: none"> ・ 想定最大規模の降雨時に氾濫流による建物倒壊のおそれがある。 ・ 南端部分を除き、洪水時に避難可能な指定緊急避難場所（洪水の適否○）から離れているエリアが大部分を占める。

11 「長野市立地適正化計画（素案）」に対する意見募集（パブリックコメント）等の結果（H29策定時）

◆実施概要

1. 募集期間：平成 29 年 1 月 11 日～ 1 月 31 日

2. 周知方法：(1) 長野市ホームページに掲載
(2) 広報ながの 1 月号に掲載
(3) 市役所都市計画課、行政資料コーナー、各支所での閲覧
(4) 新聞報道等

3. 集計結果：

(1) 受理件数 7 件（3 人）

(2) 提出方法の内訳

直接提出	郵送	ファクシミリ	電子メール	電子申請	合計
0 通	0 通	0 通	1 通	2 通	3 通

(3) 意見に対する市の考え方

A：意見等により素案を修正・追加する	1 件
B：素案に盛り込まれており修正しない	1 件
C：素案は修正しないが今後の取り組みにおいて検討又は参考とする	0 件
D：検討の結果素案に反映しない	0 件
E：その他（質問への回答、状況説明）	5 件

(4) 意見等の内容

意見等に対する長野市の考え方と計画への反映状況等は、次頁のとおり

番号	意見・提案等の概要	市の考え方	区分
1	<p>(第4章 居住誘導区域)</p> <p>区域設定の基準として、「公共交通利用可能エリア」「施設が身近に存在するエリア」といった基準は設けないのですか。また、そのような情報は区域設定の過程で反映されているのですか。</p>	<p>公共交通や生活利便施設の立地状況については、本編の P.10～、参考資料 P.5～にて検証を行っております。その上で、今回の区域設定については、従来の市街化区域をもとに P.24 で示したフローチャートにより定めています。基本的には、公共交通網の利用可能エリアや施設利用可能エリア等を勘案して定めるものですが、あわせて、地域の成り立ちや一定の人口集積がある状況、また、現在までの用途地域による土地利用の誘導等についても十分留意することが必要です。以上を踏まえて、主要な公共交通網の利用可能エリアや施設利用可能エリアを包含し、一定の人口密度が確保されている市街化区域をもとに設定したものです。</p>	E
2	<p>(第4章 都市機能誘導区域)</p> <p>都市計画マスタープランに位置づけられた「生活拠点」にも都市機能誘導区域を設定してはどうですか。</p>	<p>本計画では、限られた資金や期間で、重点的・戦略的に課題に対応するため都市機能誘導区域を4箇所に設定しています。また、日常生活に必要な機能で徒歩圏などに立地が必要な施設については、拠点に限らず人口集積に応じて立地することが望ましいため、都市機能誘導区域に立地を限定しないとしています。ご指摘の生活拠点については都市計画マスタープランにおいて、既存の土地利用制度による生活利便施設の立地誘導や都市拠点とのネットワークの充実などにより市民生活の維持・向上を図ります。</p>	E
3	<p>(第6章 数値目標)</p> <p>数値目標の指標2として、「市民1人あたりの公共交通の利用回数」が示されていますが、現状値の128.9回/年というのは感覚的に多く感じます。</p> <p>目標の意図は、公共交通を利用する絶対数を増やすことにあるのですか、利用する市民の数を増やすことにあるのですか。</p>	<p>数値目標の指標2は、本計画の上位計画である第五次長野市総合計画における目標数値を用いて「市民1人あたりの公共交通の利用回数」としております。これは、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」のまちづくりの「ネットワーク」の部分を評価するものです。指標は、市内における電車・バス・タクシーの年間の利用総計を人口で除して算出しております。現在の公共交通サービス水準を将来に亘り提供するには、利用環境の充実とともに、市民一人ひとりが「地域の公共交通を支える」という意識のもと、公共交通の利用を促進することが必要であるとの考えから、平成26年(平成27年は御開帳開催のため)の実績値を基に年間132.1回と設定しております。</p>	E

番号	意見・提案等の概要	市の考え方	区分
4	<p>(第4章 居住誘導区域)</p> <p>計画対象範囲に含まれるものの、居住誘導区域から外れる区域における方策について触れていません。居住誘導区域に含まれない地域の土地利用の考え方について方向性を示してほしいです。市街化調整区域の集落は今後も人口が減少することが予想され、集落地域における生活環境や活力の維持のための方策が必要と思われま</p>	<p>立地適正化計画の区域のうち居住誘導区域外のエリアの土地利用方針については、都市計画マスタープランに示しております。</p> <p>ご指摘のとおり、市街化調整区域などの田園集落地域では、人口の減少による生活環境やコミュニティの維持が困難になる恐れがあることから、生活中心地の維持や公共交通のネットワーク化などにより市民生活の維持に取り組みます。</p>	E
5	<p>(第4章 都市機能誘導区域)</p> <p>北長野地区は、市内でも希少な交通結節点であるにもかかわらず、ポテンシャルが活かしきれていない印象があります。事業所などを誘導施設として定め、市街地再開発事業などにより都市機能の集積を図ってはどうか。また、当該地区は北長野駅や信濃吉田駅を利用する学生が多いことなどから、若者が交流できるスペース(ex.えんぱーく(塩尻市))があると、活力・賑わいの創出につながるのではないですか。併せて、安全な自転車走行空間の確保や、このエリアを起点としたバス路線も検討が必要と思われま</p>	<p>都市機能誘導施設は、都市再生特別措置法により「都市の居住者の共同の福祉や利便のため必要な施設」と規定されており、都市の居住者に商品やサービスを提供する機能を有しない事務所等の施設は誘導施設として定めることができません(資料編P.4参照)。ご指摘のとおり北長野地区の都市機能の向上を図るため、学生の利用が多いなどの地区特性を活かした施設の立地は誘導すべきものと考えており、具体的な施設の整備計画が定まった時点で誘導施設の追加設定など計画の見直しを行いたいと考えております(本編P.46)。また、自転車走行空間の確保やバス路線の検討については、本編P.61～の「公共交通充実のための施策」として取り組むとともに、策定中の地域公共交通網形成計画と連携を図りながら進めたいと考えております。</p>	B
6	<p>(第6章 数値目標)</p> <p>市民一人当たりの公共交通利用回数として、現状値と目標値が示してありますが、それぞれの根拠を教えてください。また、根拠は参考資料に掲載して頂きたいと思います。市民の感覚としては、数値が大きすぎると思いま</p>	<p>指標は、市内における電車・バス・タクシーの年間の利用総計を人口で除して算出しております。現在の公共交通サービス水準を将来に亘り提供するには、利用環境の充実と共に市民一人ひとりが「地域の公共交通を支える」という意識のもと、公共交通の利用を促進することが必要であるとの考えから設定しております。</p> <p>指標設定の根拠については、本編の該当ページに注を設け掲載します。</p>	A

番号	意見・提案等の概要	市の考え方	区分
7	<p>篠ノ井駅東口周辺には暮らしに必要な施設が集積していますが、商店街の賑わいが失われつつあります。一方で当該エリアでは、公共施設のリニューアルや道路整備などの計画が進み、人の流れが戻ることを期待されています。</p> <p>南部図書館の建替え場所の選定にあたっては、現施設が現地に建設された歴史的背景や、施設が集積状況などを勘案して駅東口にしてほしいです。</p> <p>施設の計画は、図書機能だけでなく市民が集い交流ができる複合施設となるよう、専門家の協力を得ながら市民参加によるプロセスにより策定することを望みます。</p>	<p>本計画では、篠ノ井駅周辺を市南部の地域拠点として、広域的な交流の促進や生活文化機能の集約により、都市機能を向上させること目的として、都市機能誘導区域を定めるとともに、そのエリア内で整備すべき施設として図書館を定めております。</p> <p>なお、南部図書館の建設地の選定や整備手法についてのご意見であるので、関係課に伝えます。</p>	E

12 「長野市立地適正化計画改定（案）」に対する意見募集（パブリックコメント）等の結果（R3改定時）

◆実施概要

1. 募集期間：令和3年12月1日～12月27日

2. 周知方法

- (1) 長野市ホームページに掲載
- (2) 広報ながのに掲載
- (3) 市役所都市政策課、行政資料コーナー、各支所での閲覧
- (4) 新聞報道等

3. 集計結果：

(1) 受理件数 6件（2人）

(2) 提出方法の内訳

直接提出	郵送	ファクシミリ	電子メール	電子申請	合計
1通	0通	0通	0通	5通	6通

(3) 意見に対する市の考え方

A：意見等により素案を修正・追加する	3件
B：素案に盛り込まれており修正しない	0件
C：素案は修正しないが今後の取り組みにおいて検討又は参考とする	0件
D：検討の結果素案に反映しない	0件
E：その他（質問への回答、状況説明）	3件

(4) 意見等の内容

意見等に対する長野市の考え方と計画への反映状況等は、次頁のとおり

番号	意見・提案等の概要	市の考え方	区分
1	長野市防災計画、長野市水防計画について。本計画では、防災まちづくりを提唱しているのにも関わらず、主な関連計画に「長野市地域防災計画」、「長野市水防計画」が入っていない。入れるべきである。	ご指摘のとおり、今回の改定で防災の視点を加えた防災指針では、既存の地域防災計画などと連携していくことを明記していますので、当該箇所へ追加します。	A
2	立地を見込む公共施設として「長野県立美術館(長野地区)」と記述がある。長野県立美術館は既にオープンしている。計画では、同館の分館を新たに市街地に造るという意味なのか。あるいは以前の計画が残っているのか。	以前の計画(現行計画)で設定したもので、既に整備されたものもありますが、整備した実績として記載は残しておきたいと考えます。しかし、誤解がないように修正します。	A
3	公共車両優先システム(PTPS)導入の例として、長野市公共交通ビジョンの(平成27年)の引用がある。図に多連結バスが描いてある。これは現在のバス会社に多連結バスの導入を勧めるという意味なのか。その導入に市は補助を出すというのか。あるいは、単なる既存のモデル計画の写しなのか。もし既存計画の写しで、実現性のないようなものならば、描かない方が良い。	ご指摘のとおり、長野市公共交通ビジョンから引用した図となりますが、公共車両優先システムをイメージした図であり、多連結バス導入を促す意味ではありませんので、誤解がないように修正します。	A
4	都市機能誘導区域設定の考え方について、広域拠点は長野駅周辺の「長野広域拠点」しかないのに、他の地域と同様に単なるポンチ絵しか描いていない。現在の実情に則してもっと具体的に描いたらどうか。	49頁の図は都市機能誘導施設を設定する際にどのような機能を集積していきたいかをイメージしたイラストでありますので、具体的な描写はしておりません。現在の都市機能誘導施設などの立地状況は、現行計画の資料編に記載がございます。	E
5	長野中心市街地の整備事業の例として、後町ホールが紹介されているが、主に体育館設備だけで公民館的要素がなく使いづらい。体育館設備としても近隣から苦情が出ている。集会にも使えるように再整備をすべきである。	後町ホールは、旧後町小学校の統廃合に際し、地元の皆様の要望を踏まえながら整備された施設となっております。施設の形状は体育施設ですが、用途は多目的ホールであるため、集会等にもご利用いただくこともできることから、再整備は考えておりません。	E

6	<p>長野地区に「医療機能（基幹）災害拠点病院」と篠ノ井地区に「医療機能（地域）災害拠点病院」を新たに追加することを提案します。</p> <p>この2地区の地域拠点に「医療機能の項目」を追加することにより、将来医療施設等の新設や移転新築などの計画が示された場合、医療関連施設等へのアクセス向上を目的とした公共施設の整備及び公共交通の再編など、特定区域の都市機能を充実させるための支援制度等の活用が可能となり、施設整備などの事業効果が期待できると考えます。</p> <p>市内の主要な総合病院は北東部に長野市民病院、中心市街地に周辺に長野中央病院や長野赤十字病院、篠ノ井には篠ノ井総合病院、松代には松代総合病院などがあり、立地適正化計画の対象地区内において、総合病院がそれぞれバランス良く配置されています。このことから、4地区すべての地域拠点に「医療機能」を追加することが必要と思われませんが、近年台風などの自然災害での被災者対応や新型コロナウイルスのパンデミックによる医療機関等充実の必要性の観点から、特に「災害拠点病院」として指定された医療施設の所在地である「長野地区」及び「篠ノ井地区」に追加することを提案するものです。</p>	<p>ご提案のとおり、災害時には医療の拠点となる基幹災害拠点病院である長野赤十字病院や地域災害拠点病院である篠ノ井総合病院は、バランス良く配置されており、これらの病院施設の新設や移転等にあわせて周辺の公共施設や公共交通の再編など、事業効果が高いため、都市機能誘導施設としての追加を検討します。</p>	E
---	--	--	---